

地域研究 第12集

競合に生きる谷あいの町

岡山大学教育学部社会科教室内地域研究会

は し が き

岡山大学教育学部地域研究会の第12輯の調査報告書として「競合に生きる谷あいの町久世町」を公刊する。

この題目が決定したのはいよいよ原稿が出揃った段階であった。調査の対象地域を久世町に決定したのは昭和42年5月であり、その時にも久世町の性格が論議され、勝山・落合と鼎立する存在であることが、確認されたが、研究主題を競合におくということにはなかった。したがって、この研究は、競合の事実についての検証に主題を置いたものでもなく、また、事象そのものの分析に際して必ずしも競合を考慮に入れたわけでもなく、従来とってきた総合研究であり、標題は調査対象地域久世町の町としての性格を端的に表現したまでにすぎないことを予めお断りしておきたい。

およそ岡山県の町ほど似かよった町の多いところも少ない。これは1つには中国脊梁山地、吉備高原、南部沖積平野と地形が模式的に展開しているところにある。したがって多くはその地域の中心集落であって著しい特色をもたない。中心集落はその機能においてたえずサービス地域の争奪において同じような隣接の中心集落と戦いをくりひろげている。特に相接近している場合にはげしい。地域は生きているといわれるゆえんである。

久世町と勝山・落合両町とは、岡山県下の第2次クラスの都市津山市の傘下にある第3次クラスの中心集落である。戸数と人口とを幕末の作陽誌からとると、久世原村の207 烟・1,588人に対して、勝山・落合はそれぞれ、194 烟、1,246人と120 烟・617人である。明治22年では926戸・4,491人に対して、397戸・2,269人と525戸・2,224人であり、昭和40年では2,723戸・11,715人に対して、3,035戸・12,939人と4,183戸・18,679人である。人口で追いつ追われつの関係なら、歴史的事実においても似かよっている。久世と勝山はともに出雲街道の宿駅であるのに加えて高瀬舟の河岸町でもあったのに対して落合は高瀬舟と陸上交通の結節的としては他にゆずらない要地を占めていた。久世町が代官所が置かれた所なら、勝山は三浦氏の陣屋がおかれた地方政治の中心でもあった。そして現代においてはともに中国縦貫道・中国横断道の建設によって、ベーシックな中心集落の機能である商業を中心に新たな生きるいとなみが脈うっている。調査の打合わせにはじめて現地に行ったのは昭和42年6月9日であったが、この時の第一印象「活発な町だな」ということは今も変りがない。これが競合に生きる姿である。

地域研究として特定の町村を取上げて調査するようになったのは、戦後アメリカの共同研究の成果が高く評価され、その方法がわが国でも採用されたこと、社会科が発足し郷土研究が要求されたことによるところ大である。10年1昔を経過する間にその条件は変って来ている。しかし、これを支えたものは自ら学ぼうとする熱意と御協力をいただいた受入れ側の各位のお蔭とである。

久世町についても調査期間中の7月25日から29日まで及びその後の事後調査まで三村専治町長、横山恒一教育長をはじめ、郷土史家の菊池鷹太郎氏、手島義胤氏、町民各位のあたたかい御協力をいただいた。最後に記して厚く御礼申し上げたい。



加 者

教

官

谷 口 澄 夫
米 村 昭 二
宗 田 克 巳

藤 沢 晋
高 重 准

虫 明 九
三 浦 道三郎

卒 業

生

上 田 賢 一
高 田 正 規
山 川 靖 仁

孝 本 貢
三 宅 克 幸

高 田 浩 二
森 章

学

生

赤 坂 英 二
宇津木 敬 子
奥 山 富 義
風 早 弘 美
真 安 加代子
田 中 宣 江
坪 井 都 子
難 波 貴美子
福 嶋 琢 巳
吉 田 恵 子
板 野 悦 子
小 野 優 志
乗 本 進
藤 井 桂 子

明 石 憲 子
太 田 斐 子
小 野 栄 一
北 口 千代子
須 山 邦 二
佃 美智子
中 藤 元 彦
花 田 幸 子
守 本 一 恵
吉 田 泰 代
大 口 美栄子
柴 岡 元
松 本 邦 光
高 山 琢 三

岩 崎 威
大 野 瑞 枝
小 野 常 夫
児 玉 信 子
高 月 栄 子
津 下 淳 子
長 瀬 正 幸
菱 川 玲 子
山 下 滋
渡 辺 泉
大 橋 奎 二
関 孝 敏
森 上 敏 夫

分類

ソ-0137

52513

目 次

第1章 久世町の沿革と現況	1
1 現況・位置・地勢	1
2 久世町の沿革	5
第2章 久世町の自然的環境	10
1 地 形	10
2 地 質	11
3 水 利	16
4 気 候	19
第3章 人 口	27
第4章 古代・中世の久世	55
1 条理と古代村落	55
2 遺 跡	60
第5章 近世宿場町としての久世	65
1 代官所支配と久世町	65
2 早川代官とその治績	72
3 宿場町としての久世	86
1 宿場町の成立	86
ロ 宿場町の機能	104
ハ 町並の復原	110
4 市場町としての久世	110
1 牛 市	110
ロ その他の市と特産品	113
第6章 周辺農村の経済構造と農民一揆	117
1 近世の農業と農民層分解	117
2 農民一揆の発生と経過	126
第7章 近代化への胎動	147
1 封建制度の崩壊と近代化	147
2 政治・教育の近代化	154
第8章 交通の発達と変遷	167
1 河川交通	167
2 七里飛脚	173
3 道路交通	179
4 中国縦貫自動車道	191

第9章 久世町の経済構造	201
1 農 業	201
1 農業の機械化	201
ロ 労働力の構成変化	209
ハ 農民層分解と小作争議	214
ニ 農業構造改善事業	240
2 畜 産 業	250
1 和牛の生産構造	250
ロ 和牛の流通機構	256
ハ 酪農の発達	266
3 林 業	281
1 山林の所有形態	285
ロ 山林の利用形態	295
ハ 林 産 物	300
ニ 製材業の成立と発展	312
4 商工業の隆替	315
1 商業の変化	315
ロ 久世とそのサービスエリア	336
ハ 製絲業の成立と発展	359
ニ 商 工 会	372
第10章 社会構造	381
1 家 族	381
(一) 黒尾の家族	381
(二) 余野の家族	414
2 同族と親族	445
第11章 宗教と民俗	481
1 宗 教	481
1 祭祀組織	481
ロ 明治以後の宗教	495
2 民 家	532
1 年中行事	533
ロ 冠婚葬祭	542
ハ 民 家	547
第12章 教 育	560
第13章 久世町の未来像	596

第 1 章 久 世 町 の 沿 革 と 現 況

1 現況，位置，地勢

(4) 現 況

久世町の現況を把握するにあたっては、諸種の要素があげられ、またそれらが交錯してはいるものの、一応下記の四項目にしぼり、その概略を記すことにする。

(1) 産業別従業者数の推移と現況

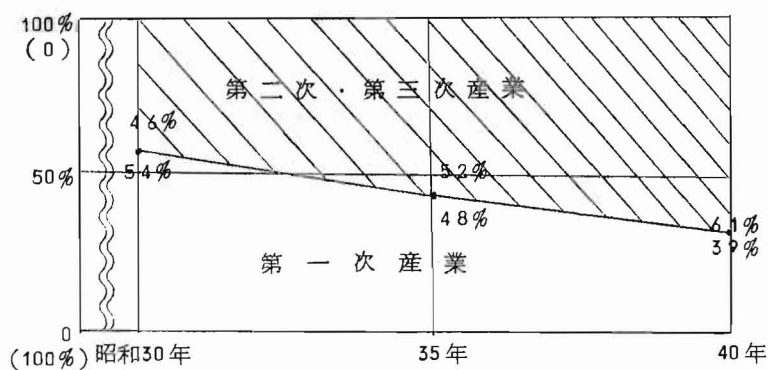
別表①に示すように、従業者数では第一位が農業、第二位が製造業、第三位が卸小売業、第四位がサービス業で、以下、建設業、運輸通業と続く。しかしながら、別表①②を見て明らかのように、順位における比重はかなり流動的であることがわかる。即ち、産業を第一次、第二次、第三次に大別した場合、過去昭和三十年から昭和四十年までの十年間においては、第二次、第三次産業の占める割合が、第一次産業の占めるそれを次第に圧倒してきていることがわかる。ちなみに、工場誘致などで農林業者は昭和三十年には全体の 54.1% であったものが、昭和四十年には 39.2% と減少している。特に増減の激変は、農業、卸小売業、製造業において著しい。これらの変化は主として、専業維持ができなくなったことによるもの、従って兼業、特に第二種兼業へと移行したことによるもの、住民が消費の目を都市に向けるようになったこと、また、当地域内、あるいは周辺地域への工場誘致によるものと考えている。ところで、注意の必要なことは、表面的な人口増加についてである。即ち、昭和三十五年から四十年にかけては人口は増加しているが、この増加は主として郡是製米会社、その他の製造業会社の従業者が久世町に転入してきていることが大きく作用していると考えられる。(後章「人口動態、人口静態」を参照されたい。)

既に、若干述べたように、農家数においては専業から兼業、特に第二種兼業への移行が顕著であるが、この移行は別表④にみられるような、(日本特有の)経営耕地の狭小性からして、必然的な帰結であろう。

別表① 人口、世帯数、および産業別従業者数

区 分		昭 和 3 0 年	昭 和 3 5 年	昭 和 4 0 年
人 口		1 2, 7 0 2	1 1, 7 3 6	1 2, 3 4 4
世 帯 数		2, 6 0 9	2, 6 4 5	2, 7 5 1
産 業 別 従 業 者 数	農 業	3, 0 4 9	2, 6 8 6	2, 4 4 2
	林 業	1 8 6	1 3 1	1 1 2
	漁 業	1 7	4	0
	鉱 業	3	7	0
	建 設 業	2 6 1	2 7 6	2 9 5
	製 造 業	6 2 7	6 9 9	1, 5 8 0
	卸 小 売 業	8 8 4	9 6 6	7 4 5
	金 融 業	6 4	6 6	6 9
	運 輸 通 信 業	2 2 7	2 6 6	2 8 1
	サ ー ビ ス 業	5 6 7	6 5 3	6 9 2
	公 務	1 3 0	1 3 3	1 3 8
	そ の 他	3	0	0
	計	6, 0 1 8	5, 8 8 7	6, 3 5 4

別表② 第一次産業と第二次、第三次産業との比率



別表③ 農 家 数

	総 数	専 業	第一種兼業	第二種兼業
3 5 年	1, 2 5 4	3 8 0	5 9 6	2 7 8
4 0 年	1, 2 1 0	1 6 4	5 3 6	5 1 0

別表④ 経営耕地広狭別農家数

	総 数	～50a	50a～1.0ha	1.0ha～1.5ha	1.5ha～2.0ha	2.0ha以上
35年	1,254	555	516	159	18	1
40年	1,210	528	509	152	14	7

(2) 真庭郡内および県北における経済的中心地としての久世町： その変貌せる現状

地理的にみた久世町の位置もみのがすことはできないが、これは歴史的な要素を多分に反映している現象といえよう。即ち、「久世」というのは元渡場であるところからおこった地名であり、古文獻には「久世」が「古瀬」とあり、舟泊地を意味している。同時に、久世は宿場町であり、牛馬市の盛んな所でもある。それは歴史的にみて真庭郡をも含めた県北における久世町の歓楽地、商業中心地としての性格を示しているといえよう。こうした古来からの久世町の性格は地域住民の性格決定に大きく作用したと思われるのである。久世町民の間にはいわゆる「新しいもの」に対する関心は強く、それは能動的である。一方、昭和三十年代の経済の新しい波は久世町にも当然影響を及ぼしたが、その結果は後進地域たる県北の一地域たる久世町にも新たな諸矛盾を一層うきほりにするものであった。ここにおいて、これまで少なくとも県北において歴史的にみて、いわゆる先進地域として上述のごとき性格をもっていた久世町は新たな事態に対処せざるを得ない状況に達した。つまり、これまで久世町は県北の間において町民性、経済性の観点からして誇りのようなものを抱いていたが、今日の大きな社会の波の中ではそういったものは小さな意味しかもたなくなってくる。従って、現段階において久世町の焦そう感は表面化してきている。即ち、それは合併問題であり、悲観的とも思われる経済力確保の努力といったものである。こうした後進地域としての問題は、久世町に特有なものではなく、開発のおくれている県北に普遍的なものとしてあらわれている。

ところで久世町は隣接の町村である勝山、落合町などと比較して物価が安いといわれている。そのため、隣接町村からの物資購入者も多いそうであるし、他町民でありながら久世町に住居を定めるものもかなりいるそうである。また、遠く久世町よりも発展的な津山あたりからも遊び客が多い。こうした意味においてのみ久世町は歴史的な地位を保っている。しかしながら、外部の大きな波はこれまでの久世の性格に大きな変貌を余儀なくさせるのは当然のことながら予想されるところである。

(3) 交通組織の現況

鉄道は姫新線が久世町内でほぼ旭川沿いに走り、南は美作落合駅、西は中国勝山駅に至る。主要道路としては久世町南部を東西にぬける国道181号線、旭川沿いに北上する県道久世建部線、市街地中心より東北にのび、隣接苫田郡に至る県道中和久世線、また中和久世線とほぼ

久世町北端で分岐して北に走る樫西湯原線、目木川に沿って北上し、更に西にぬける余野上鏡野線などである。このうち南部を走る主要道路の交通量の増大が著しく、特に県道久世建部線は久世町と県南を結ぶ線であり、その路線上にあって久世市街地に入るための唯一の橋が中橋である。県南との往来は激増している中で中橋の交通量を緩和し、更に市街地の発展の構想も兼ねて、県道久世建部線より分岐し、久世高校東側を北東にぬけ、国道181号線に接続する新道路建設を計画している。将来の都市計画、工場誘致計画を考慮すれば、なおいっそうの路線整備がなされなければならない。

(4) 青少年対策の現況

久世町でも他の県北市町村と同様、青年の町を出ていく傾向は年々その割合を増している。そのため町当局ではこれからの農業発展、工場増大、工業発展の前提条件たる人的資源の確保をはかるため、対策をこうじている。そこで若人を町にとどめるための一条件ともいべき娯楽施設の必要性が叫ばれているのであるが、目下のところ200人程度の収容力をもつ公民館があるのみである。今後は、1000人程度の収容力をもち、都会的な雰囲気を楽しむような会館の建設を予定するなど、町当局の青少年に魅力を与えるような町づくりの努力はうかがえる。

(a) 位置および面積

久世町は旭川にまたがり、隣接落合町とともに真庭郡中最上の広野を占める土地であり、郡の中央部よりやや東南にその位置を占めている。北は湯原町の南東部、勝山町の北東部、富村南部と接している。東は鏡野町西部、久米町北西部と矢倉山で境をなし、なお落合町北東部と接し、南は落合町の北部、平松、日名、神毛、杉山と隣し、西は勝山町原方より旭川を境とし、杉河原の上小瀬ヶ谷を上り、山頂続きにより、勝山町と接している。

旧久世町と旧美和村との合併後の現在の久世町は総面積74.82Km²を有している。

(b) 地 勢

旭川(高田川)は勝山町より東流して久世町に入り、市街地の下外れより漸次南東に曲流して落合町を通り、南に向って流れている。この川の兩岸は作西第一の曠野であり、本町南部はその昔における真島郷、久世郷、高田庄の広大な沃野を占めていた。

山地に關すれば、本町の西北端の高峰三坂山(903m)の連峰は南にのび、旧久世町の北境において三叉に分岐し、東岐の連峰は余川、目木川に沿って南に進み、砥石山(419m)より茶臼山に至る。この脈中になお河原山(583m)があり、また茶臼山の南に展開している多田の耕地は山谷で階段状をなしている。西岐の連峰は本町と勝山町との境界をなして南方に進出し、旭川に接している。この脈中の中央部より分岐して東方に突き出している連峰の頂上を寺畑山といつて、540mある。また、三叉の中央部連峰をなして、これまた南方に突き出し、田下に迫っている山脈があり、この脈中に岩尾山の高峰がある。岩尾山連峰の東側に三坂谷があり、三坂川はその源を大曲より発し、三坂谷を流れ、鍋屋を経て旭川に注いでいる。三坂谷は階段状の耕地をなし、中途二つの谷に岐る。西の谷を宿の谷といい、東の谷を東明という。岩尾山と寺畑山

との間奥深くに谷があり、小谷といって小谷川遠く寺畑の背後、御滝山の奥より流れて南流して田下を過ぎ、鍋屋にて三坂川に合流している。平野の南部の山地は、その北麓に草加部の平野、東麓に惣、富尾の平野を抱いている。この山地の頂に神村の東方、金砕山の高峰（547m）がある。この山の東側は二つの谷となって惣に開いている。南の谷を志津谷、北の谷を大堀谷という。この山地の南麓は落合町の杉山、神毛、日名であって、久世町の地はその一部分三角形に突き出して神毛と相接している。東部より本町を斜めに横切る川は目木川といい、隣接富村の南端より本町に入り、余野下、榎東を通り、砥石山を西に仰ぎ、更に南下し、やがて旭川に合流する。また、富村の南部端より本町に入り、南流し目木川に合流する川は余川という。兼秀川は本町北部と富村南西部との境界線に沿って南東に流れ、山生川は三坂山東部をかすめ、山生を通り南東に走り、皆畑川は榎西南部を東流し、いずれも余川に合流している。この兼秀川、山生川との間を南方に走る脈中に摺鉢山の高峰（879m）がある。また、富村の南部より本町に入り、やや南西に分岐し、砥石山の方角に走る山脈があるが、この脈中に長田山（584m）がある。一方、余野下より隣接落合町の最北部、久米町の西北部にかけて走る山脈があり、この脈中に高仙の高峰がある。

2 久世町の沿革

久世は真庭郡東南部に位し、旭川とその支流、目木川に沿う肥沃な平坦地に恵まれ、農業に従事するものが大部分であるが、この地方における経済の中心となっている。

現在の久世町は、昭和30年4月29日に近隣の美和村と合併し、新大久世町となって現在に至っているのである。

それ以前に久世町、美和村はそれぞれ、いくつの合併を経ているが、ここではそれぞれの町村がどのように合併してきたかを中心に述べてみよう。

久世は現在、真庭郡に属し、明治以前は美作国に属し、その支配下にあった、太古においては吉備の国に属し、後、吉備を前、中、後の3つに分ち、現在の久世は備前の国に属した。しかし、その後、和銅6年の美作分国により、備前の国を6つに分ち、始めて美作の国を置いた。その後、いくつの年月を経、明治9年、廃合置県の改正により、岡山県に合併されるに及び、美作国の独立は終りになったのである。

では、まず美作国に属する久世は美作国の変遷とともに、どのように変ってきたかを調べてみよう。

1 久世の発展

前述したように、現在の久世町は昭和30年4月29日に近隣の美和村と合併し、今日に至っているものである。

では、久世町と美和町はそれぞれどのように発展してきたかを中心に述べてみよう。

(1) 久世町

この地域は古くは山久世・鍋屋・三坂・多田・中島・久世村山方・同原方・草加部上分・

同下分・神・惣・富尾の12村があったという。いつ頃から12村に分かれていたのかはわからないが、仁徳天皇の皇子、大日下王・若日下王の御名代の地が草加部にあったというから、それ以前にすでに分かれていたものと思われる。

その後、山久世・鍋屋・三坂・多田・中島・久世村山方・同原方は大庭郡に、他の各村は真島郡に編入された。大庭郡とは久世川の東をいい、西を真島郡というのである。なおこの地域は真島郷・高田郷・久世郷の3郷にわかれていた。

倉時代のはじめ、梶原景時が美作守護に任じられ、この地を治めたが、戦国時代に入り、山名・赤松・尼子・毛利・三浦氏等の諸氏が抗争を繰り返し、天正12年、宇喜多氏の平定まで続いた。

徳川時代に入り、慶長5年小早川氏、同8年森氏が代って美作国を領したが、4代にして元禄10年国除され、一時、幕府直轄領となったが、翌11年、松平氏が津山藩主になり、この地を治めた。その後、享保11年、凶作に加え、徴租税を早めたため、2郡の住民が久世に会し、いわゆる山中騒動を引き起こし、その結果翌12年、幕府はその封土を削り、5万石を没収して幕府直轄領とし、これを管理するために久世に代官所を置いた。なかでも名代官、早川八郎左衛門正紀の善政により、農耕・養蚕等が発達し、旭川沿いに開けた沃野とともに作西における政治経済の中心的都市を形成してきた。

幕末には、山久世村・三坂村は幕領として津山藩の預り、鍋屋・多田・中島・久世村山方・同原方の各村は津山藩領、草加部村上分・神・惣の各村は真島藩領、草加部村下分・富尾は竜野藩領に属していた。この中、真島藩とは明和元年、勝山に封ぜられた三浦氏のことである。

明治に入り、3年、山久世村・三坂村は倉敷県に属し、翌4年7月に廃藩置県により、他の各村はそれぞれ津山県・直島県及び竜野県に属することになったが、同年11月、県の統合により、北条県となった。

5年8月17日、久世村原方、同山方を合併して久世村とし、草加部村上分及び同下分を合併して草加部村を置いた。

9年、北条県は岡山県に合併し、22年6月1日、村制実施の際、久世・中島・多田・鍋屋・三坂・山久世の各村が合併して大庭郡久世村となり、草加部・惣・神・富尾の各村が合併して真島郡川南村となった。その後、29年久世村は町制を施行して久世町となり、33年4月1日真島郡と大庭郡が合併して真庭郡となり、翌34年4月1日、山久世地区と分離して一宮村(後の勝山町)に編入した。

その後、37年6月1日、久世町と川南村が合併まで続いたのである。

(2) 美 和 村

この地域には、古くは榎村東谷・同西谷・神上・余野上・目木・三崎河原・台金屋の各村があった。この地は美作国大庭郡に属し、台金屋の地域は久世郷、他の各村は大庭郡に編入されていた。

戦国の争乱を経て、天正12年宇喜多氏の所領となったが、徳川時代に入り、慶長5年、小早川氏、同8年森氏が美作の地を領したが、元禄11年松平氏が津山藩主となり、その所領となった。翌11年目木村を分割して目木上村を設置した。享保12年幕府直轄領となり、久世代官所の所屬となったが、文化14年、再び津山藩主の所領となった。寛政8年神上村を鴻殖村と改め、同12年三崎河原村を分割して中原村を新たに設置した。

明治に入り、4年7月、廃藩置県により津山県に属し、同年11月北条県となった。翌5年8月17日目木上村と目木村が合併して目木村となり、三崎河原村と中原村が合併して三崎河原村となり、また榎村東谷と同西谷・鴻殖村が合併して榎村となった。9年、北条県は岡山県に合併した。13年4月28日榎村が分割され、榎東村と榎西村となった。翌14年9月2日、三崎河原村を廃して三崎村・中原村が設けられた。22年6月1日、町村制実施の際、榎東、榎西、余野上、余野下の四村が合併して榎野村を置き、目木・台金屋・三崎・中原の四村が合併して米来村となり、38年9月1日、榎野村と米来村が合併して美和村となり、これが昭和30年の合併まで続くのである。

以上のように昭和30年の合併に至るまでに久世町・美和村でそれぞれ、さまざまな合併分割を行っており、それらを一つ一つ詳しく調べてみればよいのであるが、何分、資料がないため、それは不可能なので、その中より明治37年の久世町と川南村、昭和30年の久世町と美和村の合併をそれぞれ調べてみようと思う。

ロ 明治37年の合併

明治37年4月28日に岡山県知事より、真庭郡久世町・川南村を廃して、その区域に久世町を置くというのは公益上必要ではないかという意見が出され、慎重な討議が重ねられた。しかし、次の理由により、久世町側では、この合併には不賛成という声が多かったのである。

1. 風土・人情を異し、資力相平均せざるによる。
2. 大字、草加部の如きは地勢隔絶地理上の不便のみならず、もしこれが合併の暁は公益上に於て利益を認めざるのみならず、一水を隔て一朝洪水兇荒に際し、交通遮断その他及ぼすところの利害を供にせざるを以てなり（町会議決書綴より）

一方川南村側では「川南村は久世町に比較するに地価反金当りに非常の高低ありてこれまで実価ならびに収益に至りては反比例をなせり。これを合併して均一の賦課率を受くるうちは不公平なるものと存候。これに加えて久世町と川南村とは人情、風習俗及び生活の道等も自ら異なるものあり、共同の経営となさんか。

従って町村経済の予算に更正増減するの必要を生ず。これまで適当に自治自立の道を立てんか、予算割増の免るべからざるものあり。

以上の理由により合併する時は公益を害するものと認むるものもこれあり……………」(川南村会議事録より)

以上のような理由で反対が双方の村にはあったのであるが、これがどのように協定されて、明治37年6月1日の合併に至ったのか資料が全くなくて不明なのが残念である。

ハ 昭和30年の合併

昭和28年10月1日町村合併促進法が施行され、町村規模の拡大と財政の健全化が唱えられに及び、久世町と美和村は地形的にも経済的にも密接な関係があり、人情、風俗、習慣等も共通しており、当然合併すべきであるとの議がおこり、その実現に進んでいた。ところが隣接する町村のうち、久世、美和両町村に近接する一部住民間において編入を希望する声が上がったため、その解決策として真庭郡南部8ヶ町村（美川村・津田村・木山村・落合町・川東村・河内村・久世町・美和村）が合併して市制をひいたらどうかという案が出され、昭和29年3月1日、8ヶ町村の合併促進協議会を設け、以来10数回にわたって協議を重ねた。しかし容易に協議の成立をみず、落合町と木山村のからんだ問題（学校問題）があり、その他の理由で実現の見通しが困難となり、7月12日の協議会をもって、これは解散した。その後、久世・美和両町村の久世ブロックと落合町を中心とする郡南部6ヶ町村の落合ブロックにわかれて合併を進めることになった。昭和29年9月18日、久世ブロックは合併協議会と結成して合併の促進に努めたが、落合ブロックの一部地区、いわゆる落合町北部地区（天津学区）、川東村北部地区（旧大庭村）の住民は、地形的に相接しているということと経済的關係上、久世町とは密接、不寸分であること。教育行政運営の面において画期的な成果あること等の理由により、本地区への分離編入を希望した。が、その成行を静観することとなった。その後落合ブロック6町村合併の議がまとまり、旧落合町、旧川東村の分離問題未解決のまま、昭和30年1月1日、新落合町の発足となった。

ここにおいて、久世ブロック町村合併協議を進めることになり、3月8日専門部第一、第三部会、次いで10日第二部会を開催して合併に関する諸事項を決定し、更に同月18日最後の協議会を開催して合併協定の成立をみた。3月22日、久世、美和両町村は臨時議会を招集して合併を議決し、合併申請書を提出した。しかし、前の未解決の問題は落合町よりの分離を期して、昭和30年4月1日に同時合併を希望してきたが、その期目を目前にひかえ、この合併の見通しは困難となり、構想の一部を変更して久世町・美和村の2ヶ町村の合併を先行するに至り、昭和30年4月29日、新大久世町の発足となった。

この合併の際、条件となったものは、次に上げる如くである。

1. 役場及び支所

役場は旧久世町地内、遷喬小学校南方国道附近に置き、当分の間、久世町役場をもってこれにあてる。

2. 役場建物は新町において早急に新築するものとする。

3. 支所は旧美和村に設置する。

4. 支所においては概ね、次に掲げる事務を取り扱うものとする。

- ・ 戸籍に関する事務
- ・ 諸証明に関する事務

- ・ 町税その他収入金の収納に関する事務
 - ・ 配給に関する事務
5. 財産、営造物及び負債の帰属処分
- ・ 財産及び営造物は原則として一切の権利義務共に新町に引き継ぐものとする。但し、公有林野、営造物については住民の利益となる旧慣は従前の通りとする。
 - ・ 負債については、長期起債はすべて新町に引き継ぎ、その他の負債は新町発足までに誠意をもって極力整理するものとする。
6. 税収入等について
- 税率及び使用料については一応旧町村のものをそのまま新町に引き継ぐものとし、滞納金については旧町村において誠意をもって可及的速やかにこれを整理するものとする。
7. 自治功労者の取り扱いについて
- 各自町村において措置するものとする。
8. 職員の取り扱いについて
- ・ 助役、収入役、一般職の職員は原則として新町に引き継ぐものとする。
 - ・ 給与は現在のままとし、新町において可及的速やかに調整するものとする。
 - ・ 合併による希望退職者の退職手当については、旧町村において優遇の措置を講ずるものとする。
 - ・ 町村長、議会議員、委員会の委員等の退職金は各町村において善処するものとする。
 - ・ 新町発足に至るまでは職員の新規採用は行なわない。
9. 議員の任期及び宗教の特例適用について
- 関係町村の議会の議員は町村合併促進法第9条第1項の規定に基き、合併後、1ヶ年間を限り新町の議会議員として引き続き在任せしめるものとする。
10. 国民健康保険事業について
- 国民健康保険事業は可及的速やかに実施するものとする。
11. 農業委員会について
- 関係町村の農業委員会の選挙による委員は町村合併促進法第9条の3第1項第1号の特例を適し、合併後1ヶ年間を限り、新町の農業委員会の選挙による委員として、引き続き在任せしめるものとする。
12. 教育委員会について
- 新町の教育委員会の選挙による委員は町村合併促進法第9条の2第1項第1号の特例を適用し、関係町村の教育委員会の選挙による委員の互選による者をもって、これに充て、合併後1ヶ年間を限り、引き続き在任せしめるものとする。
13. 消防団の組織について
- 現状のまま新町に引き継ぎ、当分の間旧町村毎に分団を設置し、新町において早急に統合

を図るものとする。

14. 継続事業及び県案事業について

各町村の継続事業については新町の事業計画として継続実施するものとし、その他県案事業等は新町建設計画策定の際、これを検討するものとする。

15. 各種団体について

各種団体の意志を尊重し、新町はこれに協力するものとする。

16. 附帯条件

- ・ 本協定成立の日並びに新町発足の日以後といえども落合町分離地域の編入に関しては新町に引継ぎ目的達成のため強力に努力する。
- ・ 新町の議会議員、農業委員会の選挙による委員、教育委員会の選挙による委員は落合町分離地区編入の際は直ちに改選とする。

参 考 資 料

岡山県市町村合併誌

久世町誌

議 事 録

第 2 章 久 世 町 の 自 然 的 環 境

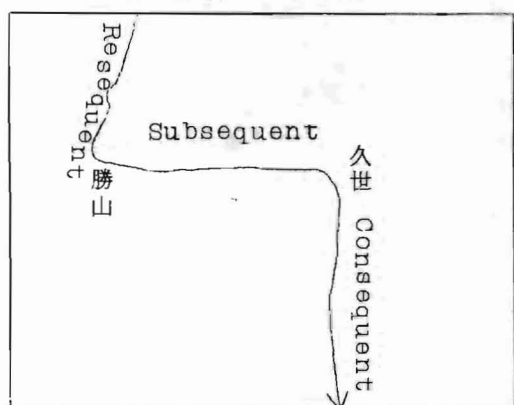
1 地 形

岡山県は大きく北部の中国山地、中部に吉備高原、南部に備前平野並びに丘陵地帯と地形区分することができる。そして久世町は中国山地と吉備高原の境界域の小さな盆地を中心とする境域である。そのために北には中国山地、南には吉備高原の一部が域内にふくまれる。北部の中国山地は高く急峻で摺鉢山で879mに達し、その南面は多くのヒダに開析され、落合あたりから臨む山容は壮年山地そのものである。かかる急峻な山地の麓には200～600mくらいの丘陵ないし低山性の山地が横たわり、盆地底との境をなしている。そして旭川に合流する北からの余川、目木川は、ここで水峡谷をつくっている。(写真①②)

さて久世盆地の盆地底であるが、これは極めてフラットで、一帯は旭川の氾濫原である。しかし山間にかかる広い低地面が存在することについては、一考を要することで、それについては北の山麓線の東西に走る一直線である。すなわち鍋屋から勝山町の原方を見通す山側は急崖で、それは平坦な盆地面につっ立っている。断層によるものといわねばならない。南側の境も、北側ほどではないにしても同様、この帯状の平坦面は全体として単に侵食のみによるものではなく、地溝性のものと断定したい。そしてこの地溝内に旭川の上流が流しこん

だ砂礫は、このなかをフラットになるまで堆積し、氾濫原らしいものをつくった。なにさまかか 河流の上流にできたいわくつきの平野は下流のものちがって、堆積物も粗粒で、基盤も浅く、それに旭川の流路方向も、再従的 (Resequent) であるなど、土地利用で考えさせられる問題をはらんでいる。この平坦面上にも氾濫原によくみられる河道の変遷の跡がみられる。すなわち曲流が洪水時のたびに流路を変えたらしく、大庭・富尾・土居・惣などにいくらか湿地性のところがある。現在ではそれが堤防に規制されて殆んど直線化している。

旭川の Resequent



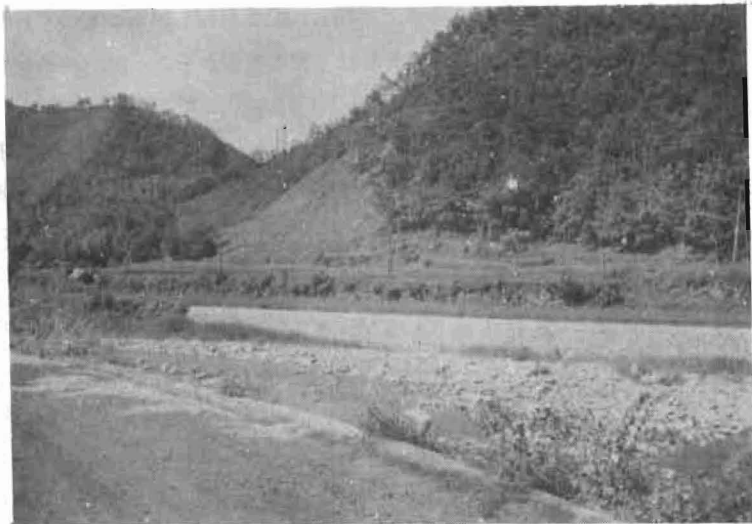
久世町の町裏で、旭川の堤防に立つと、河原は意外にも広く、その河原の礫は砂利ではなく、いわゆるボールダーといわれるのがふさわしい大礫で、流水は夏の潤渇時であるのに流速は速い。まだ侵食の激しさを思わせるものがある。すなわち既述の中国山地にしても同様に、このあたり一帯は若返りの様相がうかがわれるのである。目木川にしても中流から下流にかけて河岸段丘が見られる。河岸段丘は河川侵食の若返り、すなわち侵食がより強くなった結果、河流は谷床を下刻する。こ

の際、旧谷床の全部が侵食しつくされない限り、谷床の一部は平坦面となって残存し、谷は谷中谷の状態になる。この旧谷床の平坦面が河岸段丘である。河岸段丘は大別して、河川の堆積作用によって生じた堆積段丘と河川の側方侵食によって生じた侵食段丘の2つに分けられるが、この付近の河岸段丘は目木川の左岸に、しかも川がカーブしている場所に多く、2～3mの段丘崖をもった河岸段丘がみられ、この付近の地盤である黒色準片岩、主に千枚岩が河床、段丘崖の下部に見られることから、地盤が隆起し、その結果下刻作用が再び活発になって形成されたものと思われる。従って侵食段丘であると考えてよからう。そして一部の地区では2段の河岸段丘が見られることから、2回にわたる若返りがあったといえる。

(写真③)

2 地 質

このあたりは三郡変成帯といわれる低度の変成岩の卓越する地域にあたっている。すなわち盆地からみられる急崖の山地は、すべて黒色をしている千枚岩が粘板岩であって、これがまたここでの最古の岩層でもある。地質時代でいえばおそらく石炭紀の上部で、約3億年前



写真③ 目木川、木谷附近の河岸段丘

の地層である。それが古生代終りから中生代初めにかけての、大造山運動によって変成されたものである。いうまでもなくこの造山運動は古い日本の陸地として、今の日本の位置にはじめて陸地をつくった地盤運動で秋吉造山運動といわれ、海面上に現われた山地は秋吉山脈とよばれる。しかしこの古い山脈はその後の地盤運動で大きく変化をうけて、極めて小さくブロック化し、いま見る山地の概形は第三紀後のものであることはいうまでもない。古生代以後の岩層といえば、中生代末に選入した花崗岩があり、北方の摺鉢山から三坂にかけて、わずかではあるが現われており、三坂峠の南では断層をもって古生層の粘板岩と接している。また津山盆地から西方三次（広島県）にかけて帯状にみられる第三紀の中新統は、ここでは三坂の谷や鍋屋のあたり、中原・高屋・草加部と山麓に分散的に、古生層を不整合におおって分布しており、砂岩や礫岩で、礫岩は一部では洪積の段丘礫であろうと思われるものもある。そして盆地底は沖積堆積物であることはいうまでもないが、いくつかのボーリング試料によると、この沖積堆積もせいぜい数mであって、この底は大ていのところで中新統と思われる砂岩である。

さて構造であるが、古生層の走向は大体東北―西南で南落ちであり、一見単斜構造のようであるが、隣接地域を考えると、この地域の北部あたりが背斜軸にあたっていて、津山三次の中新統堆積の地帯は多くはこの軸部に相当するようである。地形的に大きな断層は前述のとおりであるが、小さな断層が北から南へ斜めに起っている。茂見尾休業銅山から茂瀬・目木にかけて、あるいは摺鉢山山腹の花崗岩と古生層との接点から鍋谷から三坂にかけて起っている断層を基幹として、樹枝状に数ヶ所起っている。〔第1図〕このことは道路に面し

た基盤が現われた所など至る所に小さな断層が起っているのが見える。そしてこの小さな断層が起っている千枚岩の間には黒色の断層粘土が生じているが、この黒色を呈するのは古生層の中に黒鉛が混っているためであろう。

(写真④)

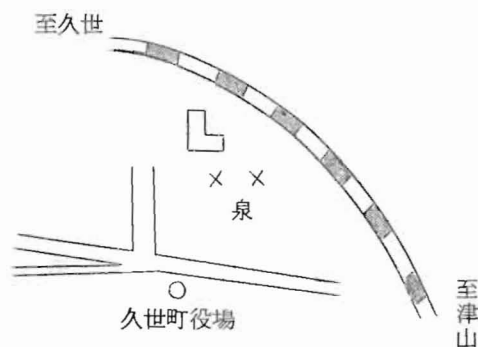
なお冲積地の地質についてみると大体数mの厚さと見ることができ、久世町市街地付近の地層断面を電報電話局建造におけるボーリング調査図〔第Ⅱ図〕から見てみると、地下面より0.25mまでの間は耕地の盛土で、その下に砂の薄層を挟み、深度0.50mで砂礫層に達す。0.50m以下の砂礫層は旧旭川の河床に堆積した河成層であり、砂分の比較的小さい礫を主体にした砂礫層で、相対密度は締っており、地層はかなり締っている。ここで第Ⅱ図をよく見ると、

0.80~1.60mの深さで礫は暗灰色をしており、地下水で礫は汚染されている。従って1.40~1.60mの間は相当多量の地下水が流れているものと思われる。地下水がこのような浅い所を流れているということは、久世町庁舎のわずかに北方に泉が湧いていることからもうかがえる。泉は二ヶ所に湧水しており、コンクリートで固められている。1つは小溝の一角に深さ30cm位の小さなものであるが、いま1つは4m四方位のかなり大きな泉である。(写真⑤)現在でも36戸の住宅がこの泉を使用しており、渇水期でも水量は殆んど変わらないそうである。

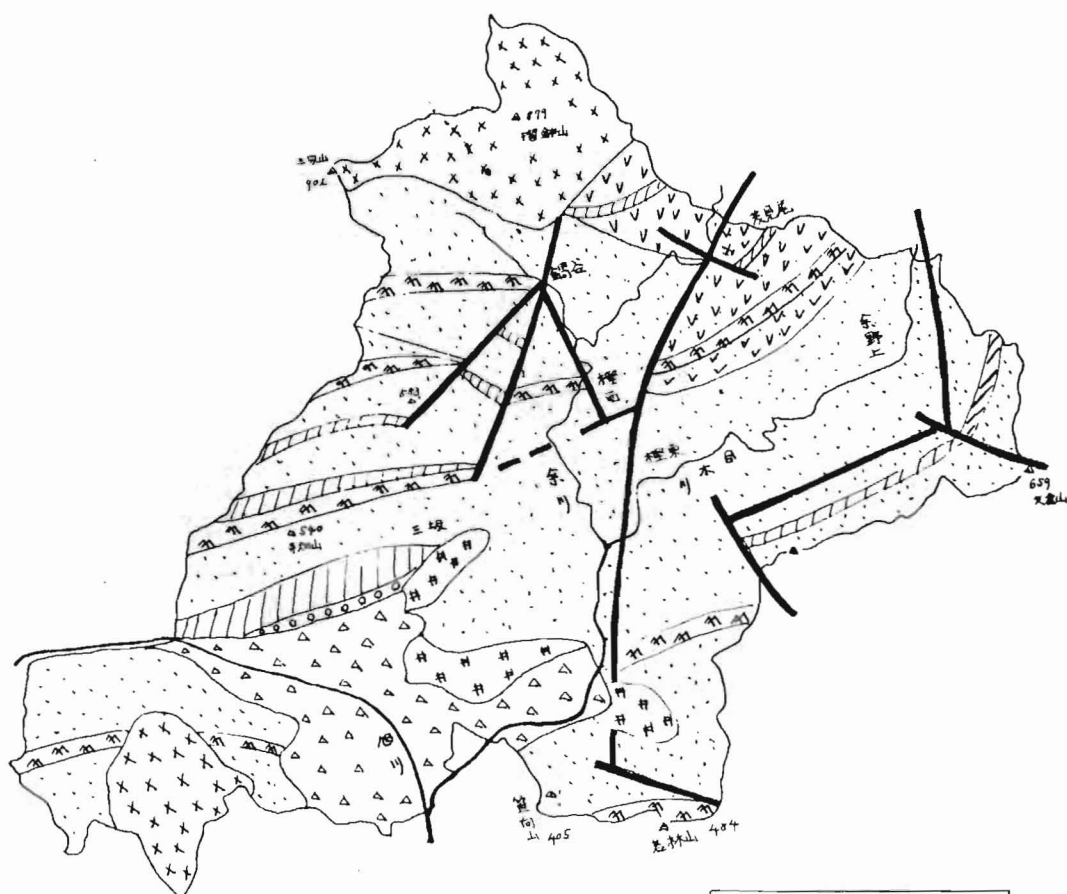
また久世統合中学校のボーリング調査図から推定した想定断面図〔第Ⅲ



写真④ 余野下、目木川沿いで写す黒色断層粘土



久世町地質図



凡 例	
X X X	花崗岩
△ △ △	沖積層
□ □ □	第三紀層 (礫岩、砂岩、頁岩等)
V V V	新第三紀層 (礫岩、砂岩、頁岩等)
■ ■ ■	新第三紀層 (礫岩、砂岩、頁岩等)
□ □ □	新第三紀層 (礫岩、砂岩、頁岩等)
□ □ □	新第三紀層 (礫岩、砂岩、頁岩等)
□ □ □	新第三紀層 (礫岩、砂岩、頁岩等)
□ □ □	新第三紀層 (礫岩、砂岩、頁岩等)

深度 m	層厚 m	図 表	地 質	色
0.25	0.25		表 土	黒灰
0.50	0.25		細 砂	暗灰
0.80	0.30		粘土混り 砂礫	茶褐
1.60	0.80		砂 礫	暗灰
4.05	2.45		砂 礫	暗灰
4.35	0.30		(粘質砂礫) 粘 土	暗褐
15.90	11.55		砂質頁岩	暗青灰

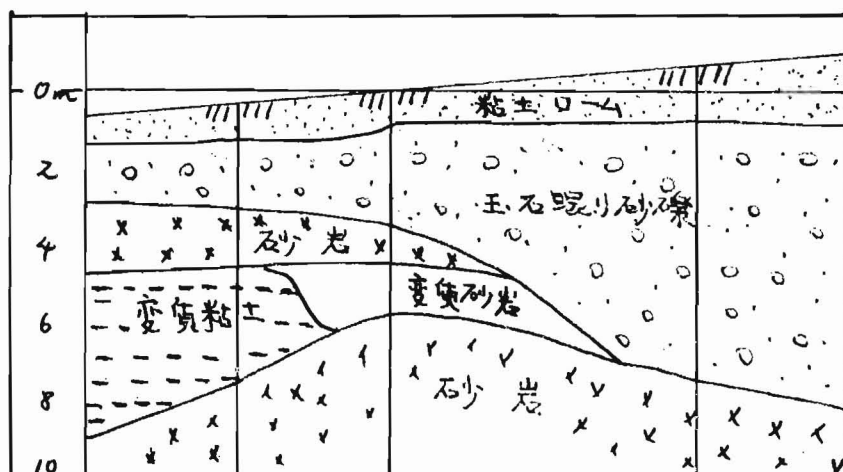
深度 m	層厚 m	図 表	地 質	色
0.30	0.30		表 土	黒灰
0.90	0.60		砂混り シルト	暗褐
1.30	0.40		砂 礫	暗灰 茶色
1.40	0.10		砂混りシルト	暗灰
1.60	0.20		中 砂	暗灰
3.60	2.00		砂 礫	暗灰
4.40	0.80		粘質砂礫	暗青灰
5.05	0.65		粘質砂礫	黄褐
5.20	0.15		固結粘土	暗褐
15.00	9.80		砂質頁岩	暗青灰

(第Ⅱ図) 電報電話局ボーリング調査図



写真⑤ 泉の湧水

図〕と第Ⅱ図とから推定すると、表土や粘土ロームなど地表面に近い軟い層は0.50m～1m、厚い所で2m近くと薄く、その下はすぐ砂礫質の地層になっている。従って久世町の地盤は堅硬で緻密な沖積層であるといえる。なお電報電話局地点において貫入試験並びに載荷試験の結果より、長期30ton/m²を越える荷重に対して十分な応力を持つことがわかりきわめて良好な基盤である。



〔第Ⅲ図〕 想定断面図

3 水 利

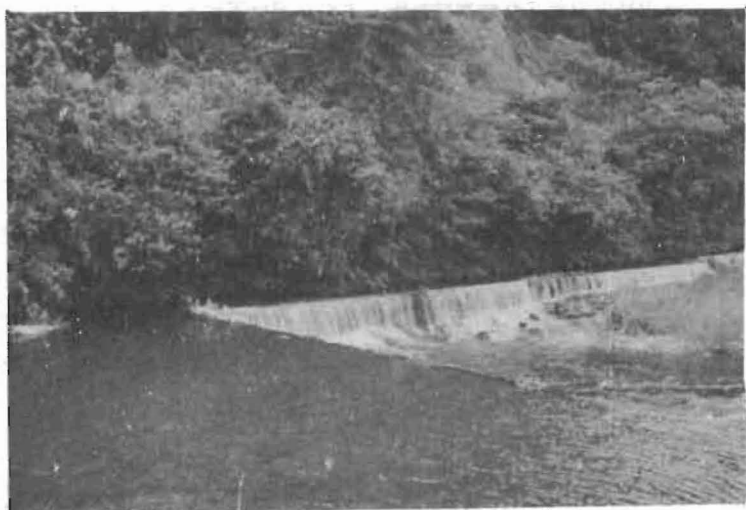
岡山県の三大河川の一つである旭川が久世町南部を幹川として西から東へ流れている。この川幅100～200mの旭川を幹川として、次いで余野上から目木を流れる目木川、そしてこれらの支川として余川、兼秀川、宿川、大下川、黒尾川、三坂川、小谷川あるいは山生川、皆畑川、横畝川など渇水期には水の枯れる谷川などの大小支流が幼年谷を刻みながら旭川へと集っている。久世町の河川は旭川を除いては狭く、短かくそして急流となってい。このような河川のため、年間雨量1,600mmの降雨も最も降雨の多い梅雨期においてさえも、急な山腹に降った雨は一度に下流へと流れ去ってしまう。目木川流域では井堰でこれな水を集水して段丘上の水田に導いている。

井堰は第Ⅰ表に示したように総計108個の井堰がみられる。(写真⑥)特に目木川、余川、三坂川の3つの河川に集中しており、目木川、余川に多くみられるのは河長からみてうなづけるものであるが、三坂川においては灌漑面積からして、水量が少ないため1つの井堰からは数haの水田を灌漑するのに十分な水量を取水することはできない。そのためには多くの取水口を多く設けねばならない。このことを裏づけるように108個の取水口を数え、そのうち55個が灌漑面積1ha未満という多くの小さな井堰となっている。しかし1つの河

第I表

河 川 名	取水堰数	灌漑面積 ha	河 川 名	取水堰数	灌漑面積 ha
旭 川	3	1 5 1.0	大 下 川	2	1 1.8
目 木 川	2 5	1 5 9.1	黒 尾 川	2	不 明
宿 川	7	1 3.0	三 坂 川	2 7	6 4.7
余 川	2 5	5 9.0	小 谷 川	1 6	8.1
兼 秀 川	1	1.0	計	1 0 8	4 6 7.7

ため池総数	灌漑面積(ha)
3 0	1 6 8.7



写真⑥ 余野下で写す井堰

川にこれだけの井堰が接近して存在しているため、用水の争奪あるいは用水路、取水口の維持、権利などの問題が起りそうであるが、その声は聞かれない。これは上流に位置する堰の水に対して下流の者は口出しできないという暗黙の了承と、小さな灌漑面積を維持するのに十分な

小さい井堰に対する費用も少ないなどの理由によるためであろう。そして流水の占用目的も農業用水以外に養魚、消防用水との兼用が数ヶ所見られる他は、すべて灌漑用目的であることも共通の使用、利益としてあげられよう。これら小灌漑面積とは反対に10ha以上のものも6井堰を数える。旭川に2つ、目木川、余川、三坂川にそれぞれ1つずつあるが、これらはやはり維持に多額な費用を要するため、取水口の不朽化、用水路の堅牢化などが進み、土地改良区として発足し、維持されている。例えば灌漑面積80haをもつ旭川左岸の黒尾土地改良区が代表例である。また目木川流域にみられる河岸段丘の問題も見捨られない。水面から2m~5mと2段になっている段丘面に位置する水田への誘水は、相当上流の地点に取水口を設置しなければ灌漑をすることはできない。こうした地形による問題の外に、昭和30年に旭川上流、湯原町に完成された湯原ダムによる冷水害の問題がある。この湯原ダムの水は湯原町の第一発電所で発電用水として使用され、旭川本流を流下することなく、湯原町社から約12Kmのトンネルで久世町草加部の第二発電所に発電用水として使用され、久世町黒尾井堰の下方において旭川本流に放流されている。一方湯原町社から下流の旭川本流は湯原町禾津で鉄山川を合せて湯原町牧からトンネルで山久世の勝山第一発電所へ、また勝山第二発電所へは新庄川の水をも導き入れられ、黒尾井堰、樺山井堰より上流の横部で旭川本流に放流されている。そのため、両井堰に取り入れられる水は旭川、新庄川の自然の流水ではなく、トンネルを通過し、発電に使用されて自然の水温上昇を阻害された水である。この水温低下は1.0℃以上の低下がみられる。わずか1.0℃の低下といっても、この井堰一帯は沖積層よりなり、地下水位はわずか1.5~2.6cmである。そのためわずかの水温低下も稲作の収量に大きく影響するという大きな問題がある。

しかし用水路がいかに多くても山の多い地方において河川からの引水による灌漑だけでは十分ではない。まして従順丘陵、壮年山地の地形では山間の枝谷は渇水期には水は枯れ、全く用を足さなくなる。従ってため池を設け、ため池灌漑に頼るようになる。また第三紀層からなる多田、台金屋など台地状のところでは、ため池に頼るほかなく、30個ものため池が存在している。そしてこれらすべて使用目的は農業用水補給で、灌漑面積0.3haから17haのもの、貯水量も200mmの小さいものから31500mmの大きなものまで第IV図に示されているように分布している。これらのため池の中で特筆すべきものは台金屋に位置する細し池および台新池である。台金屋地区は台地状の丘陵地区であるため、河川からの引水も容易ではなく、また池に流れ込む水も多くは望めない。細し池と台新池の流域面積が大体0.7km²、そこで田植時期、すなわち6月の雨量を300mmとしても、そして蒸発量と浸透量を合せて40%としても(台金屋地区は第三紀層で礫岩、砂岩であるため浸透率は高い。)貯水できる水量は12600mm³である。しかし両池を合せた貯水可能量は22100mm³で約半分しか雨量がなく、満水はたとえ冬期からの雨量を貯めておいてもたやすいものではない。まして放水後、8月の水田の水落しの後の灌漑は非常にむずかしい。そして両池に頼る灌漑面積は16ha、受益面積50haの広範囲におよんでいる。そこでこの流域面積の狭小による水量不足の問題は河川からの引水に頼

らなければならない。

しかし両池は目木川より80m～100mの高い位置にある。そこで余川の中流、伏ヶ芽附近に位置する金屋井堰より延々約1.4kmの用水路を施設して台新池まで河川の水を導き灌漑している。現在では合金屋と同様な状態にある多田地区へ週一回この池より用水を譲与している。しかし長い用水路であるため漏水が激しく、水番も一回見てまわるのに半日も用する。このように他の池においても灌漑に十分とはいえないようである。

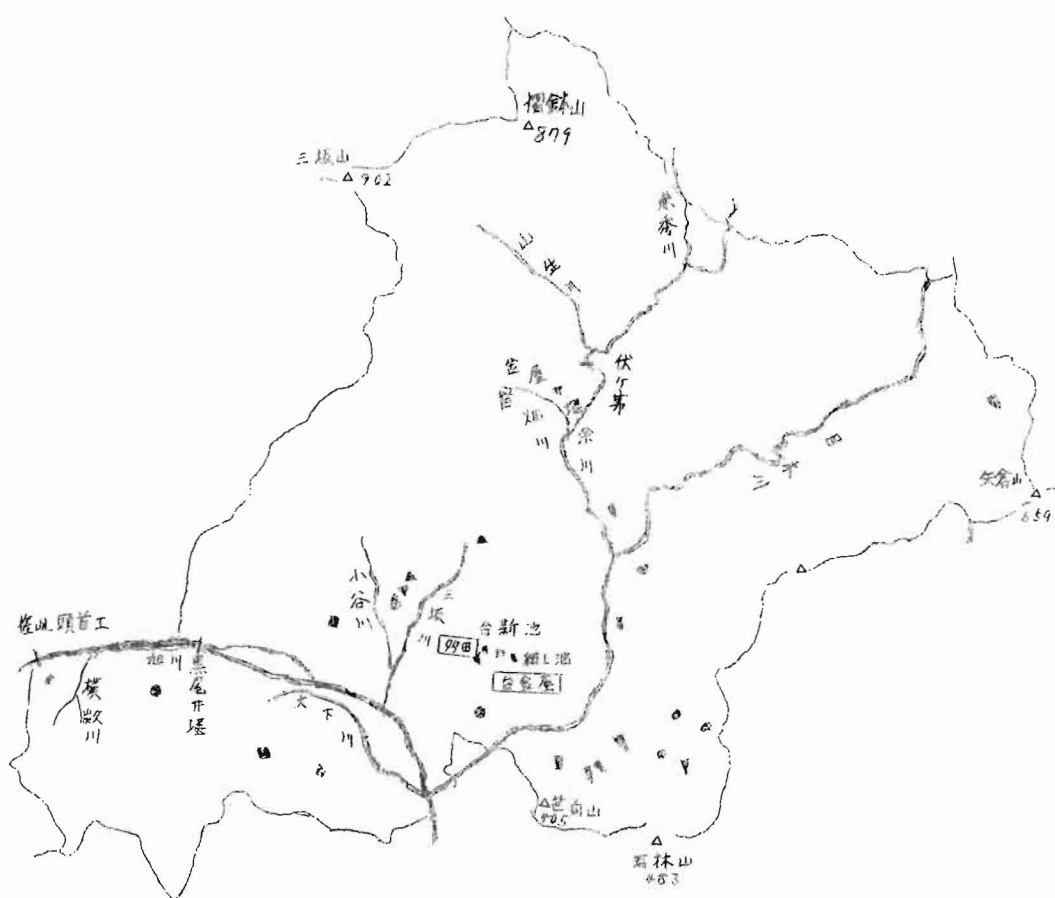
4 気 候

久世町は地域的にみると岡山県の北部地帯の最南端に属し、県南部の気象とは非常に異なった現象をあらわしている。すなわち県南部の乾燥気候と異にして、久世地方は冷涼な内陸的な盆地気候なのである。従ってそこで行われる農業、すなわち作物および農作業は当然異なり、気候は人々の生活に多様な面においてまで影響を与えている。ここでは久世地方の気象を瀬戸内の乾燥気候である岡山市と盆地気候の津山市の気候を気象台のデーターを中心に比較して、久世地方の主産業である農業に与える影響と県南と作北の気象の差異を明らかにしてゆきたいと思う。そこで昭和41年の久世町の気象は年によってかなりの差異を生じる。そこで少々古いデーターではあるが昭和25年～35年までの10年間の平均値を加えて検討することにする。

第一図は昭和41年および10年間の月別平均気温のグラフであり、第Ⅱ図は同じく月別の日較差のグラフである。平均気温のグラフを見ると、7月～8月の最高気温時には、久世は岡山より0.5℃～1.0℃、冬期の最低気温時には1.0℃～2.0℃低い差異を示している。そして津山は久世、岡山の間値ないしは久世に近い気温となっている。年間平均気温も久世は13.8℃、津山は14.1℃、岡山が15.1℃で、やはり久世は岡山よりも1.3℃とわずかであるが低く、瀬戸内よりも作北の方が、そして津山よりも久世の方が低温である。また日較差をみると、冬期の12月・1月においては久世よりも岡山の方がわずかに0.5℃日較差が大きい、しかし差が最大の4月・5月の春は久世の方が1.4℃～2.2℃も大きい。年平均をみても0.8℃久世の方が大きい。このことは山に囲まれている久世地方は南部地帯の瀬戸内海気候に比較して内陸性気候をあらわすもので、昼夜の温度差(＝日較差)が著しいのは、海から遠くて日中の副射が強い反面、夜間地面からの副射もまた強いために起る現象である。水稻を主体としているこの久世地方は農作物の栽培上、日較差が大きいことは、1)呼吸作用による夜間の養分消費の抑制、2)貯蔵養分移動の促進、3)果実糖度の増加などの利点があり、農作物の栽培上大きな要素となっている。

第Ⅲ図は昭和41年および10年間で月別雨量のグラフである。乾燥気候である県南瀬戸内海地方は年間総雨量1,200mmで長野県に続いて全国的に雨量の最も少ない地方に属するが、北部久世地方の年間総雨量は1,600mmで、その差400mmでかなりの多雨となっている。

ため池分布図



第 IV 図

る。特にその雨量も6月下旬～7月上旬の梅雨期間に多く、また岡山との差も 150mm と一番大きくなっている。この時規の雨量は蔬菜の病気、収穫する桃その他果実味に、また同化作用による貯蔵養分蓄積に悪影響を与えている。しかし反面降雨は直接水量を増し、この時期の田植を容易にする点、水稻栽培に欠かせぬ梅雨現象である。梅雨期に次いで多いのが9月であるが、岡山県は西日本においては台風通過による直接の影響が比較的少ない県であるが、9月にかなりの降雨がみられるのは日本上空に停滞する秋雨前線によるものであろう。なお久世地方は岡山地方と比較して気温の点で低いといっても、冬期の $12 \cdot 1 \cdot 2$ 月の雨量が大差ないことから、久世の降雪日数は多くても降雨量が少ないためと思われる。

次に農作物の栽培に最も関係の深い気象の三要素、すなわち温度と雨量、そして日照がそれである。日照は太陽が雲や霧にさえぎられずに地上を照らした時間で、時間および十分数で示され、作物にとっては日照時間の長いことが必要である。日照は直接植物の同化作用による貯蔵養分の蓄積に関係し、第Ⅳ図に示したように岡山と久世とは月にかかわらず常時相当の差がみられる。年間総計においても久世は岡山より700時間も短かく、1日平均岡山は6時間20分に対し久世は4時間30分と2時間も短くなっている。年間を通じてみると最も日の長いのは6月～7月であるが、日照の多いのは7月下旬～8月下旬であり、特に8月上旬(10間)では久世は76.4時間、1日の最高は12時間の日照がある。反対に最も少ない時期は日の短い12月～1月であるが、もう少し短かく旬別にみると久世の場合、12月上・中・下旬・1月上・中・下旬のいずれも30～35時間であるのに対し、7月の月上旬は23時間しかなく、この時期においては1日平均1時間から1時間30分となる。これら日照は快晴日数、曇天日数、雨天日数にも大きく関係し、例えば昭和41年の久世、岡山のそれぞれの日数は快晴日数日において、久世の46日に対し岡山の101日と55日も少なく、反対に曇天日数は久世の269日に対し岡山は196日と73日も多くなっている。このようにこれらの気象現象も見逃せないものである。

このほか、久世の場合、快晴や曇天以外に日照に大きく影響しているものに霧がある。第Ⅴ図に示したように霧の発生は県北部は県南部と比較すると抜群に多い、特に久世町を中心としたところの霧の発生は東は真庭郡落合町追合、南は久米郡福渡町、西は久世町黒尾上(久世、勝山の町境)そして北は吉田郡富村にわたる広域に及び、その発生ははなはだしい。この霧は副射による大気冷却と蒸発によって生じ、このような霧を副射型の霧というが、久世の場合は山に囲まれた盆地状の地形による大気冷却と旭川の蒸発とがこの霧の発生に最も適していると考えられる。津山の場合も同様に盆地状地形と吉井川とにより、はなはだしい発生をみることができる。この霧は9月～11月の秋期に最も多く、次いで3月、4月にみられ、最高視程60mの朝もあり、消去は11時近いことも珍らしいことではないそうである。発生時刻は秋期の霧は午前6時前後に、春期のは午前0時頃に多く発生する。そして発生日の気象状況は、1)日中から翌朝の最高最低の温度差(=日較差)が 12°C 以上の

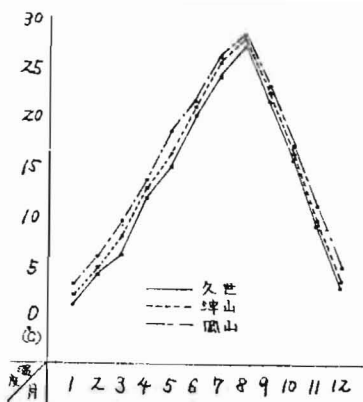
日、2)夜間の風速が4~5m以下で、空中湿度が85%以上の朝、3)前日が快晴であるなどの気象状況の日に発生しており、またこれらの気象条件が霧の発生原因であるといえよう。これらの条件が満たされない場合には発生しないか、あるいは発生しても極めてわずかであり、また春秋の時期において霧の発生が深いほど天候が良好で、霧のない朝は曇天か、あるいは午後曇り、または雨にかわっている。このような霧の発生は降霜の防止をなし、また良質の茶の生産に利点を有する。たとえば年間の平均降霜は久世60日、津山66日、岡山75日と15日岡山より少なくなっている。しかし反面においては日照時間の抑制、空中湿度の増加、その上霧の除去後に起る急激な強光線の害などの悪影響も大きい。

なお季節の早晚をみても第Ⅱ表のように降霜は岡山よりも久世の方が17日早く、最終は8日遅い。また降雪においても久世は岡山より14日早く、最終は27日も遅い。従って久世は岡山より、そして津山よりも秋が早く、春になるのは相当遅れている。

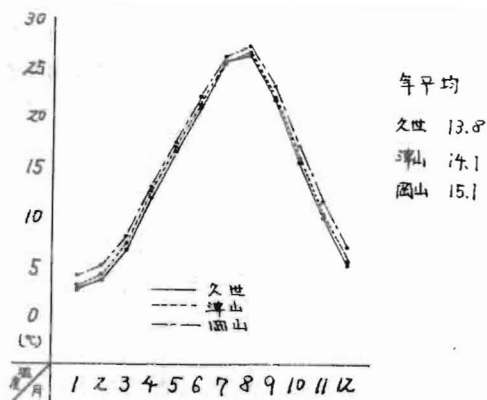
以上のように気温、雨量、日照そして季節の早晚などあらゆる気象要素において、久世の気候は乾燥気候である瀬戸内海気候とは非常に異なっており、また盆地気候である津山よりも、かなり多くの要素においてわずかではあるが内陸性気候であるということができよう。なお久世町の気候を気温と雨量の点のみから全国的な位置を探すと、年間平均気温13.7℃年間総雨量1,594mmの滋賀と似ており、このことからしても内陸性気候であるということができよう。

第1表 久世気象台月報 (昭和41年)

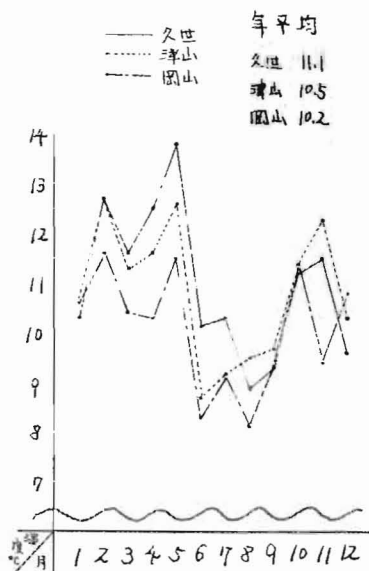
月	気 温 ℃			天 候 ・ 現 象 日 数							雨 量
	平 均	最 高	最 低	快 晴	曇	雨	雪	霧	霜	結 氷	
1	0.9	6.0	-4.3	3	23	7	15	7	17	24	38
2	3.9	10.2	-2.5	5	17	10	7	6	9	13	104
3	6.0	12.4	0.8	2	20	16	4	4	7	1	215
4	11.7	17.9	5.4	7	19	16	0	0	4	3	95
5	15.0	21.9	8.1	10	18	14	0	9	1	0	211
6	20.0	25.0	14.9	1	25	18	0	5	0	0	305
7	24.0	29.1	18.8	2	26	13	0	5	0	0	133
8	26.9	31.3	22.4	7	22	14	0	0	0	0	65
9	21.5	26.1	16.8	4	23	16	0	7	0	0	505
10	15.6	21.2	10.0	3	23	12	0	19	0	0	101
11	8.9	14.6	3.1	1	26	9	3	16	7	5	59
12	2.8	7.6	-2.0	1	27	10	9	12	18	19	84
平 均	13.2	18.6	7.6								
合 計				46	269	155	38	90	63	65	1915



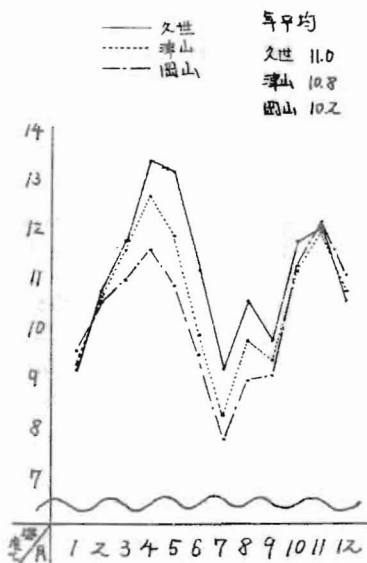
〔第Ⅰ圖〕 昭和41年月別平均気温



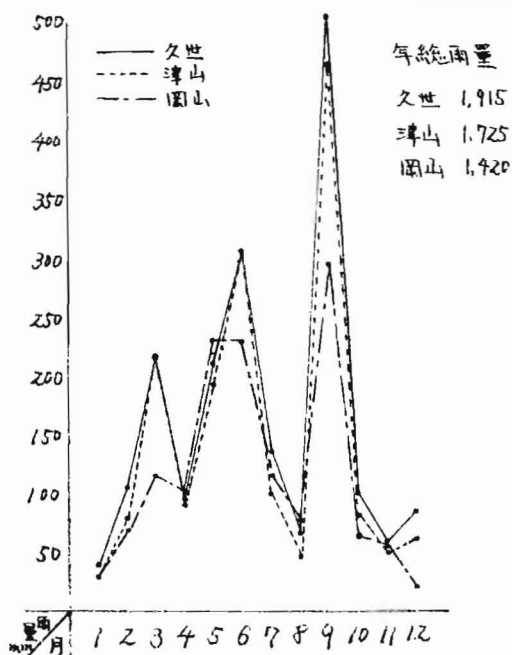
昭和26年~35年10年月別平均気温



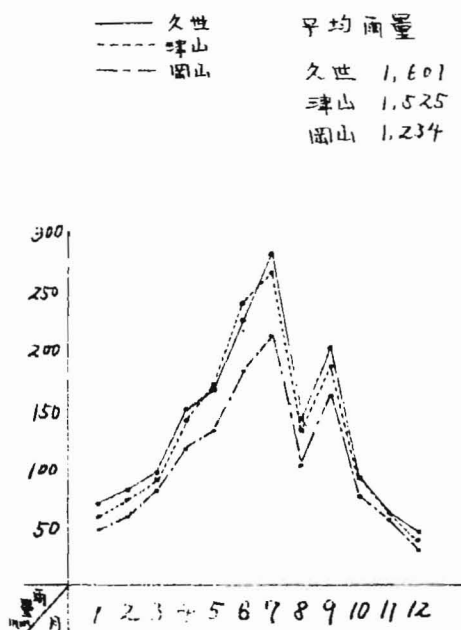
〔第Ⅱ圖〕 日較差(昭和41年)



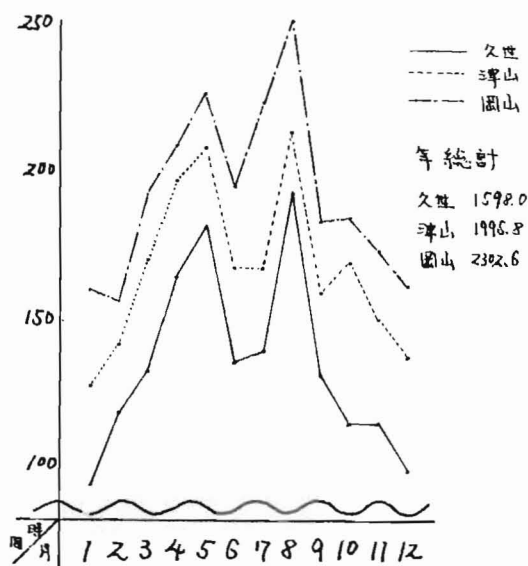
10年平均日較差(昭和26年~35年)



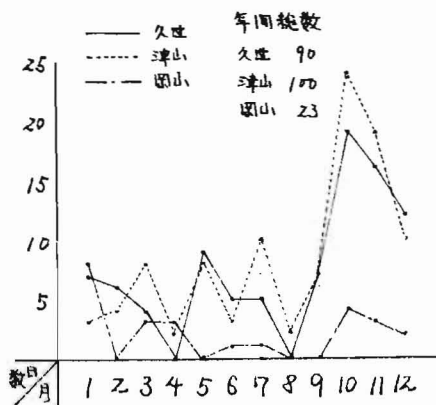
〔第Ⅲ区〕 昭和41年月別雨量



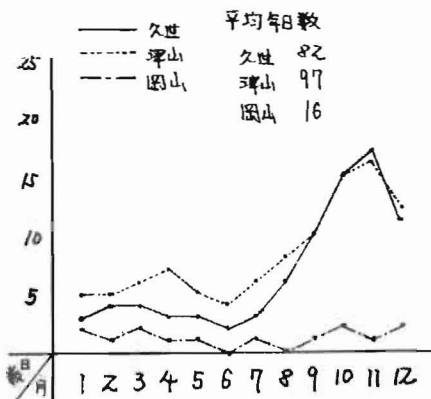
昭和26年～35年10年平均月別雨量



〔第Ⅳ区〕 10年平均日照時間(昭和26年～35年)
(久世は久世高校観測。昭和30年～34年)



(第7図) 月別霧日数(昭和41年)



10ヶ年平均霧日数(昭和26年~35年)

第II表 季節の早晚

		霜の初終日		雪の初終日	
		初	終	初	終
久	世	11月 5日	5月12日	11月21日	3月30日
津	山	11月16日	4月20日	11月21日	3月30日
岡	山	11月 4日	4月20日	11月20日	3月19日

(昭和41年)

		霜の初終日		雪の初終日	
		初	終	初	終
久	世	10月 31日	4月 26日	11月 30日	4月 11日
津	山	11 5	5 2	12 2	3 20
岡	山	11 17	4 18	12 13	3 14

(10ヶ年平均)

第 3 章 人 口

真庭郡久世町の人口は、昭和40年（1965年）の国勢調査によれば総人口は1,715人である。その内訳は、男5,223人に対して女6,492人となっており女性の方が1,269人多く、女性100人に対する男の割合は80人とかなり低い数字を示している。人口1,715人に対して総世帯数は、2,726戸であるので、一戸当りの平均世帯員数は4.3人となっている。これが久世町の人口における数字の一部であるが、久世町の人口は今までどのような経過をたどって来たのであろうか。国勢調査の数字を主にその様子をながめてみよう。

• 人口増加から減少そして低滞へ

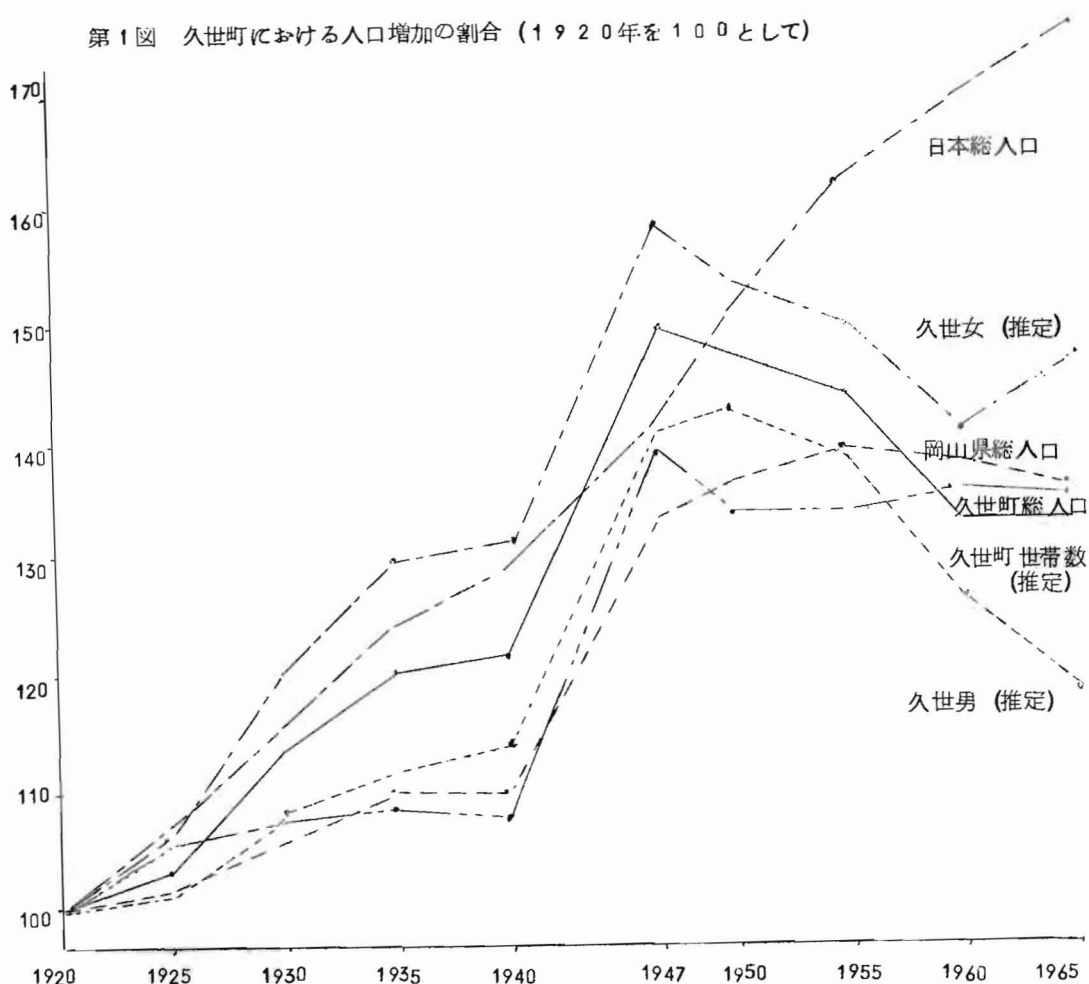
第1回の国勢調査が行なわれた大正9年（1920年）における久世町の人口は885人であった。世帯数は約1,960戸（推定）であった。これが45年後の昭和40年（1965年）においては人口で1,715人、世帯数は2,726戸へと各々増加している。各々の増加の割合は、人口において2,860人、323%を示し、世帯数においては769戸、34.2%とともに30%の以上の増加を示している。この人口における増加率は、第1図からもわかるように、この45年間の岡山県の人口の増加率35.1%に比べるとさして低い数字ではないが、日本全体の増加率が、77.4%であることを考えると、その半以下の増加率しか示していないことになる。しかも、人口増加の様子も同一ではなく、各時代により

第1表 久世町における人口変化

	世 帯 数	人口総数	男	女
1920年	※ 1,957戸	885人	※ 4,451人	※ 4,404人
1925年	2,054	9,165	4,500	4,665
1930年	2,099	10,074	4,798	5,276
1935年	2,120	10,647	4,954	5,693
1940年	2,094	10,769	5,038	5,731
1947年	2,719	13,207	6,244	6,963
1950年	2,613	13,063	6,310	6,753
1955年	2,609	12,702	6,120	6,582
1960年	2,645	11,735	5,583	6,152
1965年	2,726	11,715	5,223	6,492

※ 推定

第1図 久世町における人口増加の割合（1920年を100として）



三者各々異なった形を示している。久世町においては、この45年間に32.4%の人口増加を示しているが、これを年間平均増加率はすると0.72%となる。それもこの期間の人口は均等に伸びたのではなく、時代による変化があることが解る。それは人口増加から減少そして低滞という動きを示している。その第1の変換点は、1947年（昭和22年）である。

第1次大戦後の大正9年（1920年）から昭和15年（1940年）にかけては、世帯数においては大きな変化はないが人口においては一貫して増加している。この20年間の増加率は21.6%を示しており、岡山県の人口増加率をしのぎ、日本全体の増加率の $\frac{1}{2}$ とかなり高い割合を示している。この時期の三者にこのような差があるのは何故であろうか。この時期は第1次大戦が終り、第2次大戦にかけての時期であり、日本の工業化が進み農村から都市の工業地帯への人口移動が見られたことである。このことは、男女の増加率によつても解る。この時期の男女各々の増加を見ると、女においては、1,327人（30.1%の増加）

と男の597人(13.2%の増加)の約2倍を示している。この数字は出生数の差にしては大きすぎ、男においては、労働者としての流出が存在していたことを示すものと考えられる。

第2次大戦後の昭和22年(1947年)においては、昭和15年(1940年)に比べると、世帯、人口共に著しい増加を示している。それは世帯数においては625戸、増加率において30%弱に及び、人口においても2,438人、22.6%の増加率を示し、その増加率を示し、その増加率は、年率3.2%とこれまでの1.1%の3倍にもなっている。この時期に岡山県においては21.6%の増加と高い数字であるが、日本全体では9.3%の増加率にとどまっている。つまりこの時期の久世町の人口増加率は、日本全体の2.5倍に達したわけである。この時期に久世町の人口はなぜこのように急激に増加したのであろうか。この時期における人口増加は隣接する落合町、勝山町においても増加率は各々28.3%、22.5%と久世町同様に見られる。いや日本全国のほとんどの農村に共通して見られる現象である。それは、第2次大戦の激化による都市から農村への疎開等による人口移動、その他により農村部の町村において人口が増加したのであり、さらに外地からの引揚げ等も考えられなくてはならない。

しかし、その後は昭和22年(1947年)の13,207人を頂点として昭和35年(1960年)までの間に、11,735人と減少しており、その数14,72人、減少率11.1%年率にして約1%の減少ということになる。しかしその後の5年間はほぼ横ばいとなっている。つまり戦後18年間に久世町の人口が12%近い減少を示している間に、日本全体の人口は25.8%の増加を示しているのである。これは日本全体の人口は、海外の引揚げ(戦後の短い期間にしてもその影響は大きい)、最近においては、死亡年齢の上昇等に上るものとさらに多くのことが考えられる。さらに今後も日本の人口は増加を続けるであろう。それに対して久世町がこのような減少を見せたのは何故であらうか。まず考えられることは、昭和20年代においては、第2次大戦の影響により久世町に流入していた人々が都市あるいは他の町村に帰還したと見られる。それに対して昭和30年(1955年)から昭和35年(1960年)への5年間はその減少率を高めている。これは工業の発達に伴ない労働人口が都市へ流出していったためである。さらに近年職種が工業のみでなく商業その他に広がるにつれ、人口減少の町村が日本全国に広がっていた。久世町もそれらの社会の中で例外ではなかったのである。ところが昭和35年(1960年)から昭和40年(1965年)にかけては20名、0.2%しか減少していない。これは久世町において都市への人口が流出が止ったことを示すのではない。これは久世町内に郡製糸株式会社が工場を建て進出して来たことにより吸収した人口が流出していった人口数を租殺しているのである。このことは、男女別の変化を見れば明らかである。昭和30年(1955年)から昭和40年

(1965年)にかけて男においては995人と15.5%もの減少を示しているのに対して女においては90人(1.4%)と男の1/10にも満たないのである。しかし前半の10年間ににおいては430人の減少と男に比べれば少ないにしてもかなり減少しているのである。それが後半の5年間で340人の増加により租殺されたのである。さらにこの女の増加数は同

期の男の減少数とほぼ一致しており、一見久世町の人口減少は止ったという様な感じを与えるのである。しかしこれで久世町の人口減少が止ったことを示すのではない。男においては依然として流出を示し、女においても郡は製糸、あるいは他の会社がどれだけの人間を久世町内にひきとめておくことが出来るかは疑問である。

。 人口の増える地区と減少する地区

年代による人口の変化は上述の如くであるが、この変化は久世町内において均等に起ったのではなく、地域により明らかな差が出ている。これを昭和30年から昭和40年にかけての10年間について見るとその様子は明らかである。

久世町においてはこの10年間に987人の人口減少を示しているが、これを大字別に見るとその差は明らかである。人口が増加しているのは久世町内117大字区のうちわずかに久世、台金屋、多田の三地区に過ぎず、他の地区は明らかな人口減少を示している。

第2表-1 地区別人口数変化 (統計)

地区名	昭和30年	昭和35年	昭和40年
富 尾	357 ^人	338 ^人	312 ^人
神	9	0	0
草 加 部	1,132	916	852
惣	605	576	578
中 島	365	300	234
久 世	5,448	5,260	5,751
三 坂	358	321	272
鍋 屋	286	311	271
多 田	305	288	355
台 金 屋	322	356	343
三 崎	390	343	302
中 原	144	136	121
目 木	1,051	944	924
檜 西	880	785	680
檜 東	297	243	210
余 野 上	377	327	243
余 野 下	376	291	267
計	12,707	11,735	11,715

第2表-2 地区別人口数変化 (統計) 指数

地区名	昭和30年	昭和35年	昭和40年
富 尾	100	95	87
神	100	0	0
草 加 部	100	81	75
惣	100	95	95
中 島	100	82	64
久 世	100	97	106
三 坂	100	90	76
鍋 屋	100	109	95
多 田	100	94	114
台 金 屋	100	111	107
三 崎	100	88	77
中 原	100	94	84
目 木	100	90	88
檜 西	100	89	77
檜 東	100	82	71
余 野 上	100	87	65
余 野 下	100	77	71
全 体	100	92	92

人口増加を示している地区においても、男の増加率に対して女の増加率は高く、久世において、男が5.5%（142人）の減少を示しているのに対し、女は15.3%（445人）の増加を示しており、台金屋においては1.8%（3人）の増加に対して11.8%（18人）、多田においては9.7%（15人）に対して23.3%（35人）と高い増加率を示している。

第2表-3 地区別人口変化（男）

地 区 名	昭和30年	昭和35年	昭和40年
富 尾	183	173	157
神	5	0	0
草 加 部	552	440	405
惣	295	269	264
中 島	178	148	108
久 世	2,541	2,429	2,399
三 坂	183	166	133
鍋 屋	139	148	120
多 田	155	141	170
台 金 屋	168	184	171
三 崎	184	154	137
中 原	74	68	59
目 木	506	455	420
樫 西	450	393	328
樫 東	139	116	108
余 野 上	179	156	118
余 野 下	189	143	126
計	6,120	5,583	5,223

第2表-4 地区別人口変化（男） 指数

地 区 名	昭和30年	昭和35年	昭和40年
富 尾	100	95	86
神	100	0	0
草 加 部	100	80	73
惣	100	91	89
中 島	100	83	61
久 世	100	96	94
三 坂	100	91	73
鍋 屋	100	106	86
多 田	100	91	110
台 金 屋	100	110	102
三 崎	100	84	74
中 原	100	92	80
目 木	100	90	83
樫 西	100	87	72
樫 東	100	83	78
余 野 上	100	87	66
余 野 下	100	76	67
計	100	92	85

その他、鍋屋、惣においても男が減少しているのに対し女は減少を示していない。このように人口の増加している地区は3地区であるが、性別に見える男2地区に対して女5地区となっている。このように女性の増加した地区が多いのは郡是製糸の進出によるものである。し

第2表-5 地区別人口数変化 (女)

地 区 別	昭和30年	昭和35年	昭和40年
富 尾	174	165	155
神	4	0	0
草 加 部	580	476	447
惣	310	307	314
中 島島	187	154	126
久 世	2,907	2,831	3,352
三 坂	175	155	139
鍋 屋	147	163	151
多 田	150	147	185
台 金 屋	154	172	172
三 崎	206	189	165
中 原	70	68	62
目 木	545	489	504
榎 西	430	392	352
榎 東	158	127	102
余 野 上	198	171	125
余 野 下	187	148	141
計	6,582	6,152	6,492

第2表-6 地区別人口変化 (女) 指数

地 区 名	昭和30年	昭和35年	昭和40年
富 尾	100	95	89
神	100	0	0
草 加 部	100	82	77
惣	100	99	101
中 島	100	83	67
久 世	100	97	115
三 坂	100	89	80
鍋 屋	100	111	103
多 田	100	98	123
台 金 屋	100	112	112
三 崎	100	92	80
中 原	100	97	89
目 木	100	90	92
榎 西	100	91	82
榎 東	100	80	65
余 野 上	100	86	63
余 野 下	100	79	75
計	100	93	99

かし多田において女性のみでなく男性の増加が見られるのは、郡是製糸の進出のみによるものでなく、久世町において、現在の中心市街である久世から東にあたる鍋屋、多田、台金屋地区へと市街地が伸展していることを示すものといえる。このことは単に人口の増加のみか

第2表-7 地区別世帯数変化

地区名	昭和30年	昭和35年	昭和40年
富尾	戸 70	戸 67	戸 67
神	2	0	0
草加部	211	182	196
惣	133	138	142
中島	67	62	58
久世	1,218	1,286	1,351
三坂	60	62	55
鍋屋	72	83	79
多田	64	61	94
台金屋	66	82	84
三崎	69	63	60
中原	25	24	24
目木	191	191	193
榎西	159	160	153
榎東	53	48	47
余野上	77	74	60
余野下	73	62	63
計	2,609	2,645	2,726

第2表-8 地区別世帯数変化、指数

地区名	昭和30年	昭和35年	昭和40年
富尾	100	96	96
神	100	0	0
草加部	100	86	93
惣	100	104	107
中島	100	93	87
久世	100	106	111
三坂	100	103	92
鍋屋	100	115	110
多田	100	95	147
台金屋	100	124	127
三崎	100	91	87
中原	100	96	96
目木	100	100	101
榎西	100	101	96
榎東	100	91	89
余野上	100	96	77
余野下	100	85	86
計	100	101	104

らではなく世帯数の増加からも考えられることである。

これに対して人口が減少している地区は、神の全員離村を筆頭として中島の35.9%から惣、鍋島の4.5%まで14地区と久世町の大半をしめ、惣、鍋屋を除いてはいずれも10%以上の高い減少率を示している。言い換えれば久世、多田、台金屋、惣、鍋屋の5地区の増

第2図 地区別人口数変化
(昭和30年~昭和40年)



第3表 女性100人に対する男の変化

地 区 別	昭和30年	昭和35年	昭和40年
富 尾	105人	105人	101人
神	125	—	—
草 加 部	95	92	90
惣	95	88	84
中 島	95	97	84
久 世	89	86	72
三 坂	105	107	96
鍋 屋	93	91	89
多 田	103	96	92
台 金 屋	109	107	100
三 崎	89	81	83
中 原	106	100	95
目 木	92	93	83
樫 西	104	100	93
樫 東	88	91	106
余 野 上	90	91	94
余 野 下	101	97	89
全 体	33	91	80

加が数字の上では久世町の人口減少をささえたことになっているが、減少地区の方がはるかに多いのである。(惣、鍋屋の人口減少率が久世町全体の減少率より高いので絶対減ではあるが相対増と見なしたのである。)増加率において最大の多田が14%であるのに対して、減少率においては、神を別格としても中島の35.9%をはじめ、樫東、余野上、余野下と30%前後の減少を示す地域が4地域となっている。これらの地区は図からも解るように久世の中心から離れた地域である。

このように人口の減少している地域が圧倒的に多いわけであるが、わずかの例外を除いては、女性の減少率(久世町全体で1.4%)よりも男性の減少率(14.7%)はきわめて高くなっている。このことを明らかに示しているのが、女100人に対する男の割合であり、昭和30年の

93人から昭和40年の80人へと著しい減少を示している。昭和40年において90人以上の数字を示すのは昭和30年の14地区(神を除く)から、9地区へ減少し、100人を越すのはわずかに3地区のみである。このような数字の減少は、昭和35年から昭和40年へかけての5年間に極度に激化している。これはこの時期には、前から男の流出が続いていたのに対し、女は都製糸の進出による女の増加の為にこの数字がさらに下げられることになったのであろう。このように男の減少が女の減少よりも著しく多いのは、労働者としての流出が女よりも明らかに見られる為であろう。

・ 大都市への人口流出

第2次大戦後、久世町においては人口減少が続いており、久世町内における地域差はすでに見た通りである。この人口減少は、転出者数と転入者数との差、及び出生数と死亡数の差により示されるのであるが、より大きな部分を占める転出者、転入者についてどの地域との結び付きが強いかを調べると次の如くなっている。

他の地域との結び付きを見る為に、昭和36年(1961年)から昭和41年(1967年)への6年間について、久世町内から転出した者の転出先、久世町へ転入した者の前住地をまとめたものが次の第4表である。

第4表-1 転出者転出地

	昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年	計
北海道					1		1
青森							
岩手							
宮城					3		3
秋田				2	2		4
山形							
福島				1			1
茨城	2			1			3
栃木				2			2
群馬		1	1	2			4
埼玉		1	1			2	4
千葉	1		2	1	2	1	7
東京	44	33	34	37	27	30	205
神奈川	7	11	4	10	3	7	42
新潟							
富山							
石川		1					1
福井		1	1	1		1	4
山梨				1	1		2
長野		1				1	2
岐阜	1	1		1	2	1	6
静岡		2	2	3	1	2	10
愛知	9	10	15	8	3	7	52
三重	1	2	3	2	2		10
滋賀	1	2	1	2	3	3	12
京都	45	29	23	29	25	18	169
大阪	176	190	202	152	147	148	1,015
兵庫	91	88	85	71	59	93	487

	昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年	計
奈良	2	7	2	4	9	4	28
和歌山	3			5		2	10
鳥取	19	6	25	12	16	16	94
島根	7	4	14	12	14	8	59
岡山	253	291	354	382	339	333	1,952
広島	24	37	29	38	26	40	194
山口	2	4	5	3	8	8	30
徳島					1	1	2
香川	2	3	3	7	8	5	28
愛媛	7	2	2		2	2	15
高知					1		1
福岡	1	3	3	2	2	4	15
佐賀					1		1
長崎				2	1		3
熊本							
大分			1	1	8	14	24
宮崎							
鹿児島	4	1					5
計	702	731	812	794	717	751	4,507

転入者前住地

第4表-2

	昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年	計
北海道	5	1			1		7
青森	1						1
岩手							
宮城			1	2			3
秋田		1		2	2	1	6
山形							
福島		13		4	1		18
茨城			1				1
栃木				1			1
群馬		5			5	2	12
埼玉	1	4	1			2	8
千葉			1		4	1	6
東京	11	13	15	9	21	15	84
神奈川	1	4	7	1	2		15
新潟	7			1			8
富山							
石川							
福井					1	1	2
山梨	1				2	1	4
長野			1				1
岐阜	2	1		1	1	4	9
静岡	1		3				4
愛知	3	2	1	6	2	2	16
三重				1	4	2	7
滋賀		1			2		3
京都	121	20	25	19	26	7	218
大阪	42	47	46	65	86	79	364
兵庫	46	53	33	36	50	41	259

	昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年	計
奈良		7		3	1	6	17
和歌山	1			2	1	2	6
鳥取	9	17	18	14	23	15	96
島根	4	28	27	12	13	17	101
岡山	370	451	476	334	387	364	2,382
広島	19	16	32	27	33	29	156
山口		5	11	16	4		36
徳島					1	3	4
香川	1	3	9		4	1	18
愛媛		2			5	2	9
高知	1		1			2	4
福岡		2			1	6	9
佐賀						3	3
長崎		1	2		3	1	7
熊本		1					1
大分	4	33	19	29	69	44	198
宮崎		1		1		1	3
鹿児島	3			1		1	5
不詳		14	7	9	1		33
計	665	746	737	596	755	655	4,154

この6年間に久世町から転出した者は総数で4,507人、毎年700人から800人が久世町から他の町村へ転出しており、逆に久世町へ転入した者は総数で4,154人、毎年600人から750人が久世町へ他の町村から転入しており353人の転出超過となっている。転出者、転入者ともに岡山県が大部分であり、転出者の43.3%、転入者の57.3%をしめている。岡山県内に関する移動は後にのべるとしてここでは他府県との関係についてながめてみる。

岡山県以外については、転出者、転入者ともに筆頭は大阪府であり、県外転出者の39.7%（転出者全体の22.7%）をしめている。転出者が転入者に比べて多い（2.8倍）のは、転出していく人々が単なる出稼ぎの性格を持つのではなく、恒常労働者として大阪にとまゐることを示すものである。このことは大阪に限らず兵庫（1.9倍）東京（2.5倍）数は少なくなるが神奈川（2.8倍）愛知（3.3倍）と大都市を含む府県において共通に見られる現象である。この時期（昭和30年代後半）は、日本経済における高度成長期にあたり、第2次第3次産業が多量の労働力を必要とし、各地の農山村地域から多くの人口を吸収した時期にあたることを考えて見るならば納得の出来ることである。他の府県においては一般に近接する府県が多く久世町に限らず一般的に見られることであるが、注意しなければならないのは京都府と大分県である。この二府県は郡是製米の進出によってその関係を密にしているのである。京都府については、昭和36年における転入者が他の年に比べて多く（約5倍）なっているのは、工場が出来たことにより京都府宮津工場からの転勤による人々が集中しているからであり、その後の年における転出、転入も、郡是製米による交流が大きな割合をしめている。同様に大分からの転入が多いのは、工場の従業員としての転入によるものである。これは、この6年間に118人の転入を数えるのに対し、昭和31年から昭和35年にかけては、1人も転入していないことから明らかである。また大分への転出者は離職による帰郷である。

転入、転出の状況も男女に同じというのではなくそこには差がある。それを示したのが第 表である。これは昭和36年、昭和40年、昭和41年の各年について、男女別の転出先、前住地を府県別に、岡山県内については市町村別にまとめたものである。昭和36年、昭和40年、昭和41年の転入者が665人、755人、655人であるのに対して、転出者は702人、717人、751人であり、各々37人の減少、35人の増加、96人の減少となっている。昭和40年において増加しているのは、転入者が755人と前後年に比べて各々160人、100人ときわめて高くなっている為でも、この年において転入者が急増した理由はさだかでない。この3年の男女それぞれの変化をながめると、転出、転入ともに女が男を上まわっている。しかし昭和36年の県外転出者において、男が247人と女の202人よりも優位にたっている。これは、この時期の出稼ぎの労働は男によってその大部分をまかなえたこともあるであろう。が、労働者としての出稼ぎ期間が長期にわたることの多い県外におい

昭和 3 6 年男女別転出先、前住地（府県別）

第 5 表 - 1

	前 住 地			転 出 先		
	総 計	男	女	総 数	男	女
北 海 道	5	3	2			
青 森	1	1				
茨 城				2	2	
埼 玉	1	1				
千 葉				1	1	
東 京	1 1	2	9	4 4	2 8	1 6
神 奈 川	1	1		7	4	3
新 潟	7	4	3			
山 梨	1		1			
岐 阜	2		2	1		1
静 岡	1	1				
愛 知	3	3		9	4	5
三 重				1	1	
滋 賀				1	1	
京 都	1 2 1	2 3	9 8	4 5	1 4	3 1
大 阪	4 2	2 0	2 2	1 7 6	9 6	8 0
兵 庫	4 6	2 3	2 3	9 1	5 4	3 7
奈 良				2	2	
和 歌 山	1	1		3	1	2
鳥 取	9	7	2	1 9	1 0	9
島 根	4	3	1	7	5	2
岡 山	3 7 0	1 5 7	2 1 3	2 5 3	1 0 7	1 4 6
広 島	1 9	1 4	5	2 4	1 4	1 0
山 口				2	1	1
香 川	1		1	2	1	1
愛 媛				7	4	3
高 知	1	1				
福 岡				1		1
大 分	4	3	1			
鹿 児 島	3	2	1	4	4	
不 詳	1 1	1 0	1			
	6 6 5	2 8 0	3 8 5	7 0 2	3 5 4	3 4 8

昭和40年男女別転出先、前住地（府県別）

第5表-2

	前 住 地			転 出 先		
	総 計	男	女	総 計	男	女
北 海 道	1	1		1	1	
宮 城				3	1	2
秋 田	2	2		2	2	
福 島	1	1				
群 馬	5	2	3			
千 葉	4	3	1	2	1	1
東 京	21	15	6	27	15	12
神 奈 川	2	2		3		3
福 井	1	1				
山 梨	2	1	1	1	1	
岐 阜	1		1	2	1	1
静 岡				1		1
愛 知	2	2		3	2	1
三 重	4	1	3	2	1	1
滋 賀	2		2	3	3	
京 都	26	18	8	25	10	15
大 阪	86	52	34	147	69	78
兵 庫	50	28	22	59	27	32
奈 良	1		1	9	2	7
和 歌 山	1		1			
鳥 取	23	13	10	16	4	12
島 根	13	6	7	14	3	11
岡 山	387	133	254	339	130	209
広 島	33	10	23	26	9	17
山 口	4	2	2	8	4	4
徳 島	1		1	1	1	
香 川	4	3	1	8	8	
愛 媛	5	3	2	1	1	
高 知				1	1	
福 岡	1		1	2	1	1
佐 賀				1		1
長 崎	3	1	2	1		1
大 分	69		69	8		8
計	755	300	455	717	298	419

昭和41年男女別転出先、前住先（府県別）

第5表-3

	新 住 地			転 出 先		
	総 計	男	女	総 計	男	女
秋 田	1		1			
群 馬	2	1	1			
埼 玉	2	2		2	1	1
千 葉	1	1		1	1	
東 京	1 5	7	8	3 0	1 7	1 3
神 奈 川				7	4	3
福 井	1	1		1		1
山 梨	1		1			
長 野				1	1	
岐 阜	4	2	2	1		1
静 岡				2	1	1
愛 知	2	1	1	7	3	4
三 重	2		2			
滋 賀				2	2	1
京 都	7	5	2	1 8	1 0	8
大 阪	7 9	3 9	4 0	1 4 8	6 4	8 4
兵 庫	4 1	2 0	2 1	9 3	5 1	4 2
奈 良	6	4	2	4	2	2
和 歌 山	2	1	1	2		2
鳥 取	1 5	6	9	1 6	6	1 0
島 根	1 7	7	1 0	8	3	5
岡 山	3 6 4	1 4 1	2 2 3	3 3 3	1 2 8	2 0 5
広 島	2 9	1 7	1 2	4 0	1 9	2 1
山 口				8	4	4
徳 島	3	1	2	1		1
香 川	1	1		5	5	
愛 媛	2	1	1	2	1	1
高 知	2	1	1			
福 岡	6	4	2	4	2	2
佐 賀	3	1	2			
長 崎	1		1			
大 分	4 4	1	4 3	1 4		1 4
宮 崎	1		1			1 4
鹿 児 島	1		1			
計	6 5 5	2 6 5	3 9 0	7 5 1	3 2 5	4 2 6

昭和 3 6 年男女別転出先、前住地（岡山県内）

第 5 表 - 4

	前 住 地			転 出 先		
	統 計	男	女	統 計	男	女
岡 山 市	5 4	2 8	2 6	6 9	3 2	3 7
倉 敷 市	2 7	4	2 3	2 4	1 0	1 4
津 山 市	3 9	2 3	1 6	5 5	2 7	2 8
玉 野 市	2	1	1	4	4	
西大寺市	5		5	2		2
総 社 市				2	1	1
新 見 市	2 1	9	1 2	1 0	3	7
建 部 町	2		2			
加茂川町	4	2	2	1		1
津 高 町	1		1	2	1	1
山 陽 町	1		1			
瀬 戸 町	4	1	3			
備 前 町				3	1	2
日 生 町				1		1
上 道 町	1	1				
灘 崎 町				2	1	1
矢 掛 町	1	1				
高 松 町				4	2	2
北 房 町	3	1	2	2		2
川 上 町	1		1	6	3	3
大 佐 町	7	1	6			
哲 西 町	2	1	1			
落 合 町	7 9	3 3	4 6	1 7	3	1 4
勝 山 町	4 6	2 3	2 3	2 3	9	1 4
湯 原 町	1 3	4	9	8	4	4
美 甘 村	7	4	3			
新 庄 村	2	1	1	1		1
八 束 村	3	1	2	1	1	
中 和 村				5	3	2
鏡 野 町	7	3	4	2	1	1

	前 住 地			転 出 先		
	総 計	男	女	総 計	男	女
加 茂 町				2		2
奥 津 町	1		1			
富 村	9	5	4			
阿 波 村	1		1			
勝 央 町	1	1				
勝 田 町	2	1	1			
奈 義 町	1	1				
美 作 町				1	1	
大 原 町	1		1			
旭 町	3	1	2			
久米南町	1		1			
中 央 町	1		1	1		1
久 米 町	10	4	6	2		2
柵 原 町	4	2	2	2		2
計	370	157	213	253	107	146

昭和40年男女別、転出先、前住地（岡山県）

第5表—5

	前 住 地			転 出 先		
	総 計	男	女	総 計	男	女
岡 山 市	32	17	15	60	32	28
倉 敷 市	16	7	9	27	13	14
津 山 市	39	14	25	60	19	41
玉 野 市				6	2	4
笠 岡 市				1	1	
西大寺市	3	2	1	2	1	1
総 社 市	1	1				
高 梁 市	4	2	2	1		1
新 見 市	8	3	5	16	9	7
建 部 町	8	3	5			
加茂川町				3	1	2
津 高 町				4	2	2
熊 山 町	2		2	1		1
吉 永 町				2	1	1
佐 伯 町	1		1			
三 石 町				1		1
牛 窓 町	1		1			
長 船 町				1	1	
妹 尾 町				1	1	
茶 屋 町				1		1
吉 備 町				5	4	1
庄 村				1		1
矢 掛 町	1	1				
昭 和 町	5	3	2			
高 松 町	2		2			
足 守 町	1	1				
北 房 町	6	2	4	2		2
賀 陽 町				7	3	4
川 上 町				1		1
成 羽 町	4	3	1			
備 中 町	10	7	3			
大 佐 町	7	2	5	1		1
哲 多 町				1		1
神 郷 町	1		1			
落 合 町	85	26	56	32	5	27
勝 山 町	51	14	37	39	12	27

	前 住 地			転 出 先		
	総 計	男	女	総 計	男	女
湯 原 町	1 5	2	1 3	6		6
美 甘 村	5	3	2	4	3	1
新 庄 村	5	2	3			
川 上 村	5		5	1		1
八 束 村	4	1	3	2	1	1
鏡 野 町	5	1	4	4		4
加 茂 町				1		1
奥 津 町	4		4	5	2	3
上 斎 原 村				1		1
富 村	1 7	6	1 1	1 3	9	4
勝 央 町	3		3	2	1	1
勝 北 町	2	1	1	3	2	1
奈 義 町				1		1
美 作 町	1 1	4	7	4	1	3
作 東 町				2		2
大 原 町	5	1	4			
西 粟 倉 村				1		1
旭 町	6	1	5	2	1	1
中 央 町	1		1			
久 米 町	7	1	6	6		6
柵 原 町	7	2	5	5	3	2
計	3 8 7	1 3 3	2 5 4	3 3 9	1 3 0	2 0 9

昭和41年男女別、転出先、前住地（岡山県）

第5表-6

	前 住 地			転 出 先		
	総 数	男	女	総 数	男	女
岡 山 市	5 1	2 3	2 8	6 1	2 8	3 3
倉 敷 市	2 4	1 3	1 1	2 3	1 4	9
津 山 市	4 2	1 3	2 9	4 1	1 7	2 4
玉 野 市	8	4	4	1 0	9	1
西大寺市	1		1	1		1
井 原 市	4	1	3	1		1
総 社 市	1		1	2	1	1
高 梁 市	3	2	1	1	1	
新 見 市	1 1	6	5	1 2	6	6
御 津 町	1	1				
建 部 町	1	1		1		1
加茂川町	2		2			
瀬 戸 町	1		1	4	2	2
和 気 町				4	2	2
備 前 町				7	3	4
灘 崎 町	3	2	1			
早 島 町	1	1				
茶 屋 町				1		1
吉 備 町	1	1		1		1
庄 村				1		1
美 星 町	1	1		1	1	
北 房 町	3	1	2	2	1	1
賀 陽 町	1		1			
川 上 町	1	1				
成 羽 町	3	1	3			
備 中 町	1	1		4	2	2
大 佐 町	7	1	6	3		3
哲 多 町	2	1	1			
哲 西 町	3	2	1			
落 合 町	6 0	1 9	4 1	4 8	1 2	3 6
勝 山 町	4 2	1 5	2 7	3 5	9	2 6
湯 原 町	1 7	3	1 4	6	1	5
美 甘 村	8	2	6	3		3
新 庄 村	3	1	2	2	1	1
川 上 村	5	3	2			
八 束 村	6	3	3	1 1	5	6

	前 住 地			転 出 先		
	総 数	男	女	総 数	男	女
中 和 村				2	1	1
鏡 野 町	8	2	6	5	2	3
加 茂 町	3	1	2			
奥 津 町	7	5	3	3		3
上 斎 原 村				1	1	
富 村	7	3	4	6	2	4
勝 央 町	1		1			
勝 北 町				4	1	3
奈 義 町	1	1		2		2
美 作 町	1	1		4	2	2
作 東 町	2	1	1	1		1
英 田 町	2	1	1			
旭 町	5	2	3	2		2
久米南町	1	1		3	2	1
中 央 町	1		1			
久 米 町	6		6	8		8
柵 原 町	1	1		6	2	4
計	3 6 4	1 4 1	2 2 3	3 3 3	1 2 8	2 0 5

ては、男の流出が多いと考えられる。しかし、昭和41年になると県外転出者においても女が優位をしめ、県内転出者における増加率も男（1.2倍）を上まわっている（1.4倍）。

県外転出者の比率は、昭和36年の64%（449人）から昭和41年の56%（418人）へと減少しているとはいってもその転出者の主流は依然として県外にある。昭和36年の県外転出者は449人であるがその主流は176人（全体の25%、県外転出者の39.2%）をしめる大阪であり、京都、大阪、兵庫の合計は312人（44.9%、69.5%）となり県内転出者（253人 36%）よりも多くなっている。これに対して京浜地区（7.4%、11.6%）中京地区（1.3%、2.0%）は少なく、久世町においが京阪神地区との結びつきの強いことを示すものである。この他では鳥取、島根、広島、三島の三県が岡山県と接していることにより、阪神、京浜に次ぐ位置をしめしている。この傾向は昭和40年、昭和41年においてもほぼ同じである。しかし岡山県南の工業化による影響と考えられるが岡山県内への転出が増加しているので京阪神への転出者数は226人（31.5%）、259人（34.5%）と減少している。

県内転出者については、昭和36年には岡山、倉敷の両市において93人と県内転出者の（36.8%）をしめている。岡山、倉敷両市への転出は昭和41年の84人（25%）とその割合を減少しているが、両市を中心とする県南部への転出は増加している。その他では県内94市町村のうち27市町村から40市町村へと広範囲になっている。これらの中で津山市が昭和36年に55人（21.7%）、その後も40人以上とかなりの割合をしめているのは、津山市が県北の文化、経済の中心であり、久世がその影響圏に入っていることによるだけでなく、より都市的な地域へ居住しようとする人々の動きによるものと考えられる。その他では勝山町、落合町その他が隣接している町村へ多いがこれは、地縁関係による移動であろう。

一方転入者においては、毎年県内からの転入者が多くなっており、転出者において県外へ出る者が多いのと比べると対象的である。転入者における前住地も転出先と特に変わっておらず京阪神地区が多いのは、転出した人々の帰郷によるものと思われる。しかし、同一地区からの転入者が転出者に比べて少ないのは、転出した人々が必ずしも全員帰って来ることを示すものではなく、転出地へ滞まっていることを示すものである。大分県からの多量の転入は今までも述べたように郡是製糸久世工場への就職による為に、昭和40年、昭和41年ともに男1人を除いて112人が女である。県内からの転入者についても同様のことがいえるが、隣接する勝山町、落合町からの転入がきわめて多く県内からの30%近くになっている。

○ 流出する若年労働力

久世町における人口は、激しく動いているのであるが、転出、転入している人々はそのような年齢層の人々であろうか。それを示したものが第 表である。

第6表-1 年令別転出転入者（昭和36年）

	転入者			転出者		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	665	280	385	702	354	348
0～4才	44	24	20	35	13	22
5～9	32	19	13	32	19	13
10～14	47	24	23	37	16	21
15～19	153	35	118	201	108	93
20～24	162	53	109	183	88	95
25～29	95	45	50	82	42	40
30～34	42	26	16	33	21	12
35～39	33	18	15	28	13	15
40～44	15	9	6	13	7	6
45～49	16	9	7	19	10	9
50～54	6	4	2	14	5	9
55～59	8	6	2	10	5	5
60～64	0	0	0	3	2	1
65以上	12	8	4	12	5	7

これは昭和36年、昭和40年、昭和41年の三年の転出者、転入者数を5才段階で示したものであるが、一言でいえば若年労働者の流出を示している。この三年における転出者のうち若年層（15才～24才）のしめる割合は、各々384人（54.7%）、446人（61.5%）、447人（59.5%）と高く、これに25才～29才を加えるといずれも70%ときわめて高くなって来る。15才～19才において男の割合が高いのであるが20才～24才になると女の割合が高くなっている。これは男の場合には、大部分の者が学校を終るとすぐに職を求めて他所に出るのに対して、女の場合、地元での就職ですませてしまうことにより、13才～19才において男が高くなっているのである。次に女が多くなるのは製糸工場その他の従業員の離職による帰郷その他により多くなるのである。これに比べて30才以上の転出は各年133人（18.9%）、136人（20.0%）、149人（19.8%）ともにその割合は特に高くはないが、若年層の流出と共にその影響は大きい。

第6表-2 年令別転入者転出者（昭和40年）

	転入者			転出者		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	755	300	455	717	298	419
0～4才	35	17	18	19	11	8
55～9	30	16	14	16	8	8
10～14	24	12	12	27	13	14
15～19	290	64	226	245	126	119
20～24	143	59	84	201	42	159
25～29	73	37	36	73	31	42
30～34	34	21	13	37	18	19
35～39	45	27	18	30	15	15
40～44	24	12	12	25	15	10
45～49	12	6	6	13	7	6
50～54	15	13	2	7	5	2
55～59	10	5	5	8	3	5
60～64	6	4	2	6	3	3
65以上	14	7	7	10	1	9

第6表-3 年令別転入者転出者（昭和41年）

	転入者			転出者		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	655	265	390	751	325	426
0～4才	38	22	16	33	14	19
5～9	27	13	14	18	11	7
10～14	15	6	9	29	15	14
15～19	207	52	155	272	126	146
20～24	149	53	96	175	50	125
25～29	75	34	41	75	27	48
30～34	47	27	20	42	25	17
35～39	40	24	16	30	16	14
40～44	15	9	6	22	12	10
45～49	11	6	5	15	10	5
50～54	7	4	3	15	6	9
55～59	5	2	3	13	6	7
60～64	7	5	2	3	2	1
65以上	12	8	4	9	5	4

転入者においても若年層の転入が数の上では多いが（各年315人（47.4%）332人（57.3%）365人（54.3%）内容は必ずしも喜ぶものではない。というのは、15才～19才層における転入が多く見えるがこの大部分は女子によるものである。これは製糸工場への就職を意味する。つまり彼女達の仕事から考えて、そう速くない将来転出者へ変る要素を大きく含んだ人々にすぎないのである。（転出した彼女達をうめる為に新しい人々が来るであろうが、それらの人々も又去って行く人である。）

○ ま と め

以上述べてきたことをまとめると、久世町の人口は第2次大戦までは増加を続けてきたが、第2次大戦後から減少に転じ、特に昭和30年以降において著しい人口流出を示している。この傾向は久世町に限らず日本全国の農山村に共通に起っていることが、久世町においてもみられることを示している。さらにこの人口流出も久世町全体に一樣にみられるのではなく久世町の中心部から離れた便利の悪い所に多くみられている。流出入口の内容もその主力が男から女へと性別には移っているのであるが、年令において流出の中心となっているのが若年層であることには変わりなく、中学、高校を終えて転出している者が主力である。転出する人々の転出先は京阪神地区が最も多く、次いで岡山県南部地域である。この人口流出も郡是製糸の進出による女子労働力の吸収の為に、表面的には止ったように見えるが、製糸工場へ流入した人々もやがて転出へ変る人々である。男においては依然としてかなりの人口流出を示している。

今後人口の流出を防ぐ為に、より一層の努力がなされることが必要であり、中国縦貫道の完成により工場の進出を意図しているようであるが、果たしてそれが人口流出、特に若年層男子の流出をどこまで防ぐことが出来るかは疑問である。それよりも、中国縦貫道の完成により京阪神地区との距離が短縮されることとなり人口流出、特に若年層の流出はさらに激しさを加え、ひいては中高年層の流出をもひきおこすことになるであろう。

○ 統計資料出典

第 1 表 第 1 図

国勢調査報告書

岡山県市町村勢要覧

岡山県統計年報

第 2 表 第 2 図、第 3 表

国勢調査集計資料より作成

第 4 表 第 5 表 第 6 表

住民登録人口移動報告票より作成

住民異移票より作成

毎月流動人口調査

第四章 古代・中世の久世

1 条里と古代村落

古代における土地区画の方法として、いわゆる条里の制度という地割が行なわれたことは今日、広く知られている。それは土地を縦と横との線によって基盤目状に区切り、条と里と坪の名称をつけて坪をさらに十反に分ける。これは班田収授の口分田の配分を円滑にしたものである。

自然の地勢又は道路などを基準にして、原則的には一つの郡又は数郡を単位として、六町（約六五四町）の間隔に平行線をひいて条を分ける。条は北から一条・二条と数える、この条に垂直の平行線を同じく六町の間隔でひき、このようにしてできる地積を里となづける。里は東又は西から一里・二里と呼ぶ。一里の面積は六町平方となるわけである。さらに、この里のなかを間隔六十歩の縦横の線で区切ると三六の等面積の地割ができる。これを坪という。

坪は一町（約一〇九町）平方であるからその面積は一町歩である。一里の中の坪も里の一隅から一坪、二坪と数え三六坪にいたる。そして何条、何里、何坪と数えて耕地の所在地を明確に示すしくみである。

坪の教え方には並行式と千鳥式とがあり、坪のなかをさらに十等分したものが、一反（約九・九アール）である。坪が長さ六十歩、幅六歩の細長い矩型に十等分される場合には、長地型又は矩帯型地割という。これに対して長さ三十歩、幅十二歩に十等分する場合には、半折型又は色絶型地割とよんでいる。

さて、このような条里の制度が我国において、いつから行なわれたか、その起源については明確になっていない。半折型が天化改新の詔に示された一反歩の地積に同じ、条里の制は天化改新における班田収授の法の実施にはじまる地割であるというのが通説である。しかし、長地型が天化改新以前の屯倉のあった地帯に顕著であることから、長地型が半折型に先行したと考え、条里の制の起源を天化以前とする説もある。とにかく、この地割が全国に及ぶのには長年月を要したであろうが、八世紀ごろには、ほぼ今日知られている範囲の施行は完了し、これを条里と呼ぶことも七世紀末からのようである。このように奈良時代から平安時代にかけて実施されていたこの制度は班田制がおとろえて荘園が発達してくると次第にすたれていった。条・里・坪のよび方は十五世紀ごろまでも広く用いられたが、豊臣秀吉の大規模地以後は全くすたれ、わずかに坪の名だけが小字名などに残っているにすぎない。しかし、条里の制度は、いま日本の各地方において、その遺構が発見されつつある。大和平野や近江平野では、今日も集落や溜池が条里制に規制されていることがよくうかがえる。

次に吉備地方における条里制の遺構は近年県内の各地にその痕跡が発見されつつある。

いま、主として「岡山県農地史」によつて、その主なる遺址をあげることにする。

備前における条里の遺跡

- | | | | |
|---------|--------|--------|---------|
| 一、岡山付近 | 二、財田付近 | 三、瀬戸付近 | 四、万富付近 |
| 五、和気付近 | 六、尾張付近 | 七、香登付近 | 八、一宮町付近 |
| 九、建高町付近 | | | |

備中における条里の遺跡

- | | | | |
|----------|--------|--------|--------|
| 一、備中服部付近 | 二、西部付近 | 三、神在付近 | 四、箭田付近 |
| 五、矢掛付近 | 六、桂原付近 | 七、井原付近 | 八、鴨方付近 |

美作における条里の遺跡

- | | | | |
|--------|--------|--------|------------|
| 一、久世付近 | 二、津山付近 | 三、院庄付近 | 四、矢田、真加部付近 |
|--------|--------|--------|------------|

以上、県内における条里の遺構の分布状況を見ると、備前・備中・美作の三国ともにその国府跡の付近に密度が濃である。そして、その多くは河流に沿うた平野地帯で、古墳や古代寺院跡や神社の分布状況とも一致している。それらの地域は水田農業が早く開け、古代に於ける生産地域であり、文化地域であったことが知られる。

久世町付近における条里の遺址

(岡山県農地史より採挙)

位置 真庭郡久世落合の二町及び美和、川東の二村に亘る一帯の田野を含む

大庭郡、大庭郷、今美和村大字目木及川東村大字大庭一帯の地なり。

欽明天皇十六年癸云「遺_二蘇我大臣稻目宿禰穗積磐弓屋等_一便于古備五郡置_二白猪屯倉_一。続日本紀_二「神護景雲二年美作国大庭郡人白猪臣澄人等賜_二姓大庭臣_一」とあるのも是なり。同久世郷、今久世町、町の大字に草加部あり、仁徳天皇の皇子天日下皇子の御名代なり。以下略。

坪割

「右上限を起点とする横行連続式」に属する美和村目木を以って唯一の例とす。其他川東及河西の中村一帯に軟々井然たる区劃を存するも坪名明かならず。附近一帯の地は美作の地、直島、大庭二部の本拠にして、各々其郡家を有し夙に草加部の御名代を設置されしことは森山山下の白髪部健吉と相対して出雲族に対するも天孫民族の用意をみるべく、又応神天皇弟彦王を美作而国当時の石生原に封じ給ひしこと欽明記の白猪屯倉の設置大庭の工着の場として付近一帯の古墳址をなし、又大庭寺、平地の伽藍に古瓦、礎石を存す此条里時代の開花を彷彿するに足る。

同勘兵衛

宇喜多直家信長に一味せしかば、渠が領国を可_レ破_レ攻_レて、天正七年二月上旬、毛利右馬頭大江輝元、吉川駿河守元春、其嫡子治部少輔元長、三男民部大輔經家、小早川左衛門佐隆景四萬余騎を率ゐて作州へ発向したまふ。直家兼て沼本新左衛門景直に下知して、大寺畑、笹葦等の城を取繕ひ、軍士多く入置たりしを、全九日芸州勢小寺畑へ押寄せ、尾崎より仕寄を付て攻けるに、朝枝治郎を先として、無_二比類_一働き討死す。今田玄蕃是も全く先を争い力戦しけり。是も深手おひけり。されども寄手代りの仕寄を付て攻めく程に、同十二日城中こらへ兼て降人になり大寺畑へ入りけり。芸州勢十六日大寺畑取附けるに、当城には直家筆江原兵庫介親次并に羽柴秀吉の加勢とも籠りける。寄手尾崎よりは、毛利家の旗下并小早川の勢、川の方は吉川勢仕寄を付て攻けるを見て、砥石山の城は不_二取巻_一先にとや思けん城を明て逃去けるを、吉川勢早く聞付けて追かけ、数十人討取る。かかりける処に、大寺畑城中に叛逆人在て、高田城に有ける檜崎彈正少弼元兼許へ、御勢を切岸迄被_レ寄候はば、其時城中に火をかけ申べし。煙空中に送るを相図に乘入候へと言送りける間、檜崎即承諾して約束の日を待処に、定日になりしかば真の下刻に到て、城中の小屋に火をかけたり。檜崎一番に切岸に着たりけるに、是を見て吉川勢取ものも取あへず続き押寄せたり。富山半左衛門は直家より使者として来り有合けるが、味方を誹め散々為_レ射ける。されども寄手は頻りに攻上らんとす。城中には出火出来不_レ叶と思はん、皆々落去らんと門外へ出たりけるを、富山が制する故立歸るものも多かりける。其中に三十人計一つにて成て城中へ入ける者ども吉川勢の御切岸へ上りけるを味方と思ひけん。長刀持たる兵切岸を顧て手を揚て扣ければ、吉川勢は又、味方先達て城中へ乗入けると思ふ間、近く責寄せたり。城中より是を見て、矢先を揃て散々に射けれども初の程はきり深く降て、敵の有所分らざりけり。夜明方に至り朝風吹払ければ、寄手の切岸に有を見て得たりと鉄砲を揃え射立ける。吉川勢に松国安右衛門、境外記、児玉市之介、同明の少阿彌等一所に有けるが、如何に市之介、味方には鉄砲一挺もなく、唯まことになりて討るる許なり。鉄砲の者呼寄せ、狭間討取やを云処を、敵ねらひけまして射たりける間、少阿彌唯一矢に死たりける。松岡安右衛門、檜林元兼も手負ければ、当城乗取る事を不得して退ける。其後仕寄間近く寄ける程に、江原城を明て笹葦の城に蒼みけり。城には市三郎兵衛、蘆田太郎、玉串与十郎以上三十人許にて籠りけるを頓て取籠め人と仕たまへば、名城を明渡し備前をさして逃上りけり。

一、小寺畑城址

久世町大字三坂にあり寺畑城と相對峙す東西一町南北一町回字形をなす此城も牧兵庫の樂く所にして牧管兵衛父子之に居る。天正七年二月終に毛利の族將吉川元春のために陥さる。

一、多田山城址

久世町大字三坂に在り寺畑の城主牧兵庫之を築き天正七年備前国主浮田直重之を攻取し後、浮田直家高田城を攻むるとき先陣沼本新左衛門花房職秀此城に陣すと云う。

美作国古城誌より抜粋

沼本新右衛門景直は浦上遠江守宗景の家臣にて多田山の城主なり。生質智謀深く勝れたる勇士なり。宇喜多和泉守直家が思へらく、枝枯る時は其根をふる。景直を亡さば宗景が一臂を断つが如くにして遂に滅亡の端と可成と、工夫をして景直に逆心有る由を中間を以て言伝ふ。されば國家の亡滅が在亡人を、宗景の家系断絶すべき前表とや、此由を聞きしや否や讒言虚浮を不レ正天に怒る故に景直せんかたなく國を去て九州に流離し、夫より四國に寄寓の縁を求む。直家は彼の才智勇猛を豫て知りつつ頓て招き寄て交を堅くし、播州野中の城をぞ預ける。

一、篠向城址

美和村大字三崎の南端川東村との境に在り正平十五年山名時代南朝に帰順し美作守護赤松貞範の属城を攻めし時其将小池中書福島入右衛門を此の城に向はしむ飯田の一族此處にあり城中兵寡く糧乏しく戦はずして降り山名氏の領する所となる。嘉吉元年城代赤松性具山名氏に反する山名教之討つて之を平げ城を守る。文龜年中三浦貞連高田城にあり毎に山名右京と相謁ふ、時に右京亮此城に居る貞連機に乗じ攻めて之を陥る。其将福島一盛、金田弘成をして城を守らしむ。天正四年三浦氏毛利輝元に降る。毛利氏浮田秀家の部将江原兵庫助親次(直家の女婿)をして城を守らしむ。天正七年浮田氏毛利氏に叛き織田氏に属するや毛利氏の将吉川元春親ら兵を率ゐり攻む。江原親次守りを失ひ退いて宮山城に拠り援を浮田秀家に請ひ掩襲して城を復す。文祿元年豊臣秀吉征韓の役を起すや江原親次浮田秀家に従ひて出征す慶長三年親次高麗に歿す。後復城守となるものなし。

美作国古城誌 抜粋

江原兵庫親次入道久清 三崎河原

親次は宇喜田直家の甥なり。智謀勇烈の士にて、家老には兼田六郎左衛門、牧左馬介、同源蔵、福田玄菴、桶山新介、何れも主人に劣らぬ勇士なり。

一、二ツ山城址

美和村大字余野下にあり。往日構殿湯藤右衛門尉落合刑部大輔なる者此に拠る。

一、高仙城址

美和村大字余野上にあり、古昔水野為虎なる者之に築く嶺に上れば則ち東は播磨北は伯耆、南は備前双眸に入る。

一、高山城址

岩佐勘解由の居城なり下河内にあり。

一、逆巻城址

川東村大字赤野にあり牧藤左衛門の居城なりしと言ふ。

一、土器屋城趾

川東村大字赤野と河内村との境にあり、牧藤左衛門家信の居城なりしと云う山上堅あり。

一、神上城趾

美和村櫻島東谷にあり。

以上、真庭郡誌から抜粋しました。

これからわかるように久世町の城は一五〇〇年代後期から一六〇〇年代前期までに作られており、全部が山の上にある山城である。久世町の城の全盛は戦国時代と江戸時代に入りかけた一六〇〇年頃で、又その頃三城の主、收兵庫、勘兵衛親子の頃だろう。

2 遺 跡

彌生文化の時代は金属器の使用と同時に農耕生産が発達し、それに伴なり定住性と同時に国家的萌芽が見え、畿内を中心に国家体制が次第に整い、文化も大和朝廷を背景として一元化して一層進歩を見た。彌生式文化の時代から仏教が輸入され発達した飛鳥時代に至る中間の形成の時代の文物として、今日に残る最も顕著なものが高塚墳墓である。その内部に遺存する埴輪や棺槨並に種々副葬品に当時の文化をしのぶのである。紀記の日遣將軍や国造等とその地方の典型的な前方後円墳とが一致することもあり書かれた史料の具体的裏付けとしても此の研究は重要な存在である。また、高塚墳墓は当代東西の広く行なわれた葬法であり、我国の発達もその一貫であり、同時に北九州の銅剣、銅鐔文化と畿内を中心とする銅鑿文化との対立も興味ある研究問題であり、今もって発見されざる邪馬台国も将来、古墳研究とともに解決されるべき問題ではなからうか。

さて、これらの問題を含みながら、真庭郡での古墳研究並にその状態を見ると、岡山大学近藤義郎教授に依って昭和二十八年から二十九年にかけて西川塚古墳を中心に八束、川上にまたがる総合学術研究が行なわれたのみで、そのほとんどが未調査である。本郡の古墳分布はほとんどの町村に存在するが、またそのほとんどが盗掘、破損、消滅しているのもまた、ゆゆしき事実である。形式は円墳、方墳、横穴石室、箱式石棺等であるが、一部には前方後円墳もある。丸芝（金屋一号墳）は美作最大の方墳といわれる処女墳である。旧美和地区では未発掘墳には此の他大内原に方墳二ヶ（或は前方後円墳）と里房という横穴石室とがあり、現在まで調査の三十数個のうち、わずかにこの四個が完全であるのみであるのはさびしい気がする。尚破壊された古墳のほとんどが明治年間の国道建設の採石の際の場合が多く、惜しまれる。

なお、久世町での分布状況を示した分布図を参考として付けておきたい。

以下、代表的なものについて詳説してきたいと思います。

一、多田山古墳

一、位置

久世町大字多田字いをり峪奥二九七番地

二、附近の形勢

大字多田は茶臼山の連峰御陵會根の東南麓に位し久世町東方約十五町に隔り東は美和村へ北は御陵會根を負ひ、西は鍋屋部落に接し南は久世平野を控ゆ。

三、明治二十三年頃国道変更の際之に使用する石材採取の爲め此附近へ散在する丘阜（現在の墳墓）上に在る石を採りしときに墳墓たるを知り発掘せり。

四、平地より約五尺の盛土をなし其上に径三尺位の石二三個集積しあり掘穴は長さ一丈八尺位巾七尺位にして内圍は四尺位の石を以て囲み其中に陶棺を埋めたり現在は石もなく只其掘穴を存するのみ。

陶棺は長方形にして巾二尺長五尺底辺に十二個の脚あり脚の高さ六寸三分径五寸厚六分蓋は稍円みを帯ぶ。

中に人骨片、歯あり、尙副葬品太刀（長さ二尺五寸）玉（六角にして不整長七分径四分位）曲玉三、釧二、槍先一、土器等

此多田村は不庭臣白猪諸人の墓ありとの記録あり。多田山は牧兵庫菅兵衛之に居れりと作陽誌にあり

尙此地は御陵の俗称ありしが明治の始め頃御陵の語は不穩当の故を以て雄龍と改称せり又雄龍屋敷の称ある所あり。

一、不旦彌生式住居址

久世町大字台金屋字不旦

今、大字台金屋字不旦と呼称されるのは昔、金屋村が台村と合併したもので古く、金屋の不旦と言った。久世の流域平野、旭川に沿って発達した久世市街地の中心から約一キロの不旦は一望の丘陵地帯で西の蛇の尾から坂途にさしかかる旧出雲街道はここを縦貫して東の大字目木の目木盆地を眼下にするが、南は広く目木川を台流した旭川に沿って開けた落合平野を俯瞰する比高一〇と三〇mの南西に細長く突出した台地をもつ、この台地上には約三〇町歩水田があり、台地の北方は畑が多く、その表面は三〇～一五〇cmのいわゆる里ガコ地帯で、その下はほとんど粘土層あるいはマサノメ質になっている。斜面は雑木林と松林で、或は開墾して、杉、檜、榎など苗畑に使用されている所も多い。又、この丘陵地帯のほとんどの畑の表面に彌生式土器の破片が散在し、石ぞく、石ふ、たたき石、石庖丁などが今迄、それぞれ数個採集されている。遺跡としては「不旦遺跡、南西の約五百mに「宮脇住居址」があり、更に時代が下る古墳は十数基此の丘陵台地に散在している。附近には縄文式の遺跡も遺物も未だに発見されていない。然し、彌生式中期以降になると、此の地方にも相当豊富に求めることができ、久世町にも十数箇所の

調査概要

- 1 此のピットは昭和二十九年三月三〇日、旧美和村大字台金屋天旦当時村松愛一所有の水田から瓦土採取工事中に発見され同日から四月七日迄発掘調査が行なわれた。
- 2 一、二、三号ともに土器片、炭、灰が出土した。
- 3 各号ともに直径一・一 m 、深さ〇・三 m の袋穴式ピットである。
- 4 A土器(完全彌生式)はピット外から出土した。
- 5 四号は発見前工事に依り未調査のまま消滅。
- 6 然し四号から復原可能な精巧模様の高杯が出た。
- 7 石器はたたき石一このみ出土している。
- 8 現地は附近一帯に彌生式土器の散在する谷頭の台地である。
- 9 使用目的不明のこのピットは勝田郡野田池に一こ、津山の沼に一こ発見調査されているが密集して発見されるは今日が最初である。
- 10 九州板付にピットが調査されたが未だ発表されていない。
- 11 赤 磐

一、鍋屋遺跡

大字鍋屋字吹矢元九番地の一

久世町新庁舎から約百 m 遷喬小学校校門前を東西に貫通する新国道に沿ひ、新しい久世税務署の南に遺跡がある。現地より西百 m は北から流れ込んだ東川にかかる久世新橋で東川は三百 m 程さかのぼってY字形に三板川と尾谷川水流を合したものであるが、古く遷喬小学校敷地は旭川の河水が流れていたよりで旭川流域は島洲を形成した。ここも自然堤防上と思われるところで今迄の丘陵台地から平坦部に遺跡が下りていることが注目され、更に美作地方で最も古い型の須恵器と数種の土師器をおびただしく出している。即ち天旦遺跡や其の他附近の丘陵地上の彌生式時代の農家が谷水用経営方式へ進出し、そして、恐らく、この平坦部を開拓した人々は新しい進んだ方法や道具を取り入れて、水田の開発に、水田の開発に、水稲の耕作に進歩と発達をもたらしただけではなからうか。そして旭川を中に挟んだ山脈の峰々に、山裾に、大小多数の古墳を築いた次の社会へと発展していったと考察される。

第5章 近世宿場町としての久世

1. 代官所支配と久世町

イ. 江戸幕府の直轄地と代官

江戸幕府の強大な権力を形づくっていたものは、諸大名をしのぐ広大な領地と豊かな財政であった。幕府の直轄地は天領ともいい、関が原の戦いの前は百万石ぐらいであったが、家康の晩年には二百万石ぐらいに増加した。そのうち諸大名の改易・減封をしきりにおこない、五代將軍綱吉の時代には四百万石に達した。この頃になると直轄地に準ずる旗本知行所が三百石もあったから全国の領土三千万石のほぼ四分の一が幕府の直接支配下におかれることになった。

直轄地四千万石は関東地方で百万石、奥羽・越後・佐渡で九十万石、駿河・遠江・三河・甲斐・信濃・伊豆の六か国で六十万石、近畿地方で六十万石、九州で二十万石、中国地方で百八十万石に分かれ、そのほか中部・北陸・四国などに散在していた。

江戸時代における直轄地の農民はみずから「御天領の百姓」といって、なかなか気位が高かった。この直轄地の支配は都市は町奉行、農村や山村は郡代や代官がおこなっていた。もっとも郡代とか代官というのは幕府だけではなく、諸藩においても郡奉行や代官という名称でおかれていた。

郡代や代官は直接農民に接触する機会が多かったから、支配の良し悪しは農民の生活に深刻な影響を及ぼし、生殺与奪の権を握っていた。そのため江戸時代において代官、あるいは下役人の苛政や違法行為によって惹きおこされた一揆は五十三件にもものぼっている。それでは代官はまったく権力づくで民政をおこなっていたかというところではない。私利や私欲をはなれ、みずから農民のなかに入って善政を行ない、かれらの苦境を救った名代官といわれる人も少なくなかった。

代官の支配領域は支配地あるいは代官所といい、代官の居宅を陣屋、執務するところを役所といった。郡代と代官の職務は似たようなものでだいたい警察や裁判など公事をとり扱う公事方と財政と人別事務をとり扱う地方に分れていた。祿高四百俵を基準とする郡代は布衣（六位に叙せられた布衣の冠服を着するを得る資格）であり、二百俵を基準とする代官よりも一応身分や格式が上であった。

代官は幕府の地方行政官としての性格から転任が頻繁におこなわれるため支配組織はきわめて簡素であった。代官所の転員の人数は江戸の役所と任地の陣屋を併せて総数七、八名から十八、九名が普通であり、特別の任務のある所でも四十名ぐらいで事務を処理しなければならなかった。

代官には配下に手付・手代などがあり、役向によって手代頭・脇手代・蔵方役・書役・江戸家老・江戸脇手代・中小姓などという呼び名もあった。手付・手代やそのほかの代官所の

吏員はあくまでも代官所の雇人で幕府の役人ではなかった。初め手代は農民のなかから適当な者をえらび代官が自由に採用・罷免していたが、享保のころから別の手付が任ぜられるようになった。手付は御家人中、譜代・抱席などより代官の申請によって勘定奉行が任命した者である。いずれも代官が罷めるときは解職されるのが普通であるが、なかには代官の私曲や贓罪に連座して罪を問われる者も少なくなかった。

代官の本俸はだいたい百五十俵以上でそのほかに役料が支給された。また属係の手当や役所の諸入費にあてるため、はじめの頃は徴収した年貢米のうちから口米・口永の付加税をとることができた。ところがこれだけではとても代官所を維持することができないから、享保十年(1725)になると、口米・口永はとらずにこのふんを全部幕府の収入とし、かわりに別に必要な経費は幕府から代官に支給されるという方法がとられた。支給額は代官所の支配高によって決められたので、高五万石について米七十人扶持(1人扶持は祿米が一日五合の割合で支給される)ただし金の方は西国(九州)では七百五十両、中国では六百七十両、そのほかの地方では六百両が一年分として支給され赴任の費用も支払われるようになった。

手付の年俸は米三十俵、二人扶持を平均とし、もし休職になっても恩給的にもらうことができた。これに対し手代の方は、大部分が農民などの出身であるためか本給はなく、代官所の経費のなかから支給されたので、休職にでもなればまったく生活がなりたたなくなってしまう。享保十年以後は一応、並の手代で二十両五人扶持となったが、それでもかけ出しの手代になると四両と二人扶持ぐらいであった。だから手代といっても実際には独立した生活をしていただけに、当時の下男程度の生計にあまじなければならなかった。こうした薄給者に支配をまかせておいたから、とかく手代が村役人たちと結託し不正や私曲をおこなうことが多かった。

幕府がはじめて代官の不正にたいして肅正のメスを加えたのは、五代將軍綱吉の時代天和、貞享の項である。綱吉治世二十九年間に死罪や免職になっている代官は三十四人にものほり、当時の代官数から推してかなりの数であったといえる。この肅正によって江戸時代の初めから続いていた代官の職を奪われる者も多くあった。こうして郡代や代官の多くは三代ぐらいで失脚や転身するかあるいは一代限りで終る者が多かった。

代官の性格も時代の移り代りによってしだいに変わっていった。享保のころの幕府は再び代官の綱紀肅正をやりはじめた。それと同時に、農民のなかからすぐれた治水・土木の知識の持主や農業経営の手腕のある者は代官に抜擢した。

やがて寛政以後になると学者出身の代官も目立ってくるが、緊迫した国際情勢のなかに幕府内部に発言力をもつ実力者の代官も現われ、ときには蝦夷樺太の探検者のなかから代官に任ぜられた者もいた。このように江戸後期になると代官の出身もさまざまであった。

江戸時代には享保・天明・天保の三大飢饉をピークとしてほとんど例年のように凶作にみまわれた。そのため代官は一般の民政のほかに、治水工事や開発による農村の復興を急務と

し、芋の栽培や子間引、墮胎の禁止などにも心を用いなければならなかった。こうしたなかで立身出世を夢みて、幕府の意を迎え年貢の取り立てなどに狂奔する代官も多かったが、常に民衆の苦しみを理解し、自ら遠い任地へ赴き長期にわたって村民と生活をともにし、仁政をもってのぞんだ名郡代や名代官がいたことも忘れてはならない。

ロ．久世町に於ける代官

① 岡山県に於ける代官所

関が原の役が終ると、徳川家康は備前美作51万石を小早川秀秋に与え、岡山城を居城として治めさせた。備中を改めて直轄地となし、小堀正次をして松山城にてそれを管させた。その後さかんに異動があり備中及び美作両国の直轄地に代官所を次のようにおいた。

1.備中倉敷代官所

2.笠岡代官所

3.石見大森代官所

備後上下出張所

4.美作倉敷代官所

5.久世代官所

② 久世代官所の初め

津山藩主松平宣富が死に、その子浅五郎もまた未だ封に就かずして亡くなったので継嗣がなかった。しかるに幕府はその忠臣をみてとり、特に族長熙をしてつがしめ、旧封土の半分を減らした。享保11年11月18日長熙封を継ぎ、翌12年5月東北条、西々条、西北条、大庭、真島5郡の内、5万石を上地した。幕府は代官窪島作右衛門をして大庭郡久世村を治めさせた。

③ 久世代官所の歴代代官

代	氏 名	従	至	在職年間	備 考
1	窪島 作右衛門	享保12年	元文元年	9	久世代官
2	池田 喜八郎	元文元年	元文2年	1	
3	平岡 彦兵衛	元文2年	延享元年	7	
4	永田 小左衛門	延享元年		1	
5	人見 佐市右エ門	延享2年	延享6年	5	
	沢住 弥右衛門				因州島取預
	堀 喜重郎				
	大口 権九郎				
6	沢 平八	延享6年	宝暦4年	5	
	大口 権九郎				
7	野崎 新右衛門	宝暦4年	宝暦5年	1	

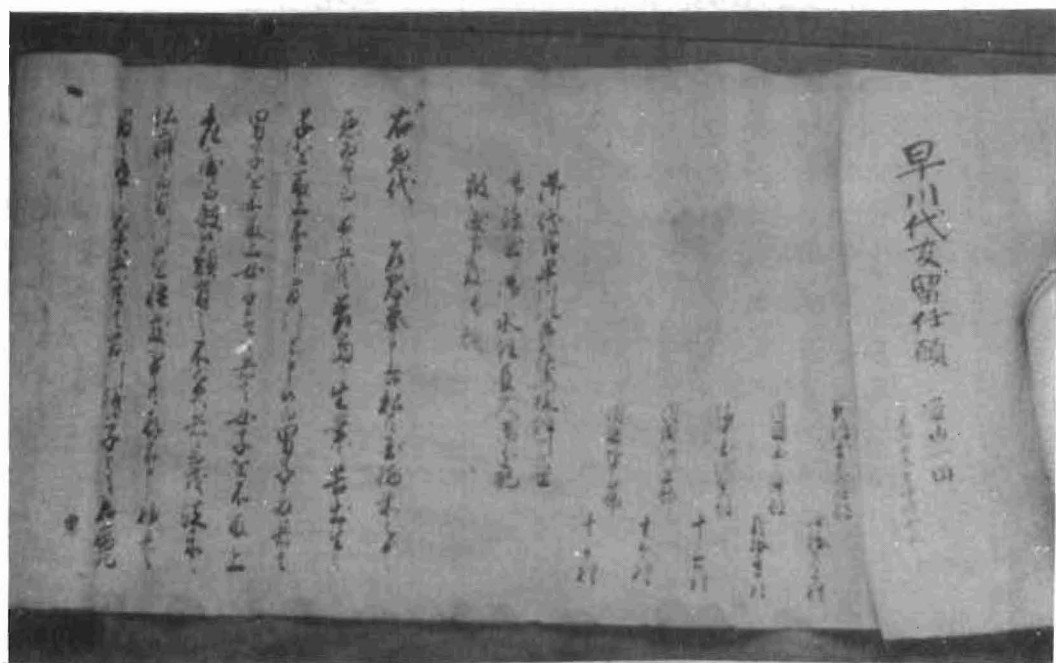
	井上 助左衛門				
8	石黒 小左衛門	宝暦 5 年	宝暦 6 年	1	久世代官
9	内方 鉄五郎	宝暦 6 年	〃 7 年	1	
10	藤本 甚助	〃 7 年	〃 11 年	4	
11	竹垣 庄蔵	〃 11 年	明和 5 年	7	
12	鈴木 小右衛門	明和 5 年	〃 6 年	1	
13	稲垣 藤左衛門	〃 6 年	〃 8 年	2	大阪預
	内藤 重右衛門				
14	河端 代八	明和 8 年	安永 6 年	6	播州乃井野預
15	平岡 彦兵衛	安永 6 年	〃 7 年	1	生野代官
16	小林 孫四郎	〃 7 年	天明元年	3	笠岡代官
17	守屋 弥三左衛門	天明元年	〃 2 年	1	
18	石原 清左衛門	〃 2 年	〃 4 年	2	江州大津代官
19	守屋 弥三左衛門	〃 4 年	〃 7 年	3	
20	早川 八郎左衛門	〃 7 年 7 月	享和元年 6 月	14	
21	重田 又兵衛	享和元年	文化 2 年	4	
22	山田 常右衛門	文化 2 年	〃 9 年	7	
	津山藩御預り	〃 9 年	文政元年	7	

久世町に代官がおかれたのは享保 12 年（1727）より文化 14 年（1817）までの約 90 年間である。

の中で一番有名で名代官といわれたのは早川八郎左衛門正紀で、彼は出羽国尾花沢から天明 7 年（1787）7 月久世に転任となり、至誠をもって民政を担当したのであった。昭和 5 年に作られた早川代官のセメント像が重願寺の横にある。

まず彼は赴任早々領内を巡回し、今までの慣習を改め赤子間引を禁止し、教諭所（のち久世典学館）を建て農民を教化したのであった。寛政 11 年には自ら久世条教を著した。また領内の備中吹屋吉岡銅山に目をつけ、これの復興をおこなったりもした。早川代官は常に実行の人であったと思われる。しかしはじめは質素儉約や風俗の取り締りなどを強めたため、とかく農民から敬遠されがちであった。それでも月日が過ぎるに従って正紀の真意がわかると彼に対する領民の敬意はしだいに広まっていき、やがて何処からともなく彼の転任の報が伝わるようになると村民あげての留任運動がくりひろげられた。寛永 10 年（1798）7 月には美作国 5 郡代表が江戸表へ上り留任歎願書を差出しており、また享和元年（1801）4 月美作国 5 郡 135 か村総代の歎願書が出されている。結局、享和元年 5 月 19 日、幕命によって 10 万石の関東地廻役代官に任ぜられ、武蔵国久喜の陣屋

に赴いたのであった。（早川代官については次の章で詳しく述べると思う）他の代官のことについては詳しいことがわからなかった。



石黒代官、彼は久世のある部落がいつも洪水で流されるため、その部落を日本原へ移住させようと江戸へ嘆願に行ったけれども、そのことに失敗し割腹を遂げた。落合町に墓がある。（菊池氏より聞きとり）

重田又兵衛代官、早川代官は孝子—孝子三崎村三郎右衛門—顕彰を行なったが、重田代官は孝女顕彰を行なったことで知られている。久世町文化財目録には次の如く記している。その名も香ぐわしい孝女八重の孝伝を綴る「谷の初音」の記は、享和2年（1802）12月時の典学館都講菊池好直の選になり学館の所蔵であった。冒頭“わりなしやなれて木伝ふ鶯の子にあらぬ子の声も隔てず”の詠を書出しに今から160数年前、時の重田又兵衛に依って幕閣に達し褒賞せられた久世村の墨匠中磯屋武兵衛の養女年僅か10才の孝状を活写し、義人三原屋安左衛門の為人と奥床しい富商の家風を伝えて余すところがない。これは早川代官時の五反孝子三郎右衛門の褒賞に後れる7年の事蹟で、詳に美作孝民記巻の10に載るとある。重田代官も早川代官のあとをうけて善政を行なったであろうと推察

される。又、彼は法華宗の信者であり、彼が発起人となって興善寺の本堂ができた。しかし日の目を見ずして作東に移ってしまった。

④ 久世代官所跡

代官屋敷とよばれる天領久世陣屋の跡は重願寺の横手南側であり、現在は既に何も残っていない宅地となっている。ここはもと津山藩の古い米倉の跡で、享保11年(1726)のいわゆる山中騒動に関係をもつ歴史がある。それは松平治政下であったが、森家4代95年も含めた今から約360年前の慶長8年(1603)初代忠政の創置に初まり、235年前の享保12年この地が幕領になるまで併せて124年間御蔵があった。

代官所は久世駅前大通りの早川像建設地から南方水路に沿う周辺一帯約5,600坪であるが、今からさかのぼった240年前享保12年(1727)津山藩の作西5万石の地が削られ幕府直轄地となり、久世陣屋の創置から廃止した文化14年(1816)まで92年、そのうち津山藩預りの7年を除いた85年間、代官22代であった。廃止の翌文政元年、陣屋の建造物を撤去したのであるが、江戸幕府代官政治の役庁の跡である。

代官所当時、上町・上玉屋と下玉屋の間、下町松本屋・井上の間に東西二つの門があったといわれている。重願寺山門は天領久世代官所遺構の一部陣屋門で唯一の遺物である。



今から144年前江戸後期の文政元年(1817)に陣屋が取り払われた際、ここに移築されたと伝えられている。建築の様式はいかめしい武家風で全く山門風と異なっているのに気づく。古い御蔵屋敷といい、陣屋敷の遺構は重願寺寺域の隣接南小径をへだてた区画地である。

ハ、藩政時代の石高と上納米制度

鎌倉時代は田千坪を錢一貫文とした貫高であったが、豊臣秀吉が天正17～文祿4年の間天下の検地を行ない石高の制を高めた。即ち土地の町段を上下に分けて、収穫額によって得た米高によって石盛を定めたので石高としたのである。天正の石直しにより、それまでの一町が1町2段、1段が1段2畝となったのである。次の表は久世町の米の収穫高である。

	作陽誌所載	美 作 鏡 享 保 2 年	美 作 鏡 嘉 永 5 年	明治元年取調
多 田 村	231,900	273,756	津山領 275,028	津山藩 275,028
鍋 屋 村	113,300	153,508	〃 157,408	〃 157,408
中 島 村	83,300	258,188	〃 301,280	〃 301,280
久世山方村	1,104,400	599,790	〃 599,573	〃 599,573
久世原方村		899,854	〃 903,388	〃 903,388
三 坂 村	245,400	345,811	〃 350,130	津山預 350,130
富 尾 村	287,500	374,012	竜野領 374,104	竜野領 374,104
惣 村	不 詳	242,670	勝山領 242,670	真島領 242,670
草加部上村	544,800	834,954	〃 394,749	〃 394,749
草加部下村			竜野領 440,205	竜野領 440,205
神 村	不 詳	23,639	勝山領 23,639	真島領 23,639
	2,510,600	4,025,184	4,062,174	4,062,174

石高に一定の率をかけた量が領主へ収める租税米である。検見を行い、坪刈りを標準として全体の収穫高を予測していた。代官はこの予測を基準としてこれに税率を乗じて上納米の量を決めていた。その決定を書面にかいて村庄屋に渡す。この書面のことを御定免、又は御下札という。

残物成が領主へ納める上納米であり、夫米は運賃、口米は手数料、糖薬代は運搬牛馬の食料代となっていた。又上納米は俵米とし、石高1石に対し1俵を納めることになっていたが、領主により税率は異なっていた。

久世地方に於ては、江戸末期3斗5升俵であったが実際は尙2分を減じて3斗4升3合であった。今の栄町の役場の門のやや南に納入門があり、中国銀行の所に積出門、下町稲岡梅野氏の辺に納米取立奉行出張所があった。

参考文献 岡山県通史、久世町史、岡山県の歴史、代官 村上直著、久世町文化財目録

2. 早川代官とその治蹟

1. 早川代官の概略

この二節では、早川代官について、簡単に述べておこうと思う。

早川八郎左衛門については、割合と本が書かれているが、どの本を見ても、その行政をほめたたえ、非常なる名代官と書かれている。勿論、その調子の中には、ありありと筆者が、早川代官に「ほれこんでいる」という所は見られるにしても、あながち、その讃辞を否定してしまうわけにはいかない。久世では、一般に、早川代官について知られていない様に感じられるが、手島義胤氏によれば、一部の人々が、その顕彰を行なっただけで、一般町民には、あまり関心のない事だったという事である。それに、いわゆる識者といわれる人達の間でさえも、その評価は、ほぼ2つにわかれている。すなわち、民を想って「仁政」を施いた立派な代官であったという評価と、もう1つは、色々な政策は、単に年貢の収納を良くするために行なわれたという評価である。

どちらが正しいかは、そう簡単に論ずる事は出来ないが、いづれにしても、彼がおかれた時代と立場というものは、考慮されなくてはならないと思う。つまり、幕府の代官として、いかなる事が、彼にとって可能であったか、又、そういう立場での正義とは何であったか。この事を抜いて、現在の時点から早急に判断を下す事は、彼に対して酷すぎはしないのかと思うのである。

さて、早川八郎左衛正紀は、元文4年(1739)に江戸に生れた。そして、文化5年(1808年)に江戸で病死。江戸本町大平町靈山寺に埋葬されたとの事である。彼は、元々井上河内守の家臣である和田市右衛門直舎の次男であるが、田安家の家臣の早川伊兵衛正誼の養子となり、早川の家を継いだわけである。

ところで、宝暦8年(1758年)に、松平定信が田安邸に生れているが、後年、八郎左衛門が出羽尾花沢の代官であった時、百河藩主としての松平定信の治政に深く影響されたと言われている。

一方早川の宗家では、正興が死んで後嗣がなかったので、明和3年、4月16日に宗家をついだ。その後明和6年正月に、御勘定となって、天明元年6月に至迄の12年間は、内勤として御勘定をつとめるのであるが、その間、財政土木上の貢献が大きく、特に関東諸国の河川工事に関して功労が多かったと言われている。これは、後に、彼が、代官として久世にあった時、吉井・旭・高梁の3つの川の治水に、その手腕が発揮されているのである。そして、天明元年(1781年)6月には代官に任ぜられたのであるが、彼の代官としての生涯は三期にわけられる。第一は、天明元年6月から、天明7年6月までの出羽尾花沢の代官として5万石を支配した時期である。第二期は、天明7年(1787年)から寛政12年(1800年)までの久世笠岡の時期である。そして第三は、享和元年(1801年)5月から武州(現在の東京都下武蔵野)久喜の時期である。

ここで、問題とするのは、勿論、第二期、それも特に久世に限って考えるが、その前後について、この二節で、簡単に述べておかなければならない。

出羽尾花沢詰であった天明元年から、天明7年といえば、奥羽地方一帯は、安永から引き続いての大凶作の時期である。特に天明3年を中心として、勿論奥羽地方ばかりではなかったが、人民の大半が飢死するという惨状を呈したと言われる。天明7年に於ける米価は、平年に比して、いっきに5～6倍に跳ね上がったという事を考えれば、その凄さも想像出来る。ちょうどこの時期には、松平定信が、奥羽白河の藩主として手腕を揮った時期でもあった。この時期には、米沢藩の上杉鷹山など、いわゆる名君が、奥羽の諸藩に現われたのであるが、前述の事情から、松平定信の影響が特に強かったことが想像出来る。

この尾花沢時代は、後の久世。久喜ではなかった大凶作、大飢饉の時であったため、この苦境を克服するのには、非常な努力を用いたと思われるが、行なった事は、久世でのそれと殆んど変わらない。簡単に言ってしまうと、彼の政策の中心は、産業を興す事と、領民の教育という事であった。この2つの事は、無論、現代においても通じることで、現実の生活がたつ様に仕向け、それとあわせて領民の教化は、すこぶる理にあったものと言える。この意味で、彼は極めて近代的な実践家と言えると思う。ところで、この様な現実的な改革の裏には、どの様な天災も苦難も、人間の努力、不断の用意がありさえすれば、必ずのりきれるものであるといふ絶対の自信があった様で、領民にも、「六本の戒」というものを教えて、その心構を養わせた。「六本の戒」とは、次の六つである。

酒をすごすは病を生る本也

言をつつしむはさるハ災の本也

思案せさるハあやまちの本也

私慾深きは身をころす本也

怒をこらへさるハ争ひの本也

儉約ならさるハ困究の本也

そして「この六本を去らされハ身と家とをたもちかたし、勤めてこれをさるへし」としてゐる。又「天命は我より建立す、善きも悪しきも種をうゆるは我なり、これを定むるは天なり、例えば米を植ゆれば米ができ、豆を植ゆれば豆生じ、善をうゆれば幸福なる、悪をうゆれば禍なる、これ天命は我より建つるなり」と常に自分の子に教えたと言われる。又、彼の歌として「なに事も心にまかす世の中をまかせぬと思う心ぞうき」が伝えられているが、この2つの言葉の中には、彼の実践家としての面目がいかに発揮されている。

次の久世代官としての14年間は、代官としての八郎左衛門の中心的な時期である。時間的に見ても、最も長くともどりえて、見るべきものも多い。次面ながら書きくわえると、久世に赴任したのは天明7年で、天明8年(1788年)には、簀笠之助とともに備中倉敷代官を兼任し、同じ年笠岡代官を簀と兼任し、更に、天明8年の後半には単独で、笠岡代官を

兼ねている。

この地で、早川代官が苦心した点は、種々の事情から、次第に貧農が増加し、それとともに年貢負担者である本百姓が減少していく事実であったと言われているが、この現象をくいとめるために、実に色々な政策が実行された。尾花沢時代と同じ様に、中心は勧業と教育であり、それに加えて農民内の意識の向上を巧みな方法で図った事が注目される。具体的に言う、領内の開墾、用水灌漑、散田防止のための出作禁止等の勸農策、貯穀、借銀などの制度、典学館・敬業館の設置及び久世条教の配布などによる教化、五人組連帯責任の強化、年貢完納者の表彰など、数えあげれば限りがない。ともかく、題目だけを見ても、早川代官が年貢収納に可能な条件を作り出すことに主眼をおいているという事がわかる。特に、五人組の連帯責任の強化、年貢完納者の表彰という2つについて具体的な史料を挙げてみよう。

諸法則を列記し、村民一同遵守する旨を証印して毎年差出す五人組帳というものがあるが、その五人組条々の跋文(パツブン)について早川代官治下のものと他のものと比べてみると、興味ある差異が認められる。永山卯三郎氏の「早川代官」によると、次の様になる。「右御条目之趣少も違反仕間敷、年々宗門改之節村中大小之百姓不残、寄合村役人共為読聞五人組帳印形可仕候」(他所のもの)「右之条々堅相守此者違背之輩有之者、可為曲事、此帳面毎年正月、五月、九月、十一月々々年四度宛大小百姓寄合處に読聞せ常々此趣合点仕罷在候様入念可申付置者也」(早川代官のもの)「四度宛」読み聞かせたという一事だけをとってみても、領民生活一切に対する代官所の強い支配の願望が感じられる。寛政10年3月の五人組帳条々をみてみると驚くべき多様さでもって細かく規定されている。宗教方面、捨児の事、儉約、喧嘩、年貢の事等、あわせて74の項目に渡っている。先に挙げたものは、この寛政10年の五人組帳の跋文である。五人組連帯責任が、いかに厳重であったかについては、先の「早川代官」にあげられている例によって知る事が出来る。

寛政4年(1792年)正月に検挙された久世村原方の鉄五郎、利助、きう、ちよ、ふみ、ゆきの6名の賭博犯人についての処置にそれがみられる。すなわち、鉄五郎は、百敵・手鎖・追込。利助は牢舎。きう、ちよ、ふみ、ゆきは手鎖・追込と決まり、更に、利助引受富右衛門、ちよ引受源兵衛、ふみ引受惠助、ゆき引受茂蔵等は「平日申付不行届」という理由で追込の沙汰が下ったのであるが、その上にきう組合5人、鉄五郎組合5人も「右体不行蹟の者には平日意見差加ふべきの処其儀なく等閑不埒の事に候 之に依て夫々咎め申付くべき処先立って外手合の者裁許の節咎め申付候に付今般は咎の沙汰に及はず候其旨存すべく候」と申付られた。ところがまだその上に、庄屋久米助、町年寄地方手伝い藤十郎に対しても、ほぼ同じ様な沙汰があった。この様な厳しい方法での処罰は、やはり、年4度も「読聞せ」る程に領民に徹底させる事を努め、更に一段と浸透させるためであったのだろう。

年貢完納者の表彰についても、多くの事例があるが、寛政元年のものをあげてみよう。

「川上郡之義是迄御年貢上納方及遲滞其上村毎=出入文候事有之一体人氣不宜場所=候処

去年以来村々上納方モ出精追々人氣モ立直り候趣ニ而一段之事ニ候 右ニ付基方儀ハ前々奇特之取計有之帶刀苗字御免被仰付候義ニ候得者尙此上郡中へ万事心付御年貢上納方ハ不及申其外村々平和ニ納り弥人氣立直り候様可取計候 尤何事ニヨラズ心付之儀有之候ハハ不申聞候 依之書付ヲ以申渡事」

これは、寛政元年2月に早川代官から、吹屋銅山師・大塚定次郎にあてた、川上郡幕領一帯の納税成績の優秀を賞したものである。これによって分る通り、その功勞者には、帶刀苗字を許すという様な現実的な方策をとっている。

これを見ると、確かに、早川代官の行なった諸々の施策は、すべて、年貢取立という1つの点に集中しているといえない事もないと思う。そこで、この考え方を確かにするためにもう1、2の例を挙げてみよう。

天明7年に久世に赴任した早川代官は、その年の9月に次の様な「村々心得申渡」を出した。「近年凶作ニ付諸收納多分相減候間此節ヨリ3ヶ年ノ間公義厳敷御俸約被仰出 候依之村々心得之趣左ニ申渡シ 1.御年貢納方之義割賦相解次第日限無遅滞可相納事(後略)」

又、御年貢割附帳(福井氏蔵)の上では、前任者の万年七郎左衛門の時と全く同じであって決して年貢減免をしていたわけではない。しかしながら、明和7年(1770年)におこった、小田郡笠岡村で、小作料の減免と秋蒔の種麦の借附を要求した小作騒動は、彼の支配下では、起りえないというのも、やはり事実である。

そこで、早川代官の「仁政」というものは、いわゆる小説めいた大仰なものではない。第二章、第三章で詳しくふれるが、年貢収納を可能にする様な条件を、内と外から作りあげておいてから、厳しく取立てるというやり方は、彼の施策のあらゆる面に共通して言えると思う。彼を慈愛に満ちた名代官とも、成績をあげて自分の出世を企らんだ策士とも、どう考えようと、自由であるが、前にも書いたが、彼の生きた時代と彼の立場とは考慮されなくてはならぬだろう。幕府の天領支配は、非常に厳しく、天領の実状については、かなり熟知していたらしい。代官の仕事は、勿論年貢取立ばかりではないが、初期には、それが主な目的であつたらしく、その収納率の悪い代官の処分はかなりあつたのである。幕府の天領支配の方針を実施するのが、代官である以上、代官の民政の良否は幕政に大きく影響してくる事は当然の成行で、それ故に代官に対する幕府の統制も厳しくならざるをえない。だから明和・天明の大飢饉で助長された農民の不穏な空気を緩和するため、銅山の開発や農桑をすすめるといった、将来を考慮した勸業策をよくよく考えてみれば、単に前記の2つの見方に集約出来ないものがある。基本的には、現代でも、行政家として充分通用するだろう。勿論幕府代官としての多くの限界はもっているにしても。

さて享和元年から7年間の武州久喜において、早川代官は、前記久世で行なった事と、それ程変わった事はしていない。特に、建学、治水、上訟に力を入れている。遷善館をたてたり、儒者に管内を巡視させ、また、彼自身も、廻村によって領民の教化に努めている。

ロ．教育政策

第一節 教育の必要性

早川代官が、領民の教化に特に力を注いだのは、それなりの理由があるであろうが、先づは、赴任以前の民情を考えてみよう。

歴史的に見ると、美作は、此間に絶えず戦場となった。室町時代における山名と赤松、戦国時代には、尼子と毛利、三村と宇喜多、毛利と織田と、ひっきりなしに、戦場として荒らされたのである。その結果、「入国記」の美作備中についての記事の様な性格が「長い間の断続的な戦争によって」作りあげられたのである。「入国記」の記事とはこうである。「作州人は気が荒く、喧嘩争闘に至り、備中人は腹黒くて心が許せぬ」というのも、美作一帯は地形が非常に要害なため、戦国の政争の場としては頗ぶる都合が良かったからである。この荒々しい民心は、徳川時代の中期頃まで、絶えざる一揆争乱をおこさせるのである。享和年間の山中騒動はその著しい例であろう。美作を中心としておこった一揆のうち、大きなものだけについて簡単に述べておこう。

元禄8年から12年の騒動——これは、幕制によると元禄10年の徴租は五公五民であるが、津山松平氏では租法を守って六公四民としたため、苫田郡の高倉村・高野村では、幕制の様にする事を要求したが、拒否されたため、高倉村の四郎右衛門が頭首となって津山城下を侵した事件である。

享和11年の真島（真庭）郡の騒動——世に言う山中騒動である。事のおこりは、従来、津山藩では、11月25日が徴租の期としていたが、この年は、10月15日と定められ、この間麦を植える事は、禁止された。勘定奉行久保新平のさしがねであったが、この事から、農民の間では不穏な空気が流れはじめ、更に、五万石の減封の事と真島・大庭の両郡がすでに幕領となり、それに伴って貢租の増加があるという風説のため、ついに大騒動に発展した。この騒動のため、津山藩士の出兵は8度にも及んでいる。

元文4年3月の勝北部（勝田郡）の騒動——勝北郡北野村の藤九郎・興三右衛門は、困帳に行つて財物を奪っていたが、3月に、村人の平吉、近藤村の半四郎・左衛門をさそつて富豪を強迫した。

天明3年5月の津山市井人の騒擾——天明3年といえば、ちょうど大凶作の半に当たる年であるが、これにつれて米価の騰貴には著しいものがあった。津山の後藤屋孫市・鳥屋富蔵は、伏見屋茂七・神田屋利兵衛等が、米穀を蔵するためであるとして、市民は、これらの家を破壊した。

こういった度重なる騒動は、ますます良田の荒亡を促して、農民の資力の減退が目立ちはじめた。こういう状態の所へ赴任した八郎左衛門にとっては、この農民の疲弊を、いかにして回復させるかという点が、当然大問題となつて頭を悩ましたに違いない。これでは、年貢の完納は及びもつかないし領民の徳義も低下の一途であつたろう。「入国記」をもう一度見て

みよう。次の様な記述がある。

「美作の風俗は百人が90人は万事作法卑劣にして、欲心深く例えば借物をして其れを返納せずして功名手柄の様に覚ゆる風儀にて片意地強く我は人に勝らん事を思い（後略）」
 こういう美作人の性格が、為政者にとって決して望しいものではない事は確かであった。だいたい、この久世の代官の代々の在任年数を考えてみると、あまり長くない。早川代官は14年間で、最長い。年数が一般的に短かいのには、たくさん理由があるが、畢竟、この地の治めにくさにあって、そのため民政がまずくなって更迭されるのであろう。参考のため、久世、倉敷、笠岡の代官についてそれぞれ在任年数の表を下にあげる。

表1 久世、倉敷、笠岡代官在任年数表

年 数	久 世		倉 敷		笠 岡	
	人 数	割 合	人 数	割 合	人 数	割 合
1	6	33.3%	10	18.9%	13	31.7%
2	2	10.6	3	5.7	6	14.7
3	3	15.7	5	9.4	6	14.7
4	1	5.3	5	9.4	3	7.3
5	1	5.3	4	7.5	1	2.5
6	1	5.3	6	11.3	0	0
7	0	0	4	7.5	2	4.8
8	2	10.6	4	7.5	5	12.2
9	2	10.6	2	3.8	1	2.5
10	0	0	1	1.9	0	0
11	0	0	1	1.9	1	2.5
12	0	0	1	1.9	0	0
13	0	0	0	0	0	0
14	1	5.3	0	0	1	2.5
23	0	0	1	1.9	0	0
28	0	0	0	0	1	2.5
当分預	0	0	0	0	0	0

備考 1年に満たないものは1ケ年の中に入れる。

笠岡代官のうち1人年数不明。

ところで、早川代官は、借銀、貯穀、貧窮村方手当銀などの具体的な方法で、農民の疲弊を回復すると共に、領民を内から改善する事も考えた。そしてその具体化が、廻村による教諭や典学館の設置であったのであるが、こうした事の必要性を直接に感じたのは、赴任後す

ぐの廻村の折に見た赤子間引のためであると言われている。

「赤子間引」については、第三章で詳しく書くので、ここでは、必要なだけふれておく。これは、特に久世においてのみ行なわれたのではなくして、全国的な風潮であったらしい。ともかく美作では、赤子を間引くという事が、当然の事と思われていたらしく、薦につつんだ嬰兒の死体が、柳の木の下などに捨てられていた様である。確かに、こういった事が盛んに行なわれるのは、子供を満足に育てられない生活の苦しさのためで、つまりは幕府の政治が悪いという事なのだから、しかし一方では、長い間の凶作、戦乱のため、赤子間引の様な無惨な事を、なんとも思わない精神状態は、やはり、問題である。

こういう事情から、当然教育が必要になったわけであるが、この地の「治めにくさ」という点について、少し補足しておきたい。表1からも分る通り、久世の代官は、一般に長い。1年というのが、全体の33%もあって、10年以上というのは、19人中で1人である。全体の60%近くが1～3年の短い期間である。礼儀作法、秩序を重んじない、乱暴であるという性格は、自然的歴史的な環境が作りあげたもので、思想的に、支配者に対する反抗から生じたものではないと思う。しかし、この事は、代官支配に対しての不信、封建的な道徳の欠如(例えば忠孝の観念)に通じる。幕府政治の良否は、天領における民政のいかんにかかっているのだから、まず、その領民の信頼を受ける事は、天領支配には極めて重大な事になるわけである。そこで、早川代官においては、「久世条教」「呂氏郷約」などを読み聞かせたりする事で、上をうやまい、上に忠なる考え方を徐々に民間に浸透させる事を図ったのではなかろうか。こう考えるのには理由がある。以下第二節。

第二節 早川代官の教育に対する考え

ここでは、早川代官自身の教育に対する考えをみていく事にしよう。ここでは「六教解」「幼学取立」を中心に考える。

「六教解」(久世菊地氏蔵)というのは、寛政7年3月に執筆されたもので、内容は6つの項目にわけられていて、それぞれについて彼の考えが述べられている。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 第1 孝順父母 | 第3 和睦郷里 | 第5 各安生理 |
| 第2 尊敬長上 | 第4 教訓子孫 | 第6 勿作作為 |

題目を見ても解る通り、封建社会の道徳について語っている。特に、両親への孝行、上と下との区別を強調している。第2の「尊敬長上」の所で「口よからぬ兄にて我に仕向悪敷共始終弟たるの道をつくして仮初にも兄を咎むべからず」の一文には、理不尽な長上への服従を説いている。そして第5の「各安生理」において、封建社会のもう1つの特長である「己の分を守る」という事が強調される。

「天地の間に生れる程の人上津方より下々に至迄銘々の当り前の職分は是れ我一生に附定りたる職分なれば是に心を落しつけて外の事を羨願ハさるを各其職にやすんずといへり」これら2つの事は、この時代にあって極く当り前の考えであったし、更に幕府という組織の

一翬を担う者としては、当然帰着すべき論理であつたろう。しかし後で見る様に彼の教育そのものに対する考えの中には、進歩的なものがある。しかし、考えがどれ程優れていた所で、第一節の終りに書いた意図があつたとすれば（私は、あつたと思うのだが）、当然教える内容は、上述の2つに代表される様な服従の精神である。だから結局、第一節でみてきた風俗の悪さ、上を上とも思わない美作の気風を、種々の方法で改善し、「上に対する絶対服従」と「己れの分を守る」という2つの根本事項を領民に浸透させ、年貢の事だけでなく、治安維持の問題も長期的に解決しようと意図したのではないかと推測する。

前置が長くなったが、第二節の本旨に入ろう。「六教解」においては、第4「教訓子孫」という項に、彼の教育観がよくあらわれていると思うので、以下全文をあげる。

凡家々においては子供は生立を大事とすへし。人柄よければ家も榮ゑ人柄悪ければ家も衰へ是皆人之知る事なれハ大家小家に限らず子供の生立よきを願はぬものはなし。然り子供の生れの値にてよきは稀なり。必親の教様によるへし。其教様の仕方は第一の親兄の側にて用事を叶一家始年重なるものを敬ふといふ事を知らは免傭断にも虚言をいわぬ様に誠立居には心静かになる様にと誠手習其外何業にても怠ぬ様にと誠人之続きあいには無礼なき様にと誠朝夕の出入にも偏に心を附て猥に外歩行をゆるすへからず。喰物善物をば平生奢ぬ様誠自由分に教たることをなさしむへからず。勿論一切無用之遊に月日を送る事あらしむへからず。昔より朱に交は赤くなり墨に交は黒くなるといへり。仮初にも色里搏突場へ出合しむへからず。頼すくなき不実者と又うわき者と附合すへからず。偏に手習学文をさせて善教を知らしむへし。然は其子生れ附によりて後には是身持正敷徳義人に勝れ名を揚て上に用いる程に成又夫程にはあらずとも身持能く世帯を持程の事出来ぬ者有まし、諸女の子は縫針之

事教るはいふに不及偏の物和らかに内は二部実成様育すへし。

然ハ成人の後人之嫁に成口舅姑を大切に^{さか}して夫に障す。召仕の下女迄もなつい



て家内も能睦敷して永繁昌の基とも成ぬへし。近頃は親の育様の道を知らず。其子供を育るを見るに唯目の前の可愛さに迷ひ都而飲食善物もののいい様立居振舞迄子供の氣儘にするを善とあやまかし育る故子供も小さき時より一言の善²を聞す一も善事を習す。おのつと癖になれば我儘に好てかりにも行儀の善き事を知らず□々学文を勤むといへとも為人もの道を教へんとせずして只めうもん³にのみする故に其子供芸学文をするといふとも志の道理を何とも辨知るへし。況其身の身持におゐてをや何の役に□立へき。夫故に金銀をほしかり或は美酒に長し色事を好み浮名を立て身を持崩し親に迄難儀を懸るそかし。又女の子は嫁入せぬ内に仕付様悪く氣儘に育る故に□々嫁入しても家内の取⁴りする事もならずして追出さるものも世の中には其例多し。必しも子供の咎にもあらず。親の教様育様の悪き故なり。然は親の慈悲にも背にてもなきや、又至て貧敷賤敷もの其日常をして外を家とするものは子供の育様第一其母親心得有へき事也。其教様の事は前にもいふとなれ共其身貧窮にして心に任せぬ事多かるへし、されは至て貧敷賤者之子供は飲食の事より□のみ出自然と根性悪く成ものなればちいさき時より何事も夫々の事に行儀よくする様にと教へと成人するに随ひ二親の稼働見習せ小百姓は野山へも連行草を取木を熊世浮過に商人は其子相応なる商売の道を知らせ女の子は苧織のしことを教男女に限らず其親親の仕にせ仮にも不足なると思いしむへからず。奉公に出しても実体に辛抱する様にと可誠。孔子も子を愛は苦勞させよとのたまへり。可愛子には旅をさせよといふも此心に苦勞をさすれば自然と生立になるなり。

これを見ても分る通り、早川代官は、人間の良し悪しは、生れつきではなくして「教様による」とし、教育の重要性をはっきりと打ち出して、ここでいう教育とは、主に「躾」という面であって、幼い時のその重要性を強調している。「幼学取立」の中で、こうも言っている。「武家の子を育つる法先11、12才迄は芸道の沙汰宜しからず兎角素直なる教え第一にして……」「……弓術又劍鎗の師につくべし。尤術の甲乙よりも其人をえらぶべし」この2つの記述では、幼い時に物事の根本を教え、徐々に判断力を養えと言っている。そして、教育は、技術ではなくその人格と人格のふれあいであると説いているのである。この様な点、あるいは、人間の悪い行ないは、必ずしもその人自身の責任ではなくて、親の育て様にも問題があって、この事を母親はよく認識しておかなくてはならぬとする点、又親の仕事を理解させるのも教育であるとする考え方などは、成程と感心させられる。しかし、親がそうした立派な躾・教育で出きる様な状態とはどんなものか、換言すると、この時代の社会状態が、それを可能にさせたかどうかという点について、一言もふれずに書き流した事は、やはり、割り切れないものを感じる。この「六教解」だけではなく、「天命は我より建立す……」にしても、家訓である「敬みは天地同一体にして」の中にある「天の道に順えば豊けき御代の有難さには目出度百歳の後子孫繁栄する事疑いなし」の言葉にしても、自分が「天の道」（正しい道）を守っていれば、必ず良くなれるし、反対に悪い事をすれば、それは自分

にかえてくるのだというひとつの思想傾向がある。(この場合の自分は社会に対する個人の意味で)

確かにそれも一面の真理であるが、ひるがえって考えてみると、果して全部が全部の人々に同じ様な環境を与えられるだろうか。やはり、そこには、生れについての境遇のよし悪しがある筈で、すべてを自分や親の責任に帰す考え方には納得しがたい。

第一節で言った様な点から教育は重要であり、この事からはみ出すのは親の教養が悪い故であると言っている風にも感じられる。そして、また自分にのみ責任を嫁するのは、公の政治の仕方に不満をもたず、口をさしはさませないためではないだろうか。これは、勿論推測の域を出ないけれど、この「六教解」全体をよくよく考えてみると、そういう調子で書かかれているのではないかと思われる。

第三節 具体的な教育施設とその内容

さて、今まで考えて来た事柄に従って、早川代官がどんな風に領民を教化していったか具体的に考えてみよう。

早川代官自身が、痛切に教育の重要性を認識したのであるが、久世の人々もそれは感じていた。福島茂作・杉山助太夫・杉山順庵・福島三郎左衛門・松岡林兵衛というのが、そういった人々である。

こういった久世の有志の人々の働きがあったからこそ、典学館の建設がうまく行ったので、世間では早川代官ひとりの手柄の様に言うが、それは間違いである。敬業館・遷善館も、単なる典学館の真似であるという声も、久世にはある。この点については、あまりはっきりした史料がなくて、明らかにする事が出来なかった。

これらの有志達は、寛政3年(179年)3月、早川代官の助けを得て、教諭所を久世に開いた。「久世の某寺を借り受けて」とあって、その場所は何処とばかりしていないが、代官所に近かった関係でもあろうか、それは、多分重願寺であろうと推測されている。この教諭所は典学館の前身であるが、ここでどんな事が教えられ、どの様な階層の人々が、通ってきたかは、はっき



重 願 寺

りしない。都講としては、真野民次を招いて、領民の子弟を集めて、教諭したという事であるが、あまりはっきりしていない。更に寛政5年(1793年)の春に、真野都講に命じて藍田呂氏の郷約を註解させて、通学不便の地に配っている。この藍田呂氏の郷約とは、藍田とは県の名であるが、この藍田に居た呂という名の兄弟達が、自身を誠めるために作った家訓のようなものである。「徳の条目」、「業の条目」、「犯義之過」、「不修之過」、「礼俗の条目」、「患難の条目」の6つからなっている。

ところで、こうした通学不可能の地に対してはどのような方法を用いていただろう。これより前の寛政元年12月(天明9年1月改元)の寺院方条々では、寺院僧侶も村役人と同様村民に対して教諭の義務があるとして、特に赤子間引、博奕などの根絶に努力せよの旨を出している。その部分をあげてみる。寛政元年12月に同じく出された2つの条々について、それぞれ抜き書きしてみる。

「寺院より 差図次第罷出候而申渡候趣承り因果之道理相弁赤子間引は不及謂博奕其外惡事相止候様可致候。委細之儀ハ村役人共御用席＝おゐて可申決事。

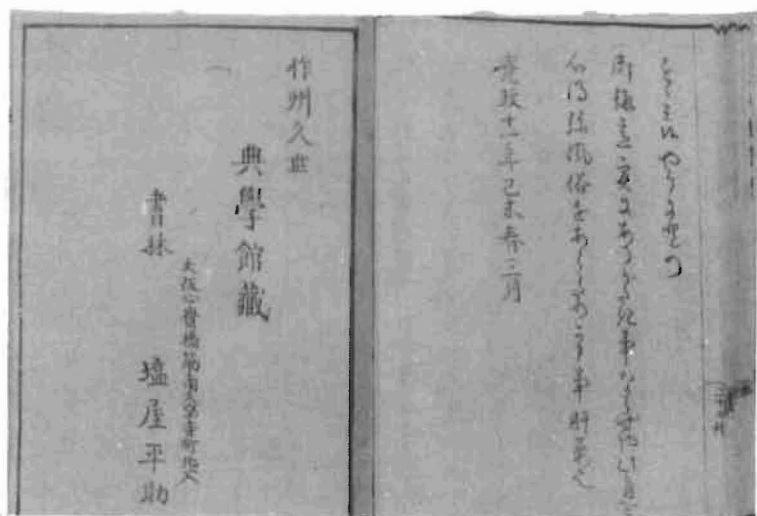
1.五人組帳前書致置月々両三度も寺院にて教科有之候節参会之者へ為読聞御法度之条目等小前之もの共得と相弁候様可取計事(後略)」(その1)

「1.毎月定日相立置両三度宛壇家呼集メ教化いたし其節五人組帳前書＝村役人より為読聞可申事(後略)」(その2)

つまり、通学の出来ない地には、そこの寺院に、毎月三度日を決めて参会させ、五人組前書を読み聞かせ、特に赤子間引、博奕のよくない事を諭したのだが、これは最初の段階であった。寛政10年の五人組条々の跋文によると、「読み聞かせ」るのは年に四度である。寛政元年の段階では、月に三度となっている。つまり年に36度である。この状態は、やがて村々に教諭掛、其他世話掛において、儒者が年に一度の巡回教諭を行う様になるのであるが、はっきりいつの頃からとは言えないが、次の文から、だいたい寛政5年前後の事と思われる。

「美作備中国支配所毎年検見廻村の節坪刈様(ツボカリタメ)し相済候後、小前えもの共へ五常孝道等の端々申聞猶去秋已来真野民次を以て教諭いたさせ(後略)」。これは、寛政6年のであるから「去秋」とは寛政5年のことである。同時に、これによって、4月・9月の二度の廻村の折には、早川代官自ら、教諭にあたった事が知られる。この巡回教諭では、「五常孝道等の端々」を説いたのであるが、このすぐ後には、次の様な記述がある。「大勢の中には、そのわけ不分もの可有之哉に付荒増を書附にて申聞かせ候」つまり、「教科書」のようなものを使ったわけで、「呂氏郷約」や「久世条教」である。尤、「久世条教」は寛政11年(1799年)3月の刊行だから、後の事であるが、「久世条教」というのは、早川代官の手になるもので、「つらつらむかしを考えるのに……」という書き出しではじまる序文と、「勤農桑」、「敦孝弟」、「息争訟」、「尚節儉」、「完賦税」、「厚風俗」の項目からなっている。

この「久世条教」は、美作地方、備中地方に流布したが、常陸の代官岡田寒泉によって、その管轄の7郡182個村に頒布された。「久世条教」は序文の終り

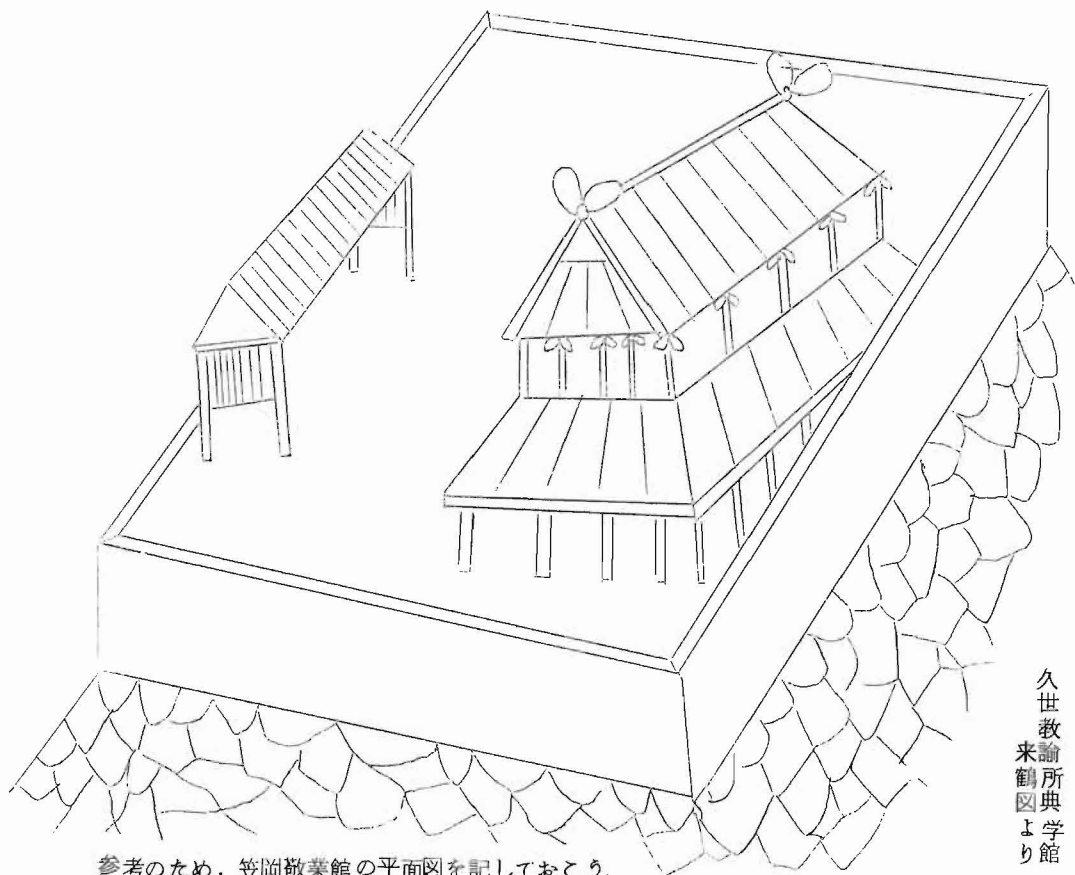


「久世条教」にある「夜はよもすがら安く寝昼は己れ己れの家業につとめ、親兄弟妻子相俱に目出度寿をたもち子孫安堵するは誠に難有事にあらずや此御奥を朝暮忘れ奉らず上を敬御法度守りそれぞれ家業を出精し、太平の御仁徳を仰ぎたてまつるべし」という一節に、その言わんとする所が集約されている。

ところで、この巡回教諭の場合、主に村内に何名かいる教諭掛、世話掛が中心になってくる。これらの係の人々が責任をもって、村民の教化を図るわけだが、これら2つの係の人々については、あまりよく知られていない。享和元年(1801年)に早川代官が、大庭郡樺村東谷の藤左衛門に委てた、教諭掛の任命状がある。

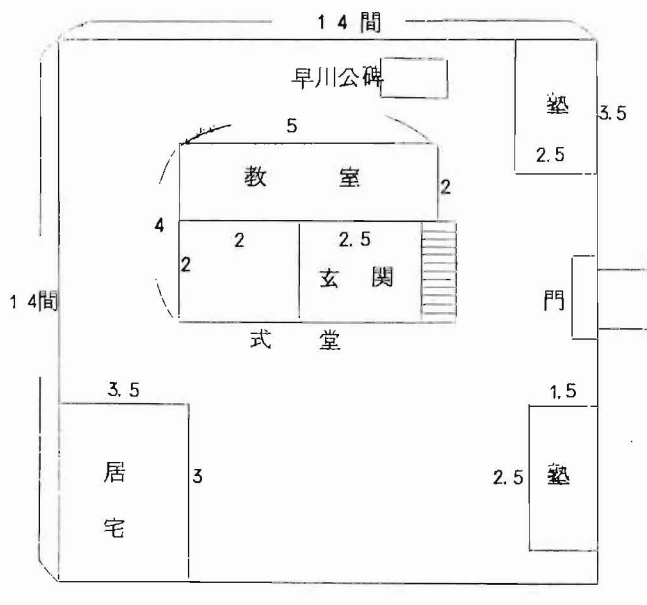
「其方共へ村内教諭の儀申付条永久無怠慢出精可致もの也 享和元年四月」
尤、享和元年5月には、久喜へ転任しているのだから、上のは、教諭掛の任命状としては最後のものであろう。どの様な階層の人なのか、わからないが、典学館の例よりすると、教諭掛というのなら、庄屋級の人であると思われる。

さて「某寺」を借受けて、開いていた教諭所は、先の有志達の希望で、寛政7年(1795年)に建設を着手し、翌8年に完成した。場所は現在の久世西町の金比羅北隣のあたりだが、家が建ちこんでいて、石碑もないので、その面影は全く無い。建設の費用は富豪者の寄附によってまかなわれた。これが典学館である。典学館の敷地は、寛政11年に幕府に差出した典学館敷地除地願書によると「敷地段別 三畝拾歩 但拾間四方」の広さであった。その構造については、はっきりした図面がないが、学校集説にある「久世教諭所典学館来鶴図」によると次の様になる。



久世教諭所典学館
来鶴図より

参考のため、笠岡敬業館の平面図を記しておこう。



笠岡敬業館平面図
嘉永3戊辰5月28日調

さて、典学館が完成すると、早川代官は、この建設に最奔走した杉山順庵、杉山（塚谷屋）助太夫、福島三郎右衛門、松岡林兵衛の四人に世話役を申付けた。杉山順庵に対する任命状をあげる。

「於久世村内教諭所取立度段其方並助太夫、林兵衛発起致シ同志ノモノ共エ申談出精取計学館普請成就學術專破行段一段ノ事ニ候 猶往々其方並目木村三郎左衛門ニ重立世話役申付間子孫へ申伝へ学館永 相続致シ候様可取計者也」 寛政8辰年11月」

この四人は、先づ杉山順庵が医者で、松岡林兵衛は町年寄、福島三郎左衛門が大庄屋役である。都講は真野民次（後に菊地正因に変わる）。都講補は目木村の有元有貞（医者である）と決まって、典学館は開設された。

典学館については、断片的で不明な点が多い。職員数、生徒数、学校経費はすべて不明である。もっとも、学館修理などは、各地有志達の寄附を基金として、代官所がこれを保管し、貸出金に使用してその利金で修理した事が知られているし、その他の経費については、金田民右衛門の寄附による一段の学田と代官自身の入用から出されていたらしいと推測される。というのは、寛政10年7月に作州五郡代表が江戸奉行所へ差出した留任嘆願書「御代官早川八郎左衛門様作州久世御陣屋に御永住長久支配被下度御願」という中に、久世の教諭所の費用は代官自身の入用であるとはっきり書かれている。それ故、典学館の場合もそうだったのではないかと思うのである。そして、都講や世話役に対する俸祿、待遇も明らかでない。ただこれについても、福島茂作が、都講として赴任してくれる様にとという交渉中、菊地正因にあてた手紙の中でほんの少しふれているが、分る事はこのくらいである。その部分を下に記そう。

「御扶持俸米二・三口位内々表向となへへ如何共相成可申候御陣屋中御住居なれハ御部屋相渡候得共左様ニ而外より出入甚六ヶ數御医業ニ御教授御為不宜町方借屋ニ御相対次第（後略）」（寛政9年2月24日）

御扶持俸米が二・三口位というのは、だいたい米3石6斗から5石4斗ぐらいで、当時においても薄給であったが、菊地正因は医者であるので、久世においても医業を開ければ、生活の見通しがつくというので、代官所内ではなくて町方に部屋を求めようとしたのだろう。

さて、典学館では何を教えたかという点や、どの様な階層の子弟が通ったかについても、考えられなくてはならぬが、形式的な事だけしか分っていない。早川代官は、民育の徹底を期するため「幼学取立」「雑説教条」「典学館式目」「講席規条」を定めたが、これらによって少し知る事が出来る。典学館における教育の内容は「講席規条」によると論語・孟子・孝経といったもので、「典学館式目」によると、「館中に於て御政事は申すに及ばず妾なる咄並世上の噂一切致申間敷事」であった。どのような階層の子弟が通っていたかは、全く解らないが、やはり、子供を教諭所に通わせられる精神的と経済的な余裕とをもっていなければならぬから、自らそれは限定されるであろう。

参考文献

- | | | |
|-------|--------------|------------------|
| 久世町史 | 天領（村上直著） | 民政資料早川代官（花土文太郎著） |
| 岡山県通史 | 早川代官（永山卯三郎著） | |

3 宿場町としての久世

イ 宿場町の成立

1) 概 観

織田・豊臣両氏の統一事業は、交通の上にも現われ、山賊・海賊等の排除、あるいは、交通の最大の障害であった関所の徹廃によって、交通の発達の一助が熟していたが、その気運を受け継いで整備完成したのが江戸幕府である。

全国が政治的に統一され、幕藩体制が確立すると、交通制度も整えられた。即ち、交通路が整備され、宿駅の制度もできたのである。しかし、この交通の制度は、幕府の強力な交通政策の結果として生れたのである。宿駅や助郷は、幕府が一方向的に指定して幕府の用務のために人馬を徴発し、或は、宿泊・休憩の施設を整えさせたのである。即ち、公用に関する運輸と宿泊とは、義務として宿駅に課せられたのである。

久世宿は江戸時代には、雲州松平侯参勤交代の出雲街道に位置し、その宿泊所として繁栄した。ここでは、近世に於る脇街道とも言うべき出雲街道の一宿駅久世について、その宿駅成立の過程と機能についてみていこう。

ロ) 街道の変遷と久世宿の成立

久世街、即ち久世村の中心的な町並ができ始めたのは、江戸時代の初期であった。それ以前、古代・中世を通じ、久世村の存在は、その周辺の村落一草加部村、目木村等に比べれば、影の薄いものであったと考えてよいであろう。

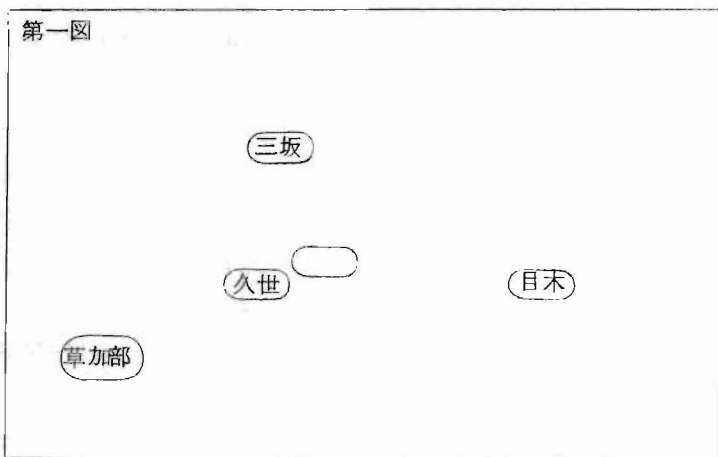
欽明天皇の時代（539年～571年）、「大庭の辺に白猪屯倉をおき、使臣白猪氏大庭氏が開拓文化に竭した（久世町誌）」場所は、草加部村の一帯である。又、奈良時代の条理制の跡が見られるのも草加部村及び目木村一帯であった。鎌倉時代、守護として梶原景時が派遣され、堀を開いたのも草加部であった。（第一回参照）要するに、久世村は、草加部村、目木村に比べれば、開拓の歴史が浅いといってさしつかえないだろう。

久世の宿ができる以前、この地域で宿の機能を果たしていたのは、目木宿及び三坂宿であったと考えられる。久世宿が成立するのは江戸時代初期であり、出雲街道はそれ以前、久世村を通らず目木宿・三坂宿を通り三坂山の十国峠を越えて美甘方面にぬけていたのではないかと考えられる。

三坂は伯耆街道往還の要路に当りしなり。然して三坂山は久世町の真北にそびゆる高峰にして、此の山に登れば、四方十州の山を望見し得て十国峠と称ふ。其の通ずる坂路崎

嘯羊賜として登り
下り三里、途中人
家なき難所なり。
而て冬季此の山路
を越ゆる者吹雪の
ために道を失い、
凍死する者少な
からざりき。搦て、
往々強盗追剥の危
険も伴ひたり。さ
てこそ南の山麓に

第一図



三坂の宿あり。北の山麓に釘貫の宿あり。明治の初期新道開通成らざる以前までは、一つに三坂山越えを以て往来し、旅人の三坂宿に宿泊する者多く旅宿の業を営めり。元禄五年の頃か、津山森侯交通の安全を図らんために、この人絶えたる三坂山頂十国峠に口米を与えて茶店を開かしめ、旅人の往来に便ぜり。此の事松平氏に至り廃れたるを寛政年間、早川八郎左衛門により復活せらる。即ち、早川代官の命により、湯原村小川の里民儀助なる者、峠の山頂に茅舎を営み、行路の旅客に湯茶を販き峠番として、年々久世代官より10石の口米給せらる。依て十石茶屋の名あり。十国と通じ十国峠、十石峠といふ。

久世代官所廃止の後、文化以来は津山藩主松平家継続して峠口米番10石を給して、維新に及べり。此の茶屋明治40年頃まで存し、往来の旅客に利便を与へしが其後廃して今は其後を留めず。(「久世町誌」)

上のことから予想されるが、三坂宿は江戸時代以前から南北を結ぶ街道があったことがわかる。目木から勝山方面に通ずる道もあったろうが、久世宿が成立して、それが大きくクローズアップされる前は、出雲街道は、三坂山か十国峠から美甘方面に通じていたと考えられる。この通路は、江戸時代になって、出雲街道が久世村を通るようになってからもしばしば旭川の氾濫のために、久世・勝山方面が通行不可能となった場合利用されたりした。三坂宿・目木宿の中間に位置する目木村西口の光岡富夫氏宅に、雲州松平侯の参勤往来の際の関札(第二図参照)が残存していることはそのことを証明していると言ってよいであろう。

江戸時代に入り、久世に町場が新しく出来始め、繁栄するに及んで久世街を通り、勝山へぬける路が大きく浮きぼりにされ、出雲街道となったのであろうと考えられる。

それでは久世宿はどのようにして成立していったのであろうか。郷土史家

第二図関札

の菊池さんの話と史料をもとに久世宿形成の過程を次に述べてみよう。

久世宿成立の兆となったものは「作陽誌」によれば、長屋上にあった町長2町ほどの家並であったと言われるが、その詳細については明らかでない。それ以後、慶長17・8年頃(1612・3年頃)和泉国堺より、景山理右衛門が鉄山師として久世に移って来て今の上町に住居を構え「和泉屋」と称した。彼が久世に移住した時は22才であり、既に妻を持っていた。妻は京都の公家方の娘であり、後に本陣をあずかるほどの家柄であったことが景山家文書「当世代々並家附之霊位附一家一門之霊位」の中にみえる。しかし、その中に「此夫婦久世村住居ノ由来相知レズ」とあるように、どうして久世に居住するようになったのかは、この史料から知ることができない。美作一帯が古代・中世を通じて全国的に有名な産鉄地域であり、大庭郡社村(今の湯原町)の鉄山は元和7年(1621年)から大規模に経営され始め、又目木村の砥石山も「抗物発見ハ夫正年間ニ起リ」「一ケ年出高八百貫目、其質極メテ佳」(目木村地理誌)とあるように、特に久世村に近い所に鉄山があったこと。あるいは、この久世あたりが、中国山地の鉄を高瀬船で運搬するのに都合のよい積荷所であったことが、鉄山師景山理右衛門の来住と関係があるのではないかと考えられる。

景山氏について来住したのは、塚谷屋の元祖杉山三郎右衛門為次である。「美作名門集」によれば、彼は元和9年(1623年)に苫田郡塚谷村(今の鏡野町)より移って来たことがわかる。

塚谷屋とほぼ時を同じくして、牛市の創始者、後安総本家が上ケ市より上町に来住し、屋号を「表屋」(今の上かじや)と称した。

新家は久米郡久米の坪井より移住し、屋号を「坪屋」といった。来住の年代ははっきり解らないが、ほぼ前者の3軒と同じ頃であろうと思われる。

以上、和泉屋(後、三代理右衛門の代になって丸屋と改む。——寛文の頃か。)、塚谷屋、表屋、坪屋の4軒が上町に家を構えたのが、久世街の発展の基になったのである。

即ち、遠く和泉の国から、あるいは近辺の郡から、あるいは同郡同村内の部落などからの移住者が久世街の形成の起源をなしたことがわかる。上町に家を構えたのは、旭川に東川が合流する下町あたりは、洪水になる危険が大きいためであろうと考えられる。

これ以後、同村内あるいは同郡内の各部落から移住し——例えば早いもので、三原屋、真嶋屋、塩屋、浜野屋(後、和泉屋と改む。)など——、あるいはそれらの家が分家して——例えば、景山家より分家した油屋、塚谷屋より分家した山口屋など——、したいに往来筋に家を構え、元禄の頃までには、上町から下町に至る往来筋の両側に町家がたち並んだと考えられる。元禄2年森氏の老臣長尾勝明の編纂した「作陽誌」によると次の如く記されている。

今分爲久世村原方久世村山方村_下租税合千四百石四斗 原方村去府六里六町戸数二百七烟

人数千五百八十八人

町長五町本町兆有長屋町長二町此村伯耆出雲往還之駅伝也 東至久米郡坪井村三里西至真島郡高田村一里

山方村戸数七十三烟人数三百七十五人

即ち、元禄2年には町並の長さは既に5町に達していることがわかる。これより28年後の享保7年の久世町絵図には「町長四丁貳拾六間」と正確に書かれてある。出雲街道は郷土史家の菊池さんによれば第三図の如く、その道筋を三選している。

元禄2年の5町の町並とは多分②の頃の、長尾町をも含めた町長と考えてよいと思う。28年も時代の下った享保年間の町並の距離の方が短いというのは、元禄の頃、出雲街道の町並の一部としていた長屋町を、石橋ができて以降、長屋町を通過せず下中上町の直線コースができたため長屋町を町並から除いたからだと考えられる。

とにかく、元禄時代にはほぼ完全な町並が出来上がり、「伯耆出雲往還之駅伝也」とあるように、その町は宿駅に指定せられ、宿場町の機能を既に果していたと考えてよい。

これらの町家が何で生計をたてていたのか、史料の不足で解りかねる。「作陽誌」中の久世村附近の村高、戸数、人数の関係を表にまとめてみると第一表の如くである。

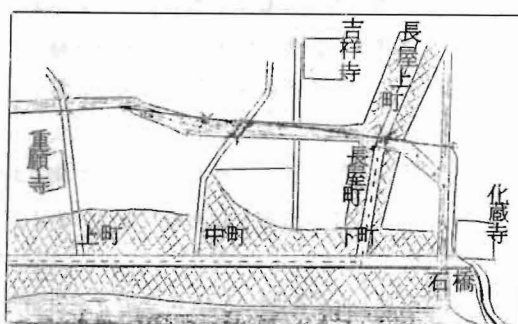
第一表

村名	石高	戸数	人数
目木村	667.5石	110	624
大庭村	635.4	67	334
上河内村	1,734.7	262	1,072
中島村	83.3	11	43
久世村	1,104.4	280	1,963

(注. 作陽誌より)

即ち、久世村は元禄2年現在で他村に比し、人口の割には石高が3割程度低いことがわ

第三図 享保7年の地図より



- ① ——— 初期の出雲方面への道
- ② - - - 町場が成立し始めたころの道すじ
- ③ ——— 町場が繁栄しだしてからの道すじ

かる。従って農業外の職に従事していたものがかなりいたことが予想される。

又、「久世町誌」に

久世牛馬市の由来や遠し。その原始は、森忠政就封以前にして、大字久世上ケ市に小規模の市場を開きしに起因せり。当時、同所に住む後安某なるもの専らその事を幹せしが、後久世の宿創始せらるるに及び、市街上町に市場を移し後、後安某も亦したがって移り事業の発展と共に問屋数を増加し、漸次盛況を加えたり。

慶長9年森侯就封の翌年、美作一円を区域とし、毎年運上銀一枚を納めて公認市場となる。

とある如く、既に慶長10年から牛馬の公認市とされていることから、問屋を営む者は後安家の他にも存在していたであろうと思われる。久世街成立の初期、後安家が上町に移って来て増々問屋数を増やし、牛馬市を盛んにしていったとあることから、久世街成立初期に於ても、かなりの牛馬問屋を営む者がいたのではないかと考えられる。

又、陸上交通、河川交通の両面に於て、その要衝である久世には、山陰地方の物資、例えば魚類、紙、海草、鉄などが集って来る場所であることから、そのようなものを取り扱った商をしている者もいたのではないかとと思われるが、あくまで想像の域を出ない。

ハ．宿場町の機能

宿場町としての任務は、人馬の継立を円滑にして、公用の旅行者や物資、及び書状が、予定通り目的地に到着するようにすること。休泊に関する施設を整えて、旅行者の便利を図ることであった。殊に、前者の公用の貨客及び書状の輸送が重要であった。輸送するには、宿から宿へ継ぎ送るのが原則であった。宿駅には、宿泊のための本陣、脇本陣、旅籠が設けられ、貨客の継ぎ送りのための問屋場や通行人相手の諸商売の店が並び、常備の人足と伝馬がいた。

(1) 継ぎ送りに関して

「継ぎ送り」とは、公用の旅行者や貨客、書状を、予定通り目的地に到達させるために駅々で人馬を継いで送ることである。

「北条県史」によれば

久世駅ハ大庭郡久世村ニアリ。隣駅東ハ坪井駅、西ハ真島駅ニナリ。人夫二十五人、馬四頭ヲ以テ常備トナス。其賃銭ハ一里ニ付一人三十二文、一馬五十文ヲ給ス。

私用ヲ以テ人馬ヲ請フ者ハ相対賃銭ヲ受ク。駅費之損失(公用ヲ以テ人馬ヲ出ストキ、常備併ニ僱俱ニ皆其受クル所ノ賃銭ヲ以テ使役シ難キ故ニ駅ヨリ増給セザルヲ得ズ。)ハ、半ハ旧津山藩封内ニ課シ、半ハ当駅ニ課ス。多少其支出ヲ要スルトキハ、当郡三十二村ヨリ旧高割ヲ以テ人夫ヲ出シ、以テ其不足ヲ補ヒ僱銭ヲ受クルノ外給与ノ費用ハ其村費ニ課ス。

(後略)

とある。

常備人馬が置かれた時を以て、宿駅の設置と考えてよいわけであるが、この文中からはその年代をうかがうことはできない。

しかし、元禄2年編纂の「作陽誌」によれば、当時駅伝がすでに置かれていたことがわかる。従って、久世駅設定はそれ以前であると考えられる。常備人足は二十五人、常備伝馬は四頭であった。この人足は、荷を背負ったり駕籠をかつぎ、馬には人を乗せたり荷をつけた。賃銭は公定で支払われたが、それは正当な稼ぎの一部にすぎなかった。

久世駅では、常備人馬で不足する時は、助郷として、大庭郡32村より、村高の割に応じて人夫を徴発し不足を補った。この場合、彼らに支払う賃銭は、公用の場合賃銭の不足額の半分を津山藩が負担し、残り半分を久世宿が負担した。又、参勤往来など、大名の用務で徴発した場合は、不足分を32村の村費でまかなったことがわかる。助郷人夫の数については、史料の不足でわかりかねるが、「北条県史」の中に勝間田駅が松江藩主通行の際309人を四隣の58村より徴発していることがうかがえるので、久世宿でも助郷人夫数は、それに近いものであったろうと予想される。

町人や百姓などの一般庶民は、宿駅常備の人馬を使用することは幕府から禁じられていたので、それ以外の稼に出て人足の駕籠や馬に乗らねばならなかった。その場合は、常備人馬の二倍ぐらいの賃銭を払うのが普通であった。要するに常備人馬は、武士たちの使うものとされていたのである。

宿駅に於て、人馬の調達をするところは人馬問屋といわれ、久世の場合は菱川家とその役を務めた。

「久世町誌」に

西町菱川家は、出雲侯御指定の通運御用方にして、御旅装の荷物、人馬、輿、萬端取運、並に調達方の御用を務めたり。

当時菱川家は上町に在り、景山家と相近かり。

とあることで明らかである。

次の史料は備前清泰院が因州より、備前岡山に帰る時の人馬調達の先触状である。

御届奉申上候

先触覚

一 乗輕尻宅正

一 宿駕籠宅挺

今般因州表御用相済申候間明十四日因州表出立致し備前表江帰院被致申候間宿々在々人馬差滞無之様差出し可給候以上

六月十三日

因州殿御菩提所
備前清泰院
役所

宿々在々
人馬問屋中

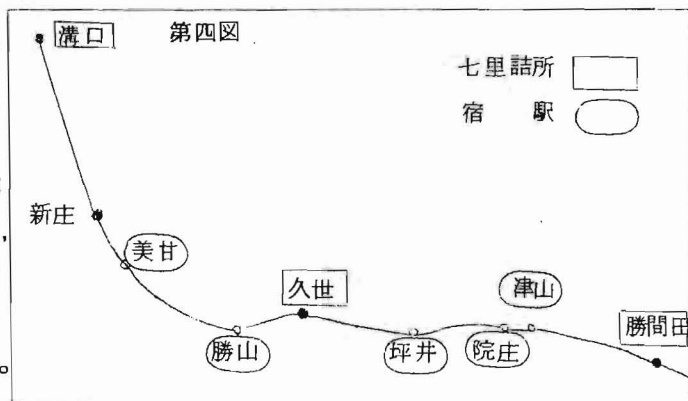
(景山家文書)

次に書状の継送りについてみよう。

書状は飛脚で継送った。飛脚には幕府専用の継飛脚、大名専用の大名飛脚、一般人のための民間営業の町飛脚の3種類があった。が、継飛脚、町飛脚のことについては知ることができない。

久世には大名飛脚として、松江藩主松平侯の専用の飛脚である七里飛脚の受所があった。七里飛脚は約七里ごとにその詰所が置かれていたのでその名があるのだが、松江藩の他にこの制度を用いているのは、徳川御三家だけである。七里飛脚の詰所は景山本陣であり、

西継合の詰所は新庄、東継合の詰所は勝間田に置かれ、各駅ごとに交代で書状を継ぎ送った。従って、七里飛脚の詰所間の宿駅(美甘、勝山、坪井、院庄、津山)では、御状箱持の飛脚の交代は無かった。しかし、この七里飛脚



の継ぎ送りの方法は、書状の内容によって二通りの方法がとられていたと考えられる。即ち、ひとつは詰所の無い宿駅へも一応触れて廻り、詰所々々で飛脚を交代する方法と、他のひとつは詰所間の宿駅では全く通達をしない方法である。

本陣景山家文書「津山江御申候事」の中に、七里飛脚に関して次のことが書かれてある。

一 七里飛脚者始而御体陣被仰付候節迄年銀壹匁二而請負継立来候事=御座候得へ御飛脚出張無御座候

即ち、七里飛脚は、久世に本陣が設定された時(宝暦六年)から一年間銀一貫匁で本陣の方で継ぎ送りの役を請け負ったので、出雲侯差し出しの飛脚の出張はなかったことがうかがえる。

因みに、書状の継ぎ送りの速度は書状の種類によって異っていたことが次の史料でわかる。

一 不断御状箱御飛脚参り候得ハ昼夜ニ不限刻付ヲ以継送申候

尤勝間田江三ッ判四刻式ッ判五刻新庄江三ッ判三刻式ッ判四刻大切ニ取扱継送申候

附リ 壱ッ判者夜通シニ而者無御座候

(景山家文書「津山御申候事」)

江戸末期になると人馬使用の御定賃銭が値上がりしている。史料の関係もあって、その兆候がいつ頃から現われ始めたのかは解りかねるが、解る範囲内で表にまとめると第二表のようになる。

第二表 人馬賃銭の変遷

年 度	伝 馬	人 足	増 減	備 考
元禄 2 年以前	(一里ニ付キ) 50文	32文		久世殿成立当時
(不明)				真庭郡誌によれば ○享保18年春諸国蝗害のため米価騰貴し、美作に於ても米1石の価銀70目に及ばんとす。 ○天明3年5月前年田方不熟により本年津山の初相場米1石71匁、5月に至て90目に達し細民殆んど活路なし。 ○天明7年 此年諸国一般飢えはなはだし、初相場銀89匁、3月に到って130目 貧民の飢餓に逼るものすこぶる多し。 以上のことから賃銭値上がりがあったことが予想される。
文化 11(1814)	65	42	3割増	特に嘉永頃より「銀相場下落、諸色格外之高値ニ相成殊ニ異国船渡来以後蠟燭値段前代未聞之高値」也。
安政 6(1859)	67.5	49.5	3割5歩増	
元治 2(1865)	78	54	5割6歩増	
慶応 4(1868)	325	208	6倍5割増	
明治 2(1869)	500	320	9倍増	
明治 3(1870)	600	384	11倍増	
明治 4(1871)	—	—	—	御定賃銭消滅

(注 . 景山家文書 , 北条県史 , 真庭郡誌 , より作成)

この人馬賃銭の値上りは、全国的な現象であり、その変動は、米・大豆等の値の変動、又貨幣改鑄等が主要原因となっている。

御定賃銭の割増に伴って、雲州専用の御状箱持人足賃の値上げについての願ひ上げは5年ごとの年限明になる前に出されている。

乍恐奉願一札之事

作州津山勝間田坪井久世四ヶ宿共困窮ニ付御公義様ニ御願奉候処何レ之宿トモ人馬賃銭三割増被仰付候ニ付而者御状箱持人足迄御法之賃銭ニ而者難渋仕ニ而願出ニ付何卒当酉年より丑年迄五ヶ年間三割増御了簡奉願上候

(省略)

久世 駅御本陣 景山又八郎
勝間田駅御本陣 木村年左衛門

嘉永二酉年六月

新庄駅
雲州様御役所

(景山家文書)

又、御状箱の継送りに関しては、人馬賃銭の割増に伴う値上げの他、状箱が多数来た場合あるいは、洪水大風などの被害により、諸雑費の値上がりがあった場合などにも臨時の値上げ願ひが出されている。

乍恐以書付奉願上候事

当辺之義去ル八月二十一日大風当洪水ニ御座候而往還筋前代末聞之大破ニ罷成川之橋不残流失道々数ヶ所欠藩又者山崩等ニ而客勤ニ取出来候 (中略)

然ル所御状箱御継立入用此合ト違ヒ増賃其外諸雑費当分相 平常入用之倍余ニ而相当

之義難渋至極奉存候間恐入候

御敷ニ者御座候得共前段難渋之始末御憐愍被為成下候而道中痛所相直リ候迄御状箱一度ニ付銀四厘づつ増銀被為下置度御敷願奉申上候 右願之趣御許容被為成下候ハバ難有仕合司奉存候 此段宣被仰付可被下候

嘉永五子年九月

久世 駅御本陣 景山又八郎
新庄 駅御本陣 佐藤六左衛門
溝口 駅御本陣 猶原伊左衛門

河野 蔵様
原田 定市様

(2) 宿泊に関して

久世は宿駅であると共に、勝山とならんで中国山地の鉄、あるいはその他山陰地方の物資を高瀬船で出荷するための積荷所であった。従って物資輸送を主とする小道、即ち伯耆倉吉 — 下長田 — 湯本 — 釘貫小川 伯耆御机 — 上徳山 — 藤森 — 釘貫小川 を通

って一旦久世に集った荷物を船で送るため、商人は船の便のため、あるいは天候の如何によって荷を積み込むまで、久世に滞泊しただろうと考えられる。又、牛市の時、西日本各地から多くの牛馬商人、博労たちがやって来て、春は一週間余、秋は一カ月足らず宿泊した。以上の程度の宿泊はあったと考えられるが、一般に出雲街道は、景山家文書の中に、「平生往来之旅人不数＝付旅籠屋渡世之モノ家数無御座」とある如く、出雲侯の参勤往来が主なもので、一般人の通行はあまり無かったと考えてよからう。又、上の文からも解る如く、久世の宿で旅籠だけで生計をたてているものは、ほとんど無かったと言ってよい。街道筋に並ぶ町家は、夫々旅籠屋の他の商を本業とし、牛市、参勤往来で多数の者が宿泊する場合のみ一時的に旅籠の機能を果たしたのである。しかし、当時の町屋の屋号はわかって、何の商をしていたのかわからないので確実なことは言えない。従って、ここでは本陣を中心に宿泊の機能を考えてみよう。

本陣が正式に久世に置かれたのは、「宝暦六子年妙雲州様御本陣相勤申候 附り広瀬様御義同様相勤申候」（景山家文書）とあることによって解る通り、宝暦6年（1756）である。広瀬様とは松江藩の支藩であり、この二藩のみが利用したので松江藩の専用本陣と考えてよからう。

しかし、享保7年（1722）の町絵図をみると、後に本陣が設けられる位置に既に御殿という名称の宿泊所があることがわかる。

又、「真庭郡誌」には

享保元年七月六日 久世駅炎災

此夜子の刻、大庭郡久世駅甚兵衛宅より出火。町並38軒、借家21軒、土蔵木部屋等都合73軒焼失す。時に高田村塚谷屋市郎右衛門人歩450人をひきい来て本陣を治め大いに消防に力を尽くし、又、米8石を出して一時罹災者の急を救へり（後略）

とあり、享保元年にも本陣の名がうかがえる。同じ出雲街道に於る宿駅の二部、根雨、板井原の本陣については、「寛文年間二部の足羽五兵衛、根雨の恩田市郎左衛門、板井原の矢田貝七左衛門が間地峠を開鑿し、中安井に渡船場を設けて、美作四十四曲を改修せる功によって本陣当主たるを許された。」（大島延次郎著「本陣の研究」より）という。つまり出雲侯は、寛文年間には街道筋に本陣を設け通行の便を図っていたことがわかる。従って本陣に近い機能を果たす旅舎の存在は享保以前にさかのぼると考えられる。

本陣が設定されたことについて、「宝暦六子年中御建置＝相成」とある如く本陣を新しく建て与えられたと思われる。

本陣の構造は一般に門、玄関及び上段ノ間を有する点において一般の旅籠のような旅舎とは著しく性格を異にしている。

もともと本陣とは、その経営者の住する母屋に隣接して設立せられるものであるから、蔽密なる意味に於ては経営者の邸内の一部を指称するのであるが、通例広義に解してその

邸宅の全部を本陣と称するようになった。

久世の本陣景山家の場合、邸内総面積約300坪で、総建坪約145坪であり、その中に母屋と本陣が建てられてあった。(第五図参照)

第五図の景山本陣の絵図面によると、図面中の細線(——)で示した部分は、景山家が自力で修葺したことが記されている。従って、本陣の役を果たしていたのは太線(——)で示した部分であったことがうかがえる。

これと同じ中国山地の因州街道の用瀬、智頭、駒帰の本陣と比較してみると第三表の如くである。

第三表

宿駅本陣名	玄間 (畳数)	一ノ間	二間	三間	四ノ間	五ノ間	居間	広間	御膳部屋	ナヤ
用瀬本陣	10	8	8	16	8	8	8	22.5	5	8
智頭本陣	12	—	12	12	—	—	12	30	4.5	—
駒帰本陣	—	—	8	—	—	—	8	14	4.5	10.5
久世本陣	8	8	8	10	6	6	8	12	12	6

因みに、これを東海道の本陣と比較してみると第四表の如くである。

第四表

宿駅本陣名	邸内総坪数	畳敷間数
程谷榊部家	(建坪) 145	22間
金谷河村家	795	29間
金谷在塚家	461.5	(畳数) 168.5畳 23間
掛川沢野家	約543	20間
草津田中家	1,300	39間
大津大塚家	約325	(畳数) 236.5畳
久世景山家	(建坪) 約145 約300	(畳数) 約170畳 24間

以上二表より、久世本陣の規模は、それほど大きくもなく、又小さくもなかったことがわかる。

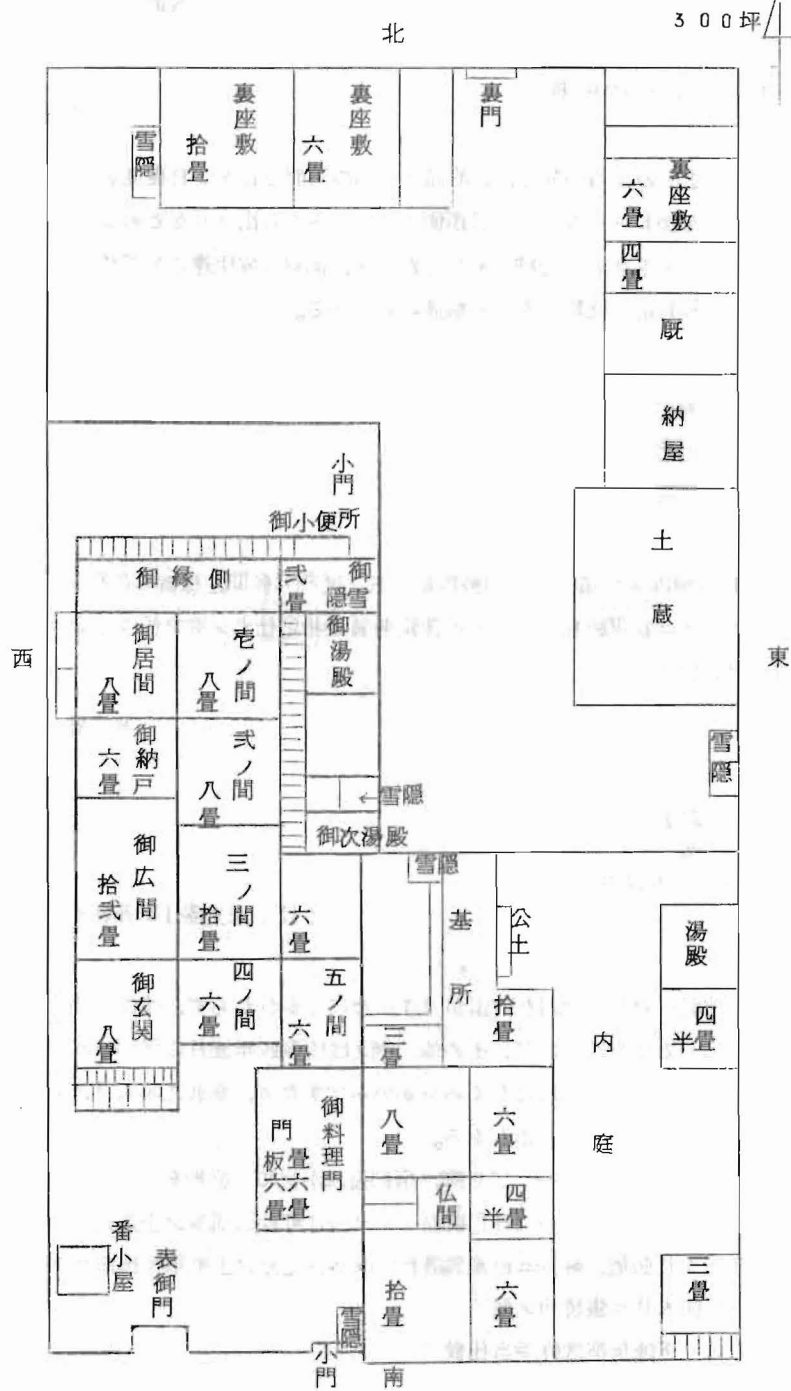
藩主が本陣に休泊するに際しては、その手続きとして、各宿駅の本陣に休泊の旨を伝える。これに対して、本陣側は請書を雲州役所へ提出した。

奉差上御請一礼之事

一 御太守様今般被為遊御帰国候ニ付来ル六月六日七日八日之内当駅御泊被為仰付難有

第五図

安政六年 景山本陣絵図面



仕合奉畏候

依之御請一札奉差上候以上

安政四己年五月二十二日

久世駅御本陣

景山又八郎

雲州様御役所中様

(景山家文書)

本陣側では、上記の史料の如く、宿泊請け負いの可能な日を3日程度書き記して役所へ提出した。これを掛日と言う。雲州役所側は、各本陣から出されたこのような請書をもとに道中宿泊の日取りを決め、先触状を発した。又、同時に家臣達の旅簞代も役所の方から指定し、その金額に応じた賄いをする様通達している。

覚

- 一 上百八拾文
- 一 下百七拾文
- 一 昼七拾貳文
- 一 湯漬四拾貳文

右今般少將殿帰国ニ付道中泊休同勢旅簞代右之通相究候間左様御心得可有之候
尤諸色高値之由ニ候間賄粗末ニ而モ不苦候条賃銭相応仕出シ有之候様下宿江モ急度御申
聞置可有之候已上

閏四月

高橋 慶七
原田 夫平太
細田 旅次

武州品川駅より
伯州溝口迄
所々泊休御本陣中

(景山家文書「雲州様御用留帳」)

このように宿泊に対して周到な計画がなされたにもかかわらず、諸侯に差支ができたりにして日延になることはしばしばで、その他、例えば安政四年五月の帰国の際は富士川満水のため足止めになり、一週間ほどのくいちがいができたり、嘉永二年五月にも大井川満水で日延になったりしていることがわかる。

各宿駅には、実際の宿泊の一、二日前、宿割役人が来て下宿割を行った。

- 一 御泊ニ相成候節御当日一兩日已前御宿割相見江町絵図御覽之上遠近御差図ニ任せ下宿中江下ケ札張置、軒別ニ湯敷雪隠御間取等御見分之上御取調御宿札御渡被成候
尤御当日朝木札ニ張替申シ候
御休之節ハ下陣馬宿式軒手当仕候

附リ 御関札之内者旅者屯人モ相当テ間敷旨受書御取帰リ被成候 併

何様御宿下宿何屋何平与相記御取帰リ被成候 (後略)

(景山家文書「津山江御申上候事」)

宿泊に要する家数は一行の人数に比例し、又、人数は年代によっても差があった。

文久三年(1863)の出雲侯帰国の際の宿割帳の内容を表にまとめてみると第五表のようになる。

第五表 参勤交代大名の一行人数と休泊宿

宿泊人員	下宿屋名	宿泊人員	下宿屋名	宿泊人員	下宿屋名
39	田中屋 右衛門	12		9	かじや
15	田中屋 左衛門	8		3	
9	屋彦兵衛	8		13	
4		7	三原屋七郎左衛門	11	
4	村田屋	4		8	
4		4		10	
4	備前屋	4	山口屋	16	
4		4	山口屋	9	
4		4		7	
3		4	久米屋栄助	6	
4	和田屋	4	久米屋栄助	6	
6		8		6	
4	河内屋	7		9	
8		5		9	
4	久米屋	7	米子屋重助	5	
4		4		10	
6	田の村屋	5		10	
4		5		90	
4		10		6	
4	久米屋	5		13	
4		6		14	
10	かじや藤吉	6		10	
4		8		8	
4		5		2	
4		4		10	
6		5			
12		11			
182		164		300	計 646

(景山家文書「出雲少将殿帰国道中宿割帳 文久三年三月晦日」より作成)

646人とは19万石の中藩雪州松平侯の国許への参勤交代にしては多数すぎる。このように大藩なみの人数になったのには次の理由が考えられる。即ち、第四表と第六図の町絵図によって、重臣は本陣の近くに宿をとり、輕輩になるほど町端に宿をとったことがわかる。

諸侯宿泊の日が到来すると、本陣の玄関には、定紋付の幕を張り提灯をともし、本陣主は礼装をして町外れに一行を出迎えし、行列を先導して本陣に案内した。

久世に於ては、出迎えに「雇七里之者」をして御上りの節は継合新庄まで、御下りの節は継合勝間田まで、前日に御合印え羽織を着用させて出迎えさせた。本陣当主は袴、上下を着用し帯刀で宿の入口まで迎えに出た。

本陣側では、当日のため、座敷働の者を6、7人ばかり雇い、袴を着用させて諸用をさせた。又、下働下人も6、7人ばかり雇った。

下宿に於ては、夜具、家具その他諸道具が不足するため、参勤往来の時のみ「座敷之間取悪敷又者無抱病人有之御宿不致者有合之諸道具為差出、右以外宿諸道具不足之分へ貸渡」（景山家文書より）はては、「町方併近在迄借集候得共引足不申ニ付損料差出シ町内質屋ニ而借受」（景山家文書より）までして下宿勤をした。この諸道具の斡旋は本陣が中心となっていた。町内、近在、質屋で借りた場合の家具の損料は、雲州侯に払ってもらえず、その支払に難儀した。従ってしばしば、「町内併近在迄借集候而茂夜具蒲団数百枚斗損料式拾五匁功三拾匁位御手当仕候得ハ大体差支ニハ相成申間敷ト奉存候」（景山家文書）と雲州役所へ損料手当を要求している。

雲州侯は毎年の往来に際して、本陣に休泊料として銀三枚を与えた。又、広瀬侯は銀一枚を下附した。この他本陣維持のための費用として、毎年銀三枚と三人扶持を支給した。これは、景山本陣が松江藩の専用の本陣であるからであり、一般にはこのような援助は、他の諸侯の通行のない辺鄙なところに多かった。因みに、この銀三枚、三人扶持とは、米の購買力に基づいて現在に換算すると約 円に相当する。

この年収が家屋修繕費にも流用され、又その他一切の購入費に供したのである。

久世本陣では宝暦6年本陣が建ておかれて以後、しばしば修繕願いを松江藩に願ひ出ている。

安永六酉年御修繕御願申上候処、大破ニ付御建替ニ相成其以来無御座候得共損シ場所等御座候節御見分相願候得ハ道中吟味役人被差向夫々見分之上下目論見帳差出追而御修繕被仰付候節ハ御作事方御宅人御出張御修繕中被相談成就次第被引取申候。

尤少々之義者自身ニ而取繕申候。

(景山家文書「津山江 御申上候事」より)

即ち、自然の破損や或は大風・焼失の如き不時の災厄に遭遇したとき、松江藩に経済的援助を求めて修繕を行ったのである。

例えば嘉永5年の大風洪水の場合を取り上げてみよう。

乍恐以書付御願奉申上候事

当駅御茶屋御居間西側 板御湯殿床御玄関屋根表御門同扱荷等格別之大破ニ罷成所々痛所出来仕候ニ付御修繕御願可奉申上奉存候所去ル八月二十一日前代未聞之大風当洪水ニ御座候而惣屋根瓦数々吹散シ其上右痛所之義モ破損相増候ニ付急場数ヶ所所々者手入仕置候得共難捨置奉存候間乍恐早々御見分之上御修繕被仰付被為下置度奉願上候依之乍恐以書付御願奉申上候此段宣仰上可被下候

久世駅御本陣 景山又八郎

嘉永五年九月

阿部 蔵様
原田定市様

(景山家文書より)

このような願上書がたびたび出されたのも、久世本陣が松江藩主の専用本陣なるが故である。

本陣主へは金銭的な収入の他、種々の物質的あるいは精神的両面の優遇も受けた。

即ち、苗字帯刀上下着用がそれである。

槌 蔵

文政元寅年十二月

其方儀御本陣相動候ニ付苗字上下門松御免被仰付候

雲州様功被差免候義ニ付御通行当日帯刀御免被仰付候

右之通大庄屋立石助左衛門殿功御用大急之手紙ニ而被仰渡候ニ付相志ルシ置申候。

(景山家文書「雲州様御用留帳」)

苗字帯刀が許されるのにはいろいろの場合があるが、景山家の場合は、本陣職を久しく勤続した功勞を認められて、苗字帯刀を許されたことがわかる。

植蔵(= 童名後又八郎と改む)は、景山家 9代であり、本陣職を勤め始めたのが景山家 6代(= 七太郎後理右衛門と改む)であった。これだけの史料では解りかねるが、苗字帯刀は景山氏の場合一代限りであり、家督を嗣ぐ毎に苗字帯刀が許されたのであろう。

又、本陣主は一般に他の職務として町年寄、あるいは庄屋を兼ねたことがしばしばあった。景山氏の場合、天明の頃は町年寄兼庄屋役を勤めていたことが史料により明らかであり、安政の頃にも町年寄の一人でもあった。

(3) 宿場町の衰微

幕末に近づくにしたがって本陣は次第に衰微していった。

乍恐以書付御敷願奉申上候事

当駅之義数代私方江奉蒙御本陣殊= 先前ヨリ御泊所= 御座候而御茶屋御建置之分破損之時々御修覆被仰付尙又継御飛脚御受所= 被仰付年々御扶持方併定例被下物等頂戴仕異加至極難有仕合奉存候 然ル所年来不仕合相統田畑山林所持之品不残手放シ御上様被下物之外向の家得も無御座全ク御用相勤候御蔭ヲ以是迄家名相統仕罷リ在候処自宅裏座敷土蔵納屋等修覆行届不申及大破難捨置様罷成去ル嘉永七寅年中御敷奉申上銀二貫目御拝借被仰付夫々修覆仕夜具家具諸道具不足之分相調引続少々田畑等相求別段家業モ成始追々身元立置候様罷成御慈悲難有仕合奉存相働居申候処尙又不仕合差向相始候売身体損毛相立年増諸色大高値= 成行年々切レ込多分之借財出来既= 滅亡= モ可及場合親類懇意之家一同立会評議之上逸々取調借財辻五拾貫目余之所聊相求居候田畑諸道具衣類= 至迄売払助合等モ仕呉借財方余程埒明済方仕候得共金拾貫目余手段難相付差当必用之品家屋敷不残売払候外到シ方無御座剩自宅台所之分大破= 及ビ修覆見積仕候処五六貫目相懸ケ不申候而者ケ成リ之義モ相調不申種々之心配仕見候所大借之上大破之場所差潰候義= 付心至困窮= 陥リ如何共致方無御座途方= 暮確与難義= 迫リ無抛家屋敷家財不残売払家名相統余人江譲渡外分江引取候義内評仕候所老母義殊之外相敷私共親子之モノ打懸リ御状箱持運ビ雇人之代リ相働候得者家族老母= 至迄賃仕事渡世仕候而成共一家相統再興之程相待御上様江之御報恩且者先祖之祭祀不祀相勤申度一念申シ不仕合トハ乍申全ク私不調法之处斯之次第= 成行候段微心魂老母之心底難黙止歳重= モ精勤仕度奉存候得共急場難値借財家作等如何可仕様モ無御座当感難渋仕甚以敷ケ敷次第= 奉存候間御時節柄奉恐入候御敷= 者御座候得共前段危難之始末御 察被為成下銀拾五貫目御拝借被仰付被為下置度奉願上候 然ル上者難捨置大破之場所取繕借財相済夜具家具必要之品相残シ比儘無難= 一家相統仕御用弁仕昼夜精勤相働老母安堵為仕御仁恵之程亡却不仕無事= 永続仕候段重々難有仕合可奉存候 尤御返上納方之義者御上様御思召= 随先年之通御扶持方併継御飛脚

御脚御受負銀其外年々定例被為下置候内ヲ以如何様共可奉返御上納候
依之不願恐御敷願書奉差上候 何卒格別之御憐愍ヲ以右之通御許容被為成下候 ハハ広太
之御慈悲偏ニ難有仕合可奉存候 此段宜被仰上可被下候以上

慶応二寅年五月

久世駅御本陣

景山又八郎 印

永岡平作様

原田覚左衛門様

(景山家文書)

このような敷願書は、御用留帳の中に多く認められたが、本陣が如何に衰微していたかがよくわかるであろう。

この本陣衰微の原因は、何といても藩の窮乏化にあると考えてよいだろう。毎年の参勤交代で江戸と領国との間を往來するための出費が多く、又、江戸滞在中の生活はとかく奢侈になり多額の出費がかさみ諸侯の財政はしだいに窮乏化するに及んだ。従って松江藩に依存して持続してきた景山本陣も、当然松江藩の窮乏化と共に衰微していったのである。こうして明治3年民部省の布告によって遂に本陣は廃止されたのである。

久世駅

景山又八郎

今般茶屋相廃止候ニ付茶屋守差免候

仍て茶屋向建物等其方江遣候事

辛未十二月十五日

元松江県

(景山家文書)

これによって本陣は廃せられ全ての特権も同時に奪れ、一般の旅籠と同等になってしまったのである。

本陣は江戸幕府の政府及び交通政策によって自然に起ってきたものであるが故に、江戸時代が終ると影を消すものであった。

ロ、宿場町の機能

近世封建社会においては、生産物地代を確保しようとするために、幕府は農民の商人化を禁止していた。しかし、商品流通のすべてをとどめようとするものではなかった。

慶長8年(1603)に森氏が美作国を領有することによって津山藩が生れたが、農工商に対する政策が確立されたのは寛永元年(1624)であるといえる。すなわち、それは同年7月に出されたつぎの「工商人心得方併郷中商法地御定之達し」によって明らかにされている。

「1 工商之輩職業之余暇ニ農ヲ営ハ差支無之候得共土農ニシテ、商業不相成義ト可心得事但工業ハ此之限りニ無之事」とある。これによると農民が商業に従事することは禁止され農民は明確に土地に結びつけられることになった。しかし全面的に在方(村)商業が禁止されたのではなく、「1 倉敷、久世、勝山ハ御城下並ニ工商業差免事とあり、倉敷、久世、勝山は特に城下町と同様の商工業が認められ、商業が盛えるのである。その上久世は、宿場町、市場町、陣屋町、河岸の機能をもち商業が盛えていったのである。

ロ 町の平面的構成

宿場町・市場町の機能

享保14年(1729)に景山家が本陣となり本格的な宿場町として発展していくが、それ以前にも、享保7年(1722)の久世町絵図にもあるように丸屋(景山家)のとなり御殿、御茶屋があり藩主や出雲侯の参勤交代の折の休泊所にあてられていた。又、牛市が開かれるときには、馬喰や近郷の農民で旅籠屋がにぎわった。牛市は、慶長9年(1604)に創設され、寛政年間が最盛であった。享保7年(1722)の久世町絵図をもとにして菊池鷹太郎氏の話をまとめると、牛市の創始者は表屋(現在の上かじ屋)与七郎の父である。そして他に牛市を営んでいたものは、中屋、塀屋(現在の本家菱川、後に、出雲侯御指定の御旅装の荷物・人馬・輿・万端取運方並に調達方の御用を務める通運方になる)であった。当時の牛市は旅籠屋のうらに牛をつないでおき、そこが牛市となったのである。すなわち牛市=旅籠屋であった。他に旅籠屋だけを営んでいたのは、丸屋(本陣になる前)、塩屋(?)であった。以上のような家を中心として、宿場町、市場町が盛えたのである。そしてこれらは、ほとんど上町である。

陣屋町の機能

享保12年(1727)に松平氏5万石になり、その減地である久世は幕府の直轄地になり代官の支配に属するようになった。文政元年(1818)津山藩主松平越後守斉孝5万石加増になり津山領地となり、同年久世陣屋が撤廃されるまでの約90年間代官の支配に属したのである。それ故久世は陣屋町ともいうことができる。

代官所の仕事は、行政と警察とを兼ねたもので地方(ぢかた)公事(くじ)方の二つに分れ、地方は地理、租税、出納帳簿、一般民政に関する諸務を扱い、公事方は警察、裁判

の事を取扱っていた。

代官所跡については、久世町誌に次のように記されている。

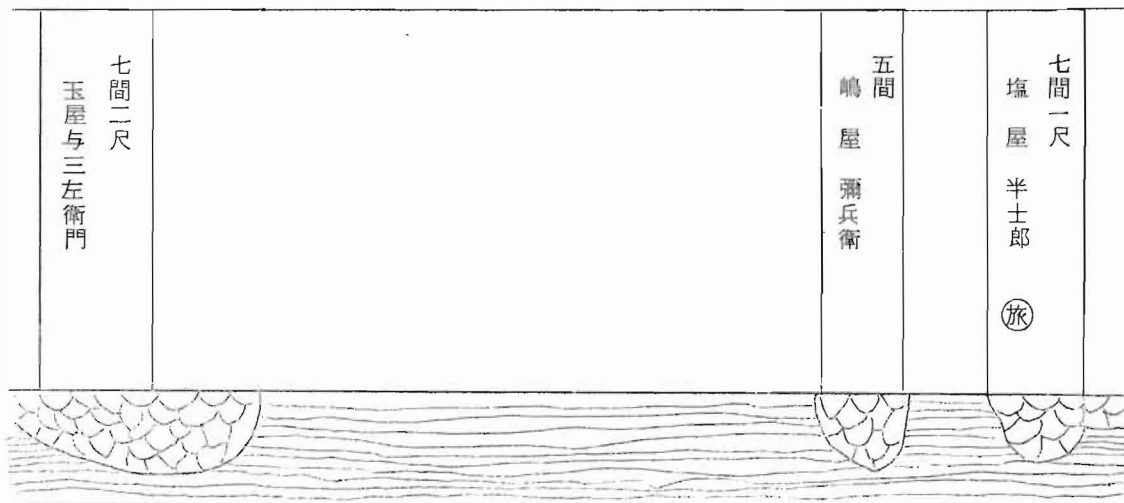
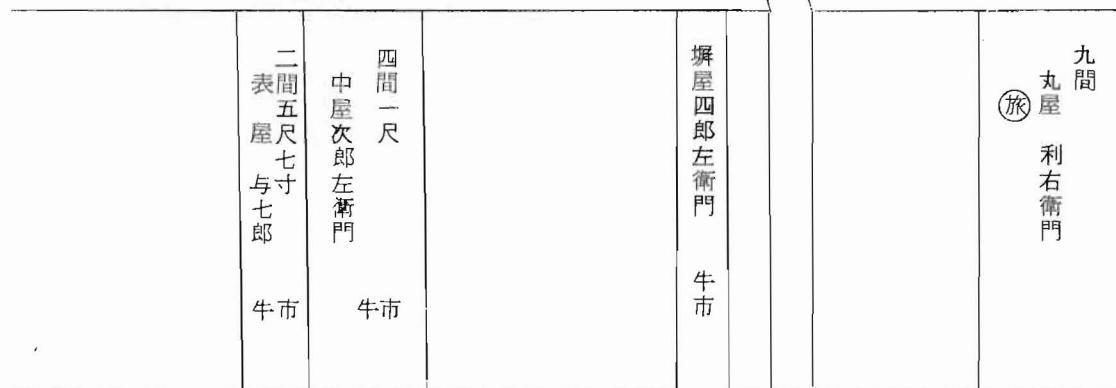
久世町大字久世字陣屋敷は、その跡にして重願寺横手、南側は即ち之なり。元津山藩御蔵屋敷にして、享保12年より久世代官所となる。面積2反3畝12歩邸中に代官の住宅及び役所あり。今は何等旧跡の微すべきもなくその周辺は、田となり畑となり宅地となり、わずかに小城区画して當時を記念するに止む。昭和7年4月早川公の銅像を建つ。代官所の當時に於ては、上町、上玉屋と下玉屋の間、下町、松本屋非上の間に東西の二門ありたり。

河岸の機能

享保7年(1722)の久世町絵図にも見られるように旭川沿いの家のうらは石がきがそそりたち下は石だたみで下におりれるよう石だんがあった。そして、蔵の米の出し入れのための船着き場があっただろうと思われる。

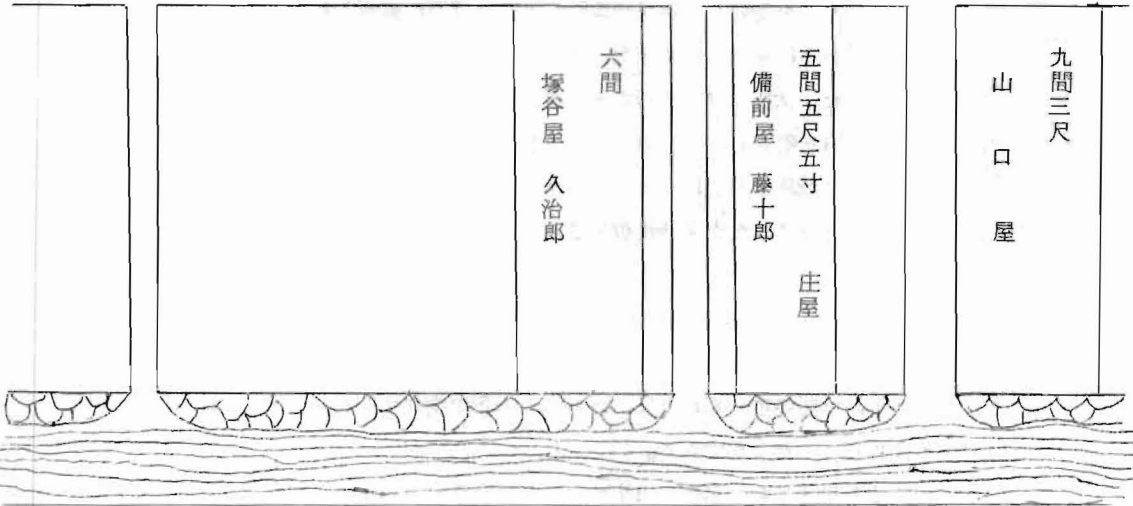
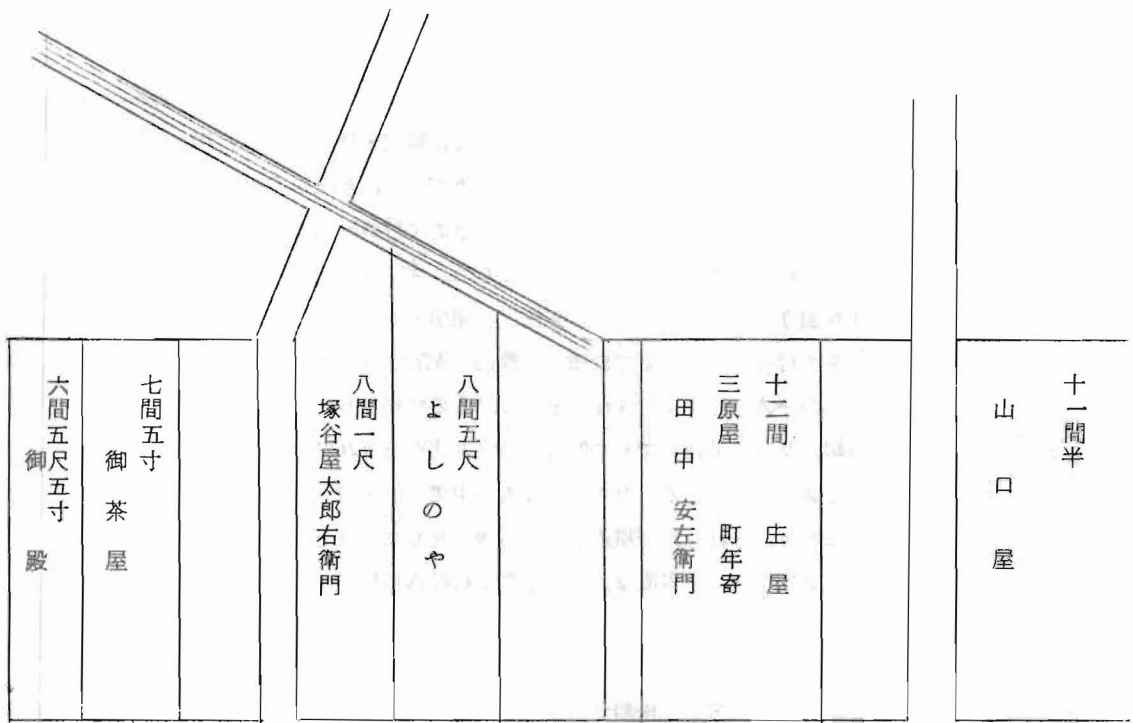


陣屋



上

町



中

町

下 町

○ 行政的組織

江戸時代の村は封建支配のための行政単位であって、年貢の割り当て及び納入から訴訟、契約、貸借にいたるまで村全体の名で行なわれた。領主は、郡代・郡（こおり）奉行・郡目付・郡代官などを任命して村々を上から支配、統制したが、又、農民の中から村役人を選任して上からの支配を徹底させるとともに、なかば自治的に村の政治を責任をもって担当させた。広い意味での村役人には次のようなものがある。大庄屋・庄屋（名主）・組頭（年寄）・百姓代（判頭）などがある。このうち庄屋・組頭・百姓代を村方（地方ちかた）三役とよんだ。これらの村役人は、一面では領主が農民を支配する機関の末端に立つものであり、他面では農民の一人として支配されるという二重の性格をもつが、かれらが領主からあたえられた権限、及び農民社会でもつ特有な地位などからみれば、その基本的な性格は支配者的なものであったといえる。だから村役人の中でも大庄屋・庄屋などは、一般農民に対して特権をほこり、しばしば「横道」なふるまいをして村民と対立するようなことがあったので、たとえば小農でも実直な人柄のものを村役人に任すべきであるという訓令もみられる。

大 庄 屋

一郡に数人の割合いでおかれ多くは世襲で苗字帯刀を許されていた。津山藩森氏時代には、寛永2年（1625）51人の大庄屋が任命され、俵米8石を支給され、およそ5000石の地（何々^{ふれ}触という）を管轄したが松平氏時代（10万石に減封）になって21人（年代によって増減がある）に減員して俵米を15石とし、うち10石を藩庫から支給し、5石を農民の負担とした。大庄屋は郡奉行などの藩役人の命をうけて、それぞれの構（触、組）内の村役人の仕事を監督し、一般農民の風俗を正し、田畑の荒廃を取りしめ、犯罪人を上申するなどその職務は万般にわたっていた。なお久世などの天領では正徳3年（1713）に大庄屋は廃止されたが又後に復活された。代々大庄屋を務めたのは久世目木村の福島家である。

庄 屋

一村の長である庄屋は大庄屋のすいせん又は村民の入札（いれふだ）によって藩から任命したようであり、世襲の場合もあり又、いろいろの形で交代することもあった。久世では世襲でなく交代していたようである。

庄屋には、多くの田畑をもつ名門・旧家のものが任命されるのがふつうで村に一人が通例であるが、大きな村では2人以上、小さな村では他村の庄屋が兼務することもあった。給料は領分によってまちまちであった。そして法令の伝達・年貢の割りつけと徴収、宗門改帳の調製から、村内の山林、原野、河川の利用や管理、農業技術や農作物の指導、農民の生活一般についての監督など行政役人としては、きわめてひろい任務と権限をもっていたので、いまごろの町村長とちがって農民に君臨した観があった。

組 頭

庄屋の補佐役で村に1〜2人おかれ、その任命方法は庄屋に準じていたが、ひんばんに交代していたようである。給料は3〜4斗ぐらいであった。

百 姓 代 (判頭)

総百姓を代表して庄屋、組頭の行なう事務、とくに年貢の割りつけなどの監督に当たるもので、多くは村民の選挙によって大庄屋が任命し、村の大小によって一人ないし数人おかれた。久世などのように大きな村には判頭の上に大判頭が数人おかれることもあった。

その他に往来筋のできごとを司どる往還庄屋もあった。大庄屋と庄屋の間に中庄屋があり、蔵へ入りきらない米を保管する御蔵元という役目もあった。

次に村役人の仕事をよりわかり易くするために文化15年(1818)に出された御衆目の中から抜き出してみると下記の通りである。

1. 宗門改の事懈無く毎年7月之を改め宗門奉行案文の通り帳面相認め寺印を之に取り郡代所へ差出すべし。若し一人にても相洩らすに於ては庄屋組頭五人組共迄越度たる可き事。
1. 隠田畑重き御製禁の事之に依て少々地といえども新地開墾せば代官所へ申出差図を受くべし。若し隠田畑頭はるるに於ては其の者は言うに及ばず庄屋、組頭五人組共迄曲事たる可き事。
1. 田畑山林永代の売買御停止の事若し年期を定め質に入るに於ては庄屋組頭五人組立会印形吟味致し証文致すべし。年貢諸役は質に取りたる者より出すべき事。
1. 堤、川除、井溝、道、橋等小破の時修復を加ふべし。若し大雨洪水にて大破に及び田畑作毛損失致す時は困窮の基なれば庄屋、組頭常々心を付くべし。若し大破之れ有り普請申出づるに於ては大庄屋中庄屋、吟味をとげ申出づべき事。
1. 凡て諸願届五人組、組頭、庄屋、中庄屋印形大庄屋奥書印形を以て差出し申すべき事。
1. 百姓子供に家督を譲ること其の身存命の内分明に定め置き死後に至り争論のなき様致すべし従ひ一子たり共一子誰に譲るべき旨書附封印にて庄屋に渡し置くべし。

附・庄屋書置は大庄屋に渡し置き、大庄屋書置は村庄屋に渡し置く可き事。

1. 不忠不孝の者之れ有らば親類又は五人組寄合意見を加ふべし。若し納得せざるに於ては庄屋組頭に申出づべし、庄屋組頭申聞を納得せざるに於ては大庄屋、中庄屋に申出づべし。大庄屋中庄屋申聞を猶納得せざるに於ては郡代所に申出づ可き事。

中 略

1. 中庄屋・庄屋併に50石以上免許のものの外上下、袴を着ること堅く停止の事。

(以上久世町誌より)

以上のように村にはいろいろな役人がいて農民の生活は規制されていたが、五人組の制度が村の政治に直接、間接に役割りを果たしたことはもちろんである。

ハ、町並の復原

久世町にある久世町絵図の中で一番古いのが横山太郎氏所蔵・享保7年(1722)の久世町絵図である。この絵図をみると出雲街道沿いにぎっしりと家が並んでおり町はできあがっている。菊池鷹太郎氏によると久世は天正の中頃から町ができ始めたが、それ以前には、享保7年(1722)の絵図に地子居のものとしてされているが、それら地子居のもの(計16軒)が住んでいたようである。それから、新家(屋号は坪屋、久米郡久米町の坪井からくる。久世で一番古い、早い庄屋)丸屋(和泉の堺から慶長18年22才でくる。鉄山師)、塚谷屋(苫田郡鏡野町塚谷から元和か寛永にでてくる)、表屋などが他所より入ってきて久世の町ができいくのである。

福井家所蔵の文政12年(1829)9月24日から天保10年(1839)2月27日の間に作成された久世町絵図をみると小道に沿っても家が並び町家の数は大へん増えている。

4 市場町としての久世

1. 牛 市

1) 久世牛市場と博労問屋

近世の市場町としての久世を考える時、牛市を忘れてはならない。

久世牛市場の起源は、必ずしも明らかではないが、少なくとも中世後期(森忠政就封より前)まで、さかのぼりうると思われる。慶長9年(AD1604)美作一円を区域とし毎年運上銀1枚を納めて公認市場となり、寛政年中(18Cの後半)に、その最盛をきわめ3万頭の売買があった(久世家畜市場開設請願書)といわれる。問屋の口伝及び真庭郡誌によると、大字久世上ケ市に荒神様(商売及び牛の神様)があり、そこに近郷の農夫が牛を厄除けに連れてきていた。当時同所に住んでいた後安某^{ごん}という者が、その牛の交換売買をするようになった。このようなことから、後安家が荒神様の付近で牛市を始めたのが久世牛市の起源だといわれている。又、上ケ市は、伯耆街道沿いの一台地で、久世に入る牛は、ここで必ず一休みして盛装したものである。久世牛市場は、このようにして自然的に成立したものである。のち久世に宿場町が発展し、後安家も上ケ市から市街上町に移り、牛馬問屋として市場を開き、博労宿も兼ねるようになったのである。そのうち牛市が盛んになるにつれ、問屋数も増し、後安家(南中屋)を中心として8戸を数えるようになった。

第1表 博労宿一覧表

屋 号	備 考	屋 号	備 考
はがや 南中屋(後安家)	古くて大きい博労問屋兼博労宿但し、はがやは他の商売に転業	伯耆屋	比較的新しい博労宿。但し、伯耆屋、本玉屋は今では博労宿をやめている。
下玉屋 上玉屋		本玉屋	
かじや 引込屋		新影山	
大庭屋 久世屋(河内屋)		うるしや 津山屋	

後安家をはじめとして、古くから大きい問屋は第1表のようである。問屋はそれぞれ屋号を持ち、それぞれ個々別々に市場を開き、また博労宿を兼ねた。

また、上町に軒をならべる各問屋は、それぞれ得意先と特色を持ち、買い手客筋、売手客筋さらに地域別に問屋はほぼ定まっており、また客の博労も代々同じ問屋と取引し、問屋を変えることを一代の恥とした。又、開市期間中は、出雲街道をはさんで問屋の裏に杭をうって牛をつなぎ、そのため北側の問屋裏の畑を南側の問屋裏の旭川の河原は上町から中町まで牛でうづまったという。

第2表 博労問屋と得意先

大 庭 屋	備中、中でも上房郡の売手多し。
久 世 屋	他県から買いに来る者多し。
南 中 屋	旭川沿いからの買手多し。
は が や	出雲街道沿いの西部、久世より津山付近・伯耆方面の売手客多し。

ロ) 開市の様子と特徴

久世は明治15年には5月(春市)と9月(秋市)に市が開かれ、売買頭数は牛1,000, 馬200で出雲, 伯耆, 因幡の牛まで集まり、販路は美作, 播磨, 備前, 備中, 讃岐, 阿波, 摂津, 大和で、手数料1頭につき8銭であった。(農務順末第4巻)

開市季節, 市の名称と取引牛を模式化すると次のようになる。

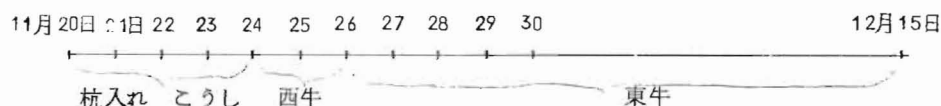
市の季節・名称	商 圏	特色ある取引牛の種類	特別の呼称
秋 市	{ 畿内 西中国山間	成 牝 成 牝	東 牛 西 牛
春 市	{ 岡山県中南部 山陰・四国	主として明3オの牝	歟 牛

(1) 秋 市

久世牛市の中心をなすのは秋市である。久世の秋市は、畿内への東牛(牝の成牛)供給の本場であった。^{※1}「日本山海名物図絵」という書物の中に「備前, 備中の国おおく牛を飼て子を産す。即ちこれを大阪天王寺におくる。」とあって、備前, 備中から子牛を天王子牛市にのぼらせていたことが知られる。しかし、備前では宝永(1704)ごろを境として牛飼育がへり、「登り牛」の中心は美作に移り、幕末には美作が「登り牛」の中心となり、久世と一の宮の牛市が「登り牛」を送り出す市場として繁栄したのである。文久2年(1862)4月中に大和国^{さき}蛇穴市に送られた牝牛は150頭にのぼっていたという。

久世秋市は、11月中旬～12月中旬の約1カ月間にわたって開市していたのであるが、その期間中、博労達は金をたくさん持ち、前年に百姓に売って大きくなった牛をつれてきて売り、その差額を百姓に与えたという。また、買い手の博労は、三重, 愛知, 和歌山などからも来ていたという。そして、開市の期間中は、牛の列が津山まで続いていたといわれる。

この秋市で取引される牛は、上房, 真庭, 阿哲, 苦田, 川上などの山間地帯から集まった牝牛で、畿内へ送られていった。畿内は、早くから犁で耕すことが普及し、そのために長床犁を挽くのには力の強い牝牛が要求された。さらに、京都周辺の街道での運搬に牛が盛んに利用された。このような理由から大阪天王子, その他の牛市場への販売ルートがひらけたわけである。この作州牛が東牛と呼ばれ、これに対して、備中牛を西牛と呼んだ。



(2) 春 市

春市は、田植前, 放牧牛を春山からおろし、県下農村の農耕需要を充すために取引されるのが主であった。南部農村地帯へ送られた南部農村は牝よりも牝を使用するので、春

市は牝が多く取り扱われた。

ハ) 牛市のあゆみ

前述のように、久世牛市場は各博労問屋毎に市が開かれ、畿内の需要に応じて、年々隆盛をきわめていた。明治になると共に交通機関も発達し、和牛の流通が活発になった。

明治44年の家畜市場法は、今までの組織を一変させた。久世市場では、中世から続いた問屋単位の取引は整理統合され、問屋制度の組織から、資本金5000円の久世定期家畜市場株式会社に移行し、問屋は株主となったが、役員として関係しながら問屋から博労宿へとかわっていったのである。さらに、大正の始めごろ、勝山が家畜市場を誘致しようとして猛運動を起したため、久世は久世市場の過去、現在を述べて、久世家畜市場開設請願書を出し新市場設立をみたのである。こうして、博労問屋は博労宿として、生き残り得たのは幸せであった。さらに、春秋二季市であったものが、月市にかわり、役牛の需要よりも、肉牛の需要がふえた。博労宿は、交通機関の発達によって、宿泊者も減少してしまった。そして、今日では、牛は月3回、2日、12日、22日に市が開かれ、汽車、トラックなどで送られてきて、取引がすむと、又、運び去られるようになった。

ロ. その他の市と特産品

1で久世の牛市を取りあげたが、ここではその他の市と久世の特産品について取り上げよう。

1. その他の市

久世に於ては、その他の市も牛市を中心として行なわれたようである。

古老の話によれば、牛の秋市期間中は上町を中心として、露店、また、津山方面からの出店が多数あり、農家の人々は、一家総出で久世にやって来て、牛を売った金で、冬の衣料、日用品などを買い込んで帰ったのだそうである。この秋市期間中のにぎわいは、昭和初期まで続いたのだそうである。

暮市が勝山、久世、落合で開かれ(旧12月22日の落合が最初)、さらに備中川流域には連鎖市があった。そして、ほうき、蓆、縄など農家の作る日用品、干柿、正月用品のぶり、塩鯛などが取引された。(美作の民俗)

久世の暮市では、ぶり、きじ、山鳥などが正月用品として重宝がられた。ぶりは歳暮として、嫁の実家へ贈る習慣があり、ぶりの大きさによって、婚家の羽振りを示し、実家でも、家の上間に天井からぶらさげて、訪れる人に自慢したものだそうである。又、蓆は近在の農家から出されるもので、新しいものに正月餅を並べ、次に座敷に敷き、最後に庭におろしてもみを乾すのに用いられた。

2. 特産品

(1) 山中刻煙草

元文ごろの手紙がある。勝山の山田屋から久世の本陣影山家五代又八郎(1711~1739)

の所へ来た暑中見舞状である。この書状の中に影山家から贈られた刻煙草老袋、晒葛粉式袋に対する礼が述べられている。この刻煙草についてその由来を久世町誌にみると、
「作州葉煙草栽培の根源は史書に拠るべきものなきも口碑又は伝説によれば、天和3年徳川綱吉時代今の川上村大字徳山に薩摩国より種子を齎し耕作したる嚙矢とし、寛永年間、川上八束の両村に伝播し、以後、中和二川、湯原、美甘、新庄の各村に流布耕作するに至りたるものの如し。而して川上八束の両村は陰陽の分界嶺たる蒜山の南麓に位し、海拔400m突の高平原なり。世俗呼んで山中と称し享保の頃岡山及因伯地方へ販出せしより其の産額増加と共に山中煙草の名声四方に喧伝せらるるに至れりと云ふ。」とあるが、明治30年4月久世町大字田下に久世葉煙草専売所を創設し、山中煙草の多量の製造を始めているが、以後、官制の改正にあって、明治39年12月1日専売局高梁煙草収納所となり、煙草の製造は中止された。

(2) 木炭

中国山地は薪炭林の成育に適していた。そして、また、「たたら」製鉄が盛んであり製鉄のための木炭を求めていた。そこで、中国山地では木炭が多く産出された。

峠より釘抜小川村之間往還左右の山にて炭焼事堅停止之若於令違背可為越度者也

川 端 八太夫

貞享4年正月日

と、作陽誌の中にもあるように久世においても木炭の製造が盛んであり、又、たたら製鉄に従事する者も多くいた。又、久世が河川交通の要地でもあったため、近郷からも多くの木炭が集められた。

----- 村々之義共依而反物手腰物之類店扱之商ひも酒請売炭薪其外諸所買付等
舟積之商ひ出買荷売 並市立之場所江罷越候諸商仲買商之郡廻他所もの商可致置免

(度々御触書写 文政元年(1818))

とある。

久世に集められた木炭は、舟で備前岡山まで運ばれて、売捌かれた。

(3) その他

久世地方の特産品として、上述の他に、サラエ大根、山いも、みつまた、こんにゃく、などがあった。

「田下部落、今専売支局のある所を字サラエと云ふ。土地台帳を調ぶるにサラエなる

字、田、畑、宅地三つにまたがりて在す。専売所の設けらるる以前に於ては大根の産地として知られ、その品質の優良地の追従を許さず。久世町民の好食の一に之なりき。」と、久世町誌にあるように、サラエ大根というものがあつた。また、みつまたは紙の原料であるが、現在でも、道のそば、山の斜面などに多く自生している。その他、山いも、こんにゃくなど山間の地の特産品である。

3. 店 商 い

往昔に於ける久世市街は伯耆、出雲へ往還の駅伝たりし地なり。即ち東は久米郡坪井村を経て京、大阪、江戸へ、西は真島郡高田村を経て伯耆又は出雲へ、北は大庭郡釘抜小川村を経て備前に出たるものなり。當時に於ては町の形東西に一条、南北に一条の二条のみあり南北のものを長屋町と称へ長さ二町、今の東町通を北への市街なり。東西の市街は長さ五町ありたり。(作陽誌)

とあるように、久世は伯耆、出雲両街道に面した陣屋町であつたので店舗を構えて商いをした者もかなり多くあつた。

久世村 山方茶業稼書上帳(天保13寅年(1842))の中には、茶屋小商ひをしている者が3人、紺屋織1人、牛鯨建2人を記されている。

茶屋では、^{こし}桃、餅、甘酒、ぞうり、己わし、天目酒、その他を扱っていた。

更に、度々御触書写にも、商いをする者を取締つたものや、いろいろの定めが記されている。

一宮市町申其外開帳惣而願取済候人寄之場所日限申其所之もの茶碗酒並に茶屋商ひ勝手次第差免候

太田より林田村町並＝商所致今度申渡候 定法堅可相守事(文化14丑1月(1817))

御新領村々商之義久世村原方町並諸商並＝駅場温泉場小商ひ之義共仕来之通差免し其外村々之義共依面反物手腰物之類店扱之商ひも酒請売並市立之場所江罷越候諸商仲買商之郡廻他所もの商ひ可致置免御領内出職致候もの等一切差留○令○身仕出之所たり共舟積陸荷物＝不限津山久世両所之外他江売捌之義不相成旨申渡右之外小商ひ致来候分共下地 御領分村々享和三寅十月定法並合之通取締可申此所取調中先ツ茶碗酒豆腐之商等減少取締申付都而往来筋住居等無茶義場所＝而小商ひ来たり候ものハ追而取調之上差支無之○可申付旨申渡三ヶ年ヲ限り仕来之通差免村中住居＝而小商致来候分共差支有無＝不拘一代限＝而差留候

とあるように、商に対しての為政者の態度が見られるが、文政三辰12月(1820)には

商ひを従来の業としている者に対しては許可するが、新規願出の者は取上げず、商に心を寄せず、農業をただひたすら相稼様致べき事と説いている。

久世は代官所のおかれた所であり、旭川の河川交通の要地であり、陣屋町であったこと、更に、津山藩は、津山城下と久世村に限って実綿、繰綿の販売や他国船との取引きを許す（岡山県の歴史）というような、こうした事情、隆盛を極めた牛市などから、久世は市場町としても、近隣の村々の中心となって盛えていたのであった。

第6章 周辺農村の経済構造と農民一揆

1 近世の農業と農民層の分解

はじめに

テーマは、「近世の農業と農民層の分解」であるが、史料の都合や浅才のため、江戸後期の文化、文政及天保の一時期の断面に焦点を合わせ展開することにした。又史料の分析解明にまで深く至らなかつた。史料の提出という形になつたが、江戸後期の農村の状況の概要の把握に止つてゐるのは否めない。

参考文献

- 「日本経済史大系」 3 東京大学出版会
「岡山藩」 谷口澄夫 著
「地方史研究必携」 岩波全書

史料は主として福井一郎氏蔵及福島家蔵のものを使用

古くは久瀬又は古瀬と書かれた渡瀬で舟泊地であつたが、鎌倉時代美作守護堀原景時の治下に入り、戦国の変遷後、宇喜多氏が平定した。徳川時代は津山藩幕府の直轄地と変つた。そして明治22年町村制施行により久世、中島、多田、鍋屋、三坂山、久世の6ヶ町村を合して久世村となる。

近世中期以後、幕藩体制の統制も地方にまで進展し、商品貨幣経済の進展過程にあつて農民本来の「耕作専一」のあり方を固守させるために、農民の商人化、別家など強力に統制し、標準的農民の安定、維持のために、農民層の分化を促進する諸条件を阻止しようとした。

近世の農村の状況の概要を理解するために江戸後期の文化、文政及び天保の年代の具体的事例として、当村の史料をあげよう。

天保9年戊辰4月の「明細御案内帳」（福井一郎氏蔵）によつて村の大体の概要を知る上に手がかりを得ることが出来る。内容を集計すると下記のような表となる。

人口比から相対的に考えれば、大庭村が一番高が多いが、牛については中島村が少い。又鉄砲は中島村には全然ない。天保年代より前期に離れた史料があれば、変遷の推移を知ることが出来るが、ないのが残念である。

(高, 戸口, 人口, 牛馬及鉋砲)

(天保9年)

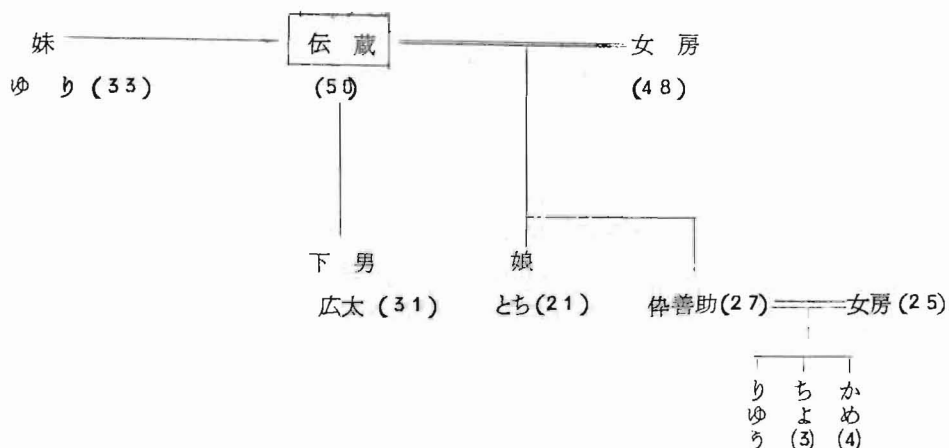
	高	内	残	軒数	人男	人女	計	牛	馬	鉄砲
目木村	870.8.9.3 石斗升合	73.9.0.1 石斗升合	796.9.9.2 石斗升合	133 軒	284 人	261 人	545	75	1	12
大庭村	834.7.7.7	167.3.1.5	667.4.6.2	62	151	128	279	39		3
中島村	301.2.8.0	152.0.9.6	149.1.8.4	32	68	70	138	11	3	0
久世村	1502.9.6.1	196.7.2.1	1306.2.4.0	562	1,145	1,145	2,290	118	17	9

次に一村に於ける個々の家族の持高, 男女の数等については, 文政11年戌年4月の「大庭郡鍋屋村御仕置5人組人別帳」(福嶋家蔵)によつて知ることが出来る。

	高	外	男	女	計	牛	馬
伝 蔵	11.1.3.6 石斗升合	1.9.4.6 石斗升合	4 人	6 人	10 人	1 匹	
熊次郎	11.9.7.7	3.3.1.4	2	1	3	1	
与之助	0.7.0.2		2	1	3		
さ ん	無 高		0	1	1		
兵 蔵	1.5.9.7	1.6.9.4	4	1	5	1	
乎平治	2.2.0.7	8.1.4.7	2	2	4	1	1
佐 平	3.3.0.7	0.0.3.2	2	8	10	2	
忠 蔵	0.8.6.3	0.4.8.4	4	6	10	1	
音五郎	無 高		1	1	2		
親兵衛	無 高		3	3	6		
利 吉	0.2.1.3		3	5	8		
?	1.2.0.4	2.1.0.0	0	1	1		
勝 蔵	1.5.9.0		2	1	3		
市 松	0.8.0.6	2.2.8.4	1	1	2		
六治郎	無 高		1	0	1		
15軒	村高 57 石斗升合	40 石斗升合	31	38	69	7	1

更に細分化して同村の伝蔵の家族構成について図示すれば下記のようなになる。

(伝蔵の家族構成)



伝蔵の家族構成は男4人、女6人と外に牛一匹であるが、高については、鍋屋村でも熊次郎について多く持っている。当村に於いては、生活程度も最も高い方に入る。尚伝蔵の家族は前頁の表によれば10人であるが、下男も家族に含まれていることに注意したい。下人は抱と違つて結婚もしていない。尚当村では15軒の内1軒だけしか下人を持っていない。

17世紀後半の農民生活の例として

(家族人数) 5 人 ・ 馬 1 頭

(経営面積) 田 5反 } 計 1 町 歩
畑 5反 }

(収入額) 米 7.5石 雑穀 1.5石 計 2.2.5石

(支出) 食費 12.0石
被服 金 3分
傭人給料 金 2両
馬損料 金 2分
農具馬具料 金 3分

4 両

米に概算して18石(4両と12石)

$$2.2.5 - 18 = 4.5 \text{ 石}$$

この4.5石を年貢米として全部とすると税率20%。

以上のように1町歩の耕作によつてかろうじてその生活を成り立たせることが出来たことが分るが、天保年代の「田畑畝名寄帳」によれば、台金屋目木村に於いては更に苦しい状況がうかがわれる。

次に天保11年の「持高20石以上の名寄帳」（福島家蔵）によれば、集計すると次のような表になる。

（持高20石以上のもの）

天保 11年

20石以上	村	目木村	久世 原方	台金 屋村	大庭村	中島村	久世 山方	備 考
20～30	石			—	—		—	
30～40				—	—	—		
40～50				—			┐	
50～60						—		
60～70								
90～100			┐					
250～		—						250～は大庄屋

村落支配に際し村役人制度が整い、平百姓とは身分の異なるものとされる村役人家格の確定が行われているのが、上図より想定される。庄屋には、最高の高持百姓が任せられ年寄はこれにつぐ石高所持を示し、村内で最高又はそれに準ずる経済力ある者となつている。

次に上記の表に関連して、全般の百姓階層構成について、天保8年の「西藏久世村山方高定米帳」（福井一郎氏蔵）により、表示すれば下記のようなになる。

1 石未満の零細農の比重が多く半数近くもあり、

2 石未満では実に70%にも昇り、同時に最高の石高所持は43石あり、総石高の1割近くを占めている。両極分化の傾向が著しい。これは典型的に近世的に整備されつつある百姓階層を示すものであるとすることが出来る。

(久世村山方百姓階層構成)

天保 1 1

階層高	実 数	構成比%
0 ~ 1 石	7 3	4 3.2
1 石	2 8	1 7
2	1 8	1 0
3	7	4
4	1 3	8.5
5	1 1	7
6	4	2
7	4	2
8	3	1.8
9	3	1.8
1 0	1	0.5
1 1	0	0
1 2	2	1.2
1 3	1	0.5
4 2 石	1	0.5
計	1 6 9	1 0 0
最高持高	4 2 石 9 . 4 . 4	
総 石 高	4 6 9 石 2 . 4 . 2	

次に貢租については、慶応 3 年の「大庭郡久世町
山方印歳免定之事」（福井一郎氏蔵）と同年の「皆
済目録」との 1 対をとりあげよう。

大庭郡久世村山方印歳免定之事

慶応 3

一高	5 6 9 石	1 斗	9 合	
比 訳	3 2 0 石	1 斗	9 合	
田 高	高	4 1 石	2 斗 9 升	1 合 年引
内高		3 石	4 斗	6 合 連引
高		2 0 石	7 斗 8 升	皆無引
残高	2 5 5 石	3 斗	9 升	8 合 5 毛
比取米	1 4 4 石	3 斗	4 升	1 合
畑高	2 4 8 石	2 斗	3 升	3 合 5 毛
高		8 1 石	7 斗	2 升 8 合 年引
内高		2 石	2 斗 9 升	6 合 連引
高			3 斗 8 升	9 合 当川引
残 高	1 6 3 石	8 斗	2 升	5 毛
比取米	8 0 石	5 斗	6 升	7 合

右 同 断

一、 高	2 2 石	6 斗	8 升	1 合	同所新田
比 訳					
田 高	8 石	6 斗	1 升	9 合	5
高		3 斗	7 升	7 合	年々引
内高			5 合		連々引

高	3斗	1升	2合	皆無引
残高	7石 9斗	2升	5合	5
取米	5石 1斗	2升	9合	

畑高	14石 6斗	1升	5合	
内高	9斗		5合	連々引
残高	13石 1斗	5升	6合	5
取米	4石 9斗	8升	3合	

内 訳

高	13石	3升	9合	5
取米	4石 9斗	3升	2合	
高	1斗	1升	7合	田畑成
取米		5升	1合	

一、高	上 同 断			
	7石 5斗	5升	2合	同所新開

比 訳

田高	6石 1斗	2升	4合
取米	2石	5升	1合
畑高	1石 4斗	2升	8合
取米	3斗	5升	5合

一、高	上 同 断			
	2斗	3升	1合	同所新田

比 訳

田高	1斗	3升	5合	取米	4升 2合
畑高		9升	6合	取米	2升
取米合	238石	9升	6合		

一、米 5石 1斗 4升 3合 国米

米 245石 2斗 3升 9合

内

米 4石 9斗 5升 ○○村之付年当米引

米 240石 2斗 8升 9合

外

一、米 4石 1斗 9升 7合 糖糞代

一、銀 26匁 5分 林山運上

一、同 10匁 彌師鉄砲運上

一、同 1匁 9厘 5毛 国銀

一、同 5匁 3分 9厘 6毛 1石に付銀60目

米 241石 1斗 8升 6合

納合 銀 42匁 9分 5厘 1毛

右之通当印御成箇相究上者村中大小之百姓不残の会無相違致割付定日之通急度可皆済者也

慶応3年卯年10月

宇 詮 之 進 ○印

馬 兼 次 郎 ○

小豆島御用

長 辰 之 助

西 橋 五 郎 ○

榊 良 之 助 ○

細 唯 右 工 門 ○

江戸御用

河 ○ 助

渡 爺 助 ○

江戸御用

二 五 耕 助

大阪御用

佃 源 吾

同 重 男 ○

皆 済 目 録

慶応 3 年

高	5 9 9 石	5 斗	7 升	3 合	
一, 米	2 4 0 石	2 斗	8 升	9 合	御本途国米共
一, 同	4 石	1 斗	9 升	7 合	糖藁代
一, 銀	2 6 匁	5 分			林山運上
一, 同	1 0 匁				狹師鉄砲運上
一, 同	1 匁	9 厘	5 毛		国銀
一, 同	5 匁	3 分	9 厘	6 毛	
一, 大豆	1 7 石	9 斗	8 升	7 合	3 高 1 0 0 石に付 3 石
大豆	5 石	9	・ 9	・ 5	・ 7
内比銀	2 貫	6 2 4 匁	2 分		
大豆	1 1 石	9	・ 9	・ 3	・ 9
一, 米	6 石	5 斗	9 升	5 合	諸請米
元	8 6 0	目酉より来年迄 1 0 年払			
一	銀札	8 6 匁御代官付返納			
元	1 2 石	4	・ 9	・ 3 者当卯年より○	迄 1 0 年払
一, 米	1 石	2	・ 4	・ 9	・ 3 上同断
合 米	2 5 2 石	3 斗	3 升	3 合	
大豆	1 1 石	9 斗	9 升	1 合	4
銀	4 2 匁	9 分	9 厘	3 毛	・ 6
銀札	2 貫	7 0 0 匁	2 分	5 厘	2 毛
内 払					
米	1 0 石	7 斗	9 升	2 合	3
同	3 石	庄屋請			・ 1 大豆 1 1 石 9 斗 8 升 1 合 9

	内	2石	5斗	6升	8合	取分
			9斗	1升	4合	
	同		1斗	4升	7合	
納	米	13石	9斗	3升	9合	3
合						
	米	238石	3斗	9升	8合	9
	大豆	11石	9斗	9升	1合	4・6
	銀	42匁	9分	9厘	3毛	
	銀札	2貫	800匁	2分	5厘	2毛

右之通当印御成箇米銀大豆消払皆済目録仕上申候御座候以上

久世村山方庄屋 守助 ○

慶応3年卯年12月

右之通引渡御勘定仕上申候届相違無御座候 以上

卯年12月 中庄屋 檉村 福島善佐エ門 ○

右之通相違無御座候に付奥書仕節上申候 以上

卯年12月 大庄屋 大佐間右エ門

御代官所

右相違無之者也

御代官下



貢租体系としては、物成（本年貢）及附加税としての夫米、国米、糖薬代の三種を総称して定米と呼び、外に地子米（銀）運上銀、万請代などの雑税をもつて貢租大系を構成していた。又物成の一部を麦、大豆で代納させた。

大豆成は、平均して100石につき3石であつた。運上はおよそ農業以外の生業に対する租税とみられほとんど銀納であり万請代は狩猟に対する鑑札料または免許料あるいは山林原野の竹木薪炭葦類を採取するときの入札代というべきであつた。

次に商品の生産と流通については、幕藩体制下の封建農村は中期を通じて動揺の色を濃くし後期に及んで変貌にさらされる在方商業の担い手は初期には城下からの在出商人が主体であつたが元祿頃以後は農村につぎつぎに出現した問屋仲買、居商人及零細行商人「ざるふり」などの商人

化した農民達であつた。

ともかく在方商業の統制は文化以後は一層細部にわたつて嚴重になつた。天保前後以降に於ける商品作物（木綿、生糸）を基礎として商品生産があり、幕末期農村の変貌は一層深刻化していつた。在方商人の大半は零細農の商人化したものである。更に農民の階層分化の現象は、村では庄屋と9割の貧農との対極的な存在形態がますます進展しつつあつた。

天保以後一層進展していつた。

尚、近世に於いて稻の外に、主な作物は、木綿に限られた地域のみ反し煙草はほとんどあらゆる地域に作られ農村を商品経済に引き込んでいつた。特に久世ではきざみたばこは盛んであり、養蚕も重要産業の一つとなつた。

例えば津山藩では倉敷村、中福田村、土居村、久世村、福渡村を初めとする藩内16ヶ村で一年に2度の牛馬市が立てられた。又はつきりとした専売制は実施していないが津山城下と大庭郡久世村に限つて実綿、繰綿の販売や他国船との取引を許されていた。

以上

2 農民一揆の発生とその経過

徳川封建体制の農民支配は、武力に始まる政治的支配を中核として、士農工商分離といった身分的支配、かつ幕藩体制の基盤たる農民拘束に至つて、その様相を明きらかにすることができる。農民は自らのものを供する為に働くのではなく、年貢の為、領主の為に、その心身を費して封建体制維持にかりたてられていたといえる。

この経済的、政治的、身分的支配の封建体制下の250年間の長きにあつて、矛盾、闘争が表われてくるのは、必然的結果の産物だといつても過言ではなからう。この具体的なものに、農民一揆、百姓一揆という総称を与えている。しかし一口に百姓一揆といつても被支配者の支配者に対する消極的抵抗から積極的抵抗に至るまで多相を示している。そこでまず百姓一揆というものを明きらかにする意味で黒正巖氏の「百姓一揆の研究」を参考にしながら百姓一揆についての一般的概略を見、同時に久世周辺農村を中心とした作洲における一揆の発生原因や形態、時代による性格の相違などを見たと久世周辺農村の関係した具体的な百姓一揆について調べていきたいと思う。

イ 百姓一揆発生の原因

原因にも、その一揆を発覚せしむるに至つた培養的なものと、直接の動機たるものがあるので、まず素因と動機に区別してみよう。

α) 素 因

- ・ まず第一に上げられるのが「地方の人情気質」 この気質というのは、その他の地理的条件、気候的条件、政治的条件、経済的条件などによつて左右されるのは当然であるが、その中でも特に一揆への大きな要因となるものは、その地方に前時代若しくは現時

代の落伍者がどれほどいるかということであろう。反抗的、闘争的精神に満ちた落武者の子孫達が片田舎からのし上り徳川家へへつらつて名をあげた領主へ輕蔑の目を向け、反抗的態度を示すのも無理からぬともいえる。作州山間の場合も、備前と違つて、由緒血統を誇持している農民が相当多く住みついている。又現時代の落伍者として「浪人」も一つの大きな要因を有する。彼らは、農民でもなく町人でもなく、勿論、もう武士でもなく、中途半端な位置として、武士階級への反抗気分を増強させているので百姓一揆に浪人の関係しているものはきわめて多い。

- ・ 第二に「領主交替の事態」に対して。感情的にも新領主に対しては、親愛感を欠き、新しい制度の布かれることを喜ばないものであるが、その上、領主交替においては幕府はこれをきつかけに増徴をはかるうとして、検地丈量を行い、新石高を打ち出すもので、これも一揆の因をなしていることが多い。

これに小藩分離の事態を考慮すれば尚更、農民の経済的負担が増すことは明きらかである。慶長8年(1603年)の『美作浪人一揆』は第一の浪人問題と第2の領主交替が原因たることは明白である。

- ・ 第三は作州が「山地僻遠の地方」であること。同じ岡山県の中でも岡山藩など南部平野地の藩に較べ、美作地方は、はるかに一揆の数が多く、江戸時代、岡山県内で発生した一揆44件の中、20件は作州で発生している。津山藩の内部においても、一揆は城下よりも山間の村々で多く発生している。
- ・ 第四に「男女人口の不均衡」 前第一節においても見たように、旱魃、饑饉、大風洪水による食生活の困窮は、農民の間に「間引き」の風習を生み、労働力の小さい女子は、その「間引き」の対象とされる率が高くて、普通の状態でも、女の人口は男のそれよりも一割少く、地方によつては、男100人に対し女50人という所もあつたという。この不均衡が大なればなるほど、百姓一揆は起り易く、又其の一揆の性質も狂暴性を帯びてきている。

こういったものが各地での一揆発生の素因となり、次の動機(因)と結びついて始めて一揆は発生しうるのである。

b) 動 因

- ・ 自然的事情に基くもの

天災地変、凶作饑饉がいかに頻発していたかを、江戸時代における真庭郡内の様子よりみてみると(「真庭郡誌」より抜萃)

慶長12年(1607)9月洪水 承応3年(1654)7月洪水、延宝元年(1673)洪水、高田川、木川水道大に變ず、元禄15年(1702)7月大風洪水、宝永7年(1710)8月大地震、享保元年(1716)飢饉、享保7年(1722)大風洪水、同年9月(1724)大風洪水、同10年(1725)大旱、同16年(1731)

大風洪水，元文元年（1736）5月洪水，同4年（1740）8月大風洪水，宝暦6年（1756）9月大風雨，明和6年（1769）6月洪水，同8年（1771）大旱，天明3年（1783）8月洪水，同6年（1786）8月洪水，寛政4（1792）年7月大風雨，同7年（1801）8月洪水，文化3年（1806）大旱，文政5年（1822）大風雨，同11年（1828）6月大風雨，同12年（1829）大風雨，嘉永5年（1852）8月洪水，安政元年（1854）地震となつている。

徳川250年間に真庭郡内だけで25回，特に享保年間以後は，激しく幕末までの150年間に20回，つまり，7.5年に1回の割合で歴史上に記されるほどの大風雨，洪水，大旱などに見舞われているのである。これらの天災襲来の結果は必ず農作物の不作となり，大凶作→大饑饉をもたらす。しかし一般的にみて大凶作や大饑饉の場合には却つて一揆の発生は少なく，一寸とした不作の時とか，大凶作後数年経て，回復しかけた時に一揆は勃発する傾向にある。これは何故だろうか？凶作，饑饉が百姓一揆発生 of 必然的な動機とならないで，之に対する当局側の態度や対策の不誠実さ又之に乗じて暴利をむさぼり物価騰貴の因をなす奸商が横行する場合，ここに百姓一揆は発生しているのである。元文3年（1738年）の『勝北非人騒動』は洪水による凶作からの饑饉にたえかねておこされた例である。

・ 政治的事情に基づくもの

これは大きく三つに分けられる。まず第一に「財政事情」。この中には前述の自然的事情に基づく経済社会の混乱と相関連している所の重税負担や，藩財政窮乏による専売制とか，紙幣の濫発といった問題が含まれる。

こういった財政上の事情や食糧欠乏，物価騰貴といった自然的事情は，経済的動因とも言え換える。

元禄10年（1697）の『津山領一揆』，享保11年（1726）の『山中一揆』，寛政9年（1797）の『美作天領の国訴』は明らかに重税負担の因を含んでいる。第二に「武士及び村役人の非違」。武士の非違は一般に領主不在の時に起り易く，訴訟法というものがあつたにもかかわらず，農民が領主に訴訟したとしても，役人自らの非違の為，沢山の役人の手を経て，上意に達することは，困難で，どうしても上意したい時は，非合法なる愁訴，越訴といった手段をとらざるを得ない状況にあつた。次に村役人，所謂，庄屋，組頭，百姓代の地方三役の非違によるものを上げてみよう。

村役人の中でも特に庄屋というのは，百姓と武士の中間的存在で，時により都合のよい方の立場をとり，時代が下がるに従つて，政治的にも，身分的にも支配力を増し，経済的にも百姓を圧迫するようになってたので農民の反感をかうに至つた。享保年間の『美作山中一揆』においてさえも既に打ちこわしの対象は大庄屋，中庄屋，米問屋となり，その要求事項も“大庄屋，中庄屋，村庄屋の役を召し上げること”そして“自分達で

選んで決めること”といった条項が見られ、その反感のほどを示している。

第三は「純行政的処分」。これには、裁決に対する不満と転封国除に対する不満が上げられる。前者は、地理的に離隔した農民相互間の闘争を裁決する際、一方の村が裁決に不満をもつておこすものであるが、作州においては、この例はあまり見られない。後者は幕府が藩に対して下した処置を不満としておこすものであり、又、今まで上げたもののような経済上の問題とは無関係である点で、特徴があるといえる。享保年間の『美作山中一揆』を導いたのは、大きく、松平浅五郎の遺領5万石の不確定に拠っているし、慶長年間の『美作浪人一揆』も、小早川、宇喜多両氏の旧臣で、土着浪人となつた者達の主従観念からきていたといえる。

動因としては以上の様なものが上げられると思うが、これを簡単にまとめておこう。



以上、あげて考えた素因や動因は、各々、独立したものとしてでなく、それぞれが因となり果となり、混然として、又相関連し合つて一揆を勃発せしめるのである。

ロ 百姓一揆の諸形態

最初でも述べた様に百姓一揆は大きく、消極的抵抗によるものと積極的抵抗によるものとに分かれる。何れにしても、百姓が団結して徒党を組み、愈実行するに至れば、その時の事情により、消極的抵抗にでもなれば、積極的抵抗にでもなりうるのである。黒正巖氏研究による一揆の類型では抵抗形態よりみて、逃散、越訴、強訴の三種を上げられているので、ここでもその三種を代表として考えていこうと思う。

α) 逃 散

消極的抵抗は積極的抵抗とは違って、何ら積極的反抗を試みずに単に苦役からのがれんとするもので、諸種の方法が企てられているが、その最たるものが逃散であるといえよう。百姓が、苦痛の加えられない他地方へ出奔して、其処へ安住せんとしたのが逃散の基本的な性格である。しかし、この性格も次第に変遷し、逃亡目的から領内の不正を他領へ行つて訴えようとする一種の示威運動となり、或る意味に於いて、間接的な積極的抵抗となった。

初期において、少数者が隠密に逃亡していたものが、漸次多数の農村大衆が徒党を組んで逃散するに至っていることから、示威運動の様相を見ることができよう。逃散は、何よりも積極的に抵抗するのと違って犠牲者が少くてすみ、抵抗方法としても極めて力強く、たいてい成功をおさめている。地理的には四国において逃散は頻発している。

逃散の一揆総数に対する比は、全国的には8.4% 山陽道（播磨、美作、備前、備中、備後、安芸、周防、長門）では5.5% 作州では20%である。延宝元年（1673）の作州、津山藩内勝山地方の農民逃散は最も大規模で奇抜で且つ古いものである。

β) 越 訴

農民が隠密に集議し、その代表者に訴えさせるもので、愁訴に比べ一歩強硬な手段といえる。しかし、一定の手続きをもつて役人の手を経ることなく、上司に嘆願しようとする筋違えのものなので、報われる率は少い。これには、大体三種ある。

- イ 自己の領内において、その一定の手続きにより願いを出さずして、領主又は代官に直訴するもの
- ロ 自己の藩の領主又は役人に対して願いを出さず、隣藩に事情を訴え、間接的に意の存するところを伝達しようとするもの。
- ハ 最高支配者たる幕府に対しての越訴でもつとも多くおこなわれたもの。死罪となるが、糺弾方法としては有効なものであつた。

越訴は全一揆中の21.3%（全国的）を占めている。

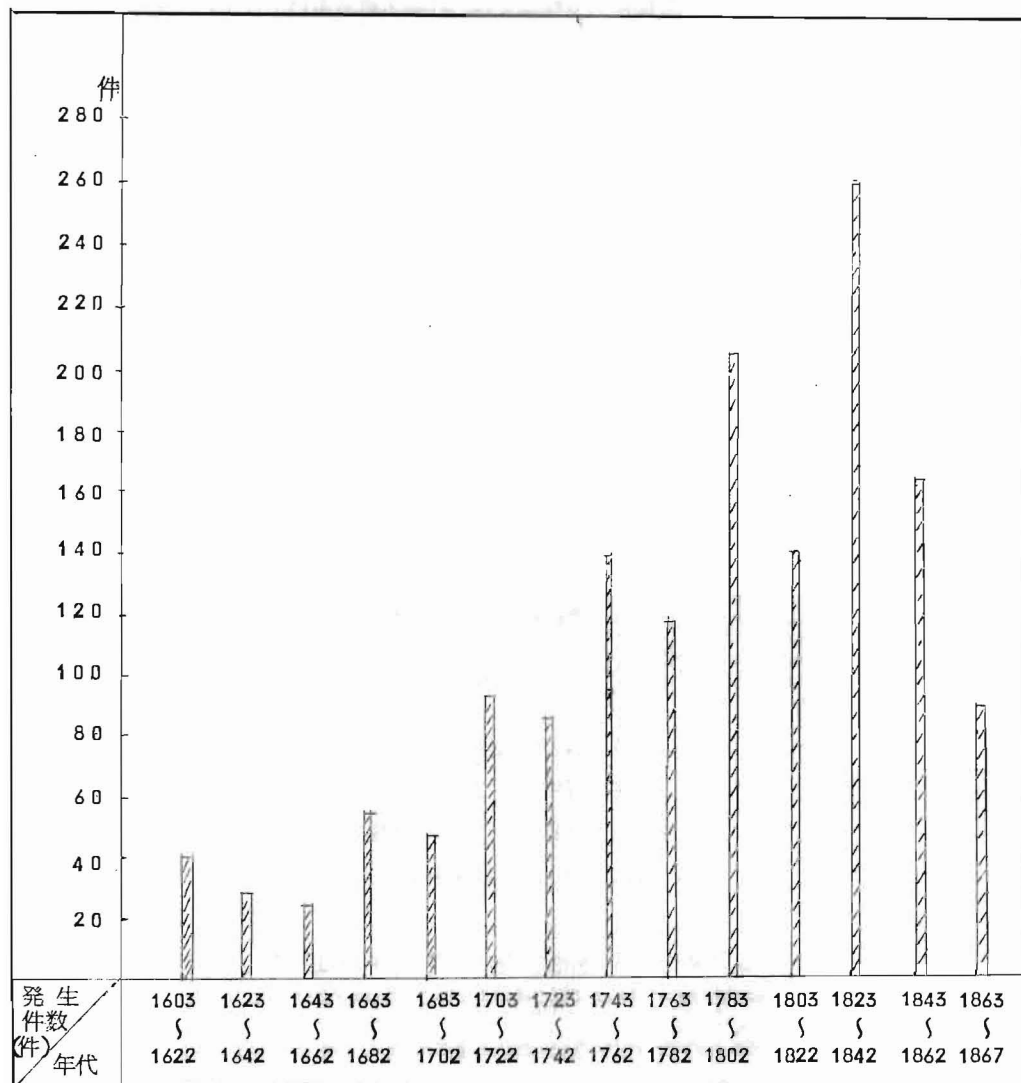
γ) 強 訴

農民が集団の力でもつて強く訴えるものでこう呼ばれている。「合法的手段によつて其の要求を訴願し、其の容れられざるに及びては、暴力をもつて強訴し暴動を企画し、役人

を威嚇し、其の要求を貫徹せんとする」（「百姓一揆の研究」より）

強訴は徒党を組んで願いの筋を通そうとするまでの農民の強硬な手段であるといえるが、
「いずれにしても、従来より加えられつつある精神的苦悩又は将に加えられるとする懊悩
を自己の臂力而も暴力に依りて積極的に、根本的に除去せんと冀求する」（「百姓一揆
の研究」より）ものなのである。

表 1) 毎 20 年百姓一揆発生件数 (全 国)



備 考 : 「百姓一揆の研究」より作成

ハ 時代による百姓一揆の性格の相違

＜江戸時代初期＞

慶長・元和・寛永頃……………新田開発が奨励されている時で、農民は待遇のよりよい所を求めて「逃散」が多い。これは国除、転封など、徳川封建体制発足における新領地、新領主への反抗であつて経済的、財政的意義を有さない。地方の有力者、豪族、名家、浪人によつておこされる

万治・寛文～元禄初期……………封建体制も確立され、社会も落ち着いたのか、一揆発生率はきわめて少ない。が発生の原因は租税の重課に基くもので、地主や村役人が村民を代表して領主に年貢の減免を請うている。

＜江戸時代中期＞

封建制度の爛熟と共に武士階級の財政的基盤が動揺し、又武士階級の階層が分化したりで、農民を圧迫し、非違、重課が度重なる。農民は村役人の不正を追求し大挙して代官所や村内の有力者を襲うようになる。

綱吉代はまだ、外様大名に目を光らせてその減封、転封をはかつていたので、領主の失策を告げるべく「越訴」がよくおこなわれた。

＜江戸時代後期＞

商品貨幣経済が発達し、武士は財政難を専売と紙幣濫発で補い農民は度重なる天災、凶作、饑饉で疲弊していた。こういった状態の中で純粹の経済的意味を有する大規模な百姓一揆が各地で続発した。

＜幕 末＞

嘉永・安政……………武士の統制力は弛緩し、封建社会の変貌が著しい。この中でよりよい経済生活をなさんが為の掠奪一揆が多く発生する。
百姓一揆は組織化され、思想的背景をもつた政治的要求をかかげる。渋染一揆の如き賤民による一揆も起こされる。

尚津山藩においては「江戸時代初期、知行制度がしかれて村々は給人と呼ばれた家臣達によつて分割されていたので、農民の抵抗は村単位でさえ十分には行なわれにくかつたが、やがてこの制度が全廃ないし変革されたので全藩的な農民運動がおこりやすい条件ができた」とある。

表 2) 美作地方における百姓一揆抜萃

西 歴	年 次	支配関係	発 生 地 域	原 因 ・ 結 果 ・ そ の 他
1 6 0 3	慶長 8	津山藩	美作各地	森氏入国に抵抗, 未発に終る (浪人一揆)
1 6 0 4 頃	慶長年間	〃	〃	築城夫役と検地に反対
1 6 7 3	延宝元	〃	勝南勝北両郡	重税, 逃散し要求入れられる。
1 6 8 5	貞享 2	〃	東南条郡川崎村	村落移転に反対, 成功せず
1 6 9 8	元禄 11.11	〃	{東北条・東南条 西北条・西条諸郡}	税法改正反対, 不成功で主謀者 8 人斬罪
1 7 2 6	享保 11.3	天 領	勝南郡	凶作
1 7 2 6 ～ 2 7	享保 11.11 ～ 12 正	津山藩	全領土	山中一揆 ((4) 項)
1 7 3 9	元文 4 正	天 領	{久米北条・久米南 条・勝北・真鶴諸郡}	饑饉救助米の要求
〃	〃 4・3	〃	勝北・吉野両郡	〃 (非人騒動)
1 7 4 7	延享 4・冬	〃	勝南郡稲穂村	納税困難で逃散
1 7 8 3	天明 3・5	津山藩	{津山城下及久米 北条・久米南条郡}	米価騰貴で打ちこわし
1 7 8 6	〃 6・12	〃	津山付近	不 穏
1 7 9 8	寛政 10・6	天 領	美作全 天領 228ヶ村	税制改革に反対, 越訴 (寛政国訴)
1 8 1 3	文化 10・11	旧小田原 領	久米北条 南条両郡	西川陣屋の廃止及び大阪代官の直務を要 求越訴
1 8 2 5	文政 8・12		美作各地	凶年と播磨平福一揆の影響, ゆすり, う ちこわし 文政強訴 ((5) 項)
1 8 2 7	文政 10		勝北勝南両郡 ほか四郡	不作, 暴動
〃	〃		久米北条郡油 木村外四ヶ村	〃 〃
1 8 3 3	天保 4	津山藩		凶作の為, 免租を要求, 強訴
1 8 6 6	慶応 2・11	〃	全領土	慶応強訴 (若しくは改正一揆 ((6) 項))
〃	慶応 2・11	天 領	勝北郡	長州征伐の入夫, 諸入用銀の割りあてに 反対, 強訴
〃	〃	竜野藩 預 所	勝 南 久米南条両郡	強訴
〃	慶応 2・12	津山藩	西 条 大庭両郡各地	強訴
1 8 6 8	明治元・4	竜野藩 預 所	久米南条郡諸 村	年貢半減令の取り消しに反対・越訴

備 考: 「岡山県の「史」岡山県百姓一揆一覧表」より作成

さんちゅう
ニ 美作山中一揆の由来とその経過及び性格

ここで久世を舞台にして繰り広げられた、美作山中一揆について、その発生の原因から経過を追ってみていこう。

享保6年(1721年)2月7日、松平浅五郎は津山藩10万石を襲封した。この時、わずか6才の幼令であつた。一方この年代は、美作地方においても、飢饉、洪水などの災害が相次ぎ、浅五郎が襲封してからも、享保7年と9年の大風、洪水、10年の大旱と津山藩の財政難は一層かりたてられていつた。そこで藩は幕府の示唆を得て、財政の改革に着手せんとした。そして久保新兵を御仕置方に仰付けられ、財政の建て直しを企画した。ところが久保は「仕置方以ての外不宜・御上を加すめ、下たをなやまし、神仏を輕しめ、仁義五常之祭り事をいましめ、諸役御運上を相増し、己午兩年之惡歳に加免を申附、町在之者に御用銀を申附、人別家別に割付昼夜敷敷取立、麦作の蒔付を差留め候」と『作州津山御領分百姓騒動之由来』にあるように、時節の状況をまったく顧みない冷酷な方法によつて、農民には四歩の加免を申し渡して納期を1ヶ月早めた上、納めぬ中は、麦の蒔付けをも禁じ、大庄屋連に命じ、鋤、鍬にまで封印させて、その徴税を迫っている。又、町人にも御用銀を申し付けて「多く諸人の歎きかきりなし」という状態であつた。しかし、この趣は藩主に聞こえ、久保新兵は役儀を召し上げられ四天の籠に押し込められ「故諸人は聞し者、悦事かきりなし」という結末になつたとある。しかし、これらの諸令が取り下げられたわけではなく、この撤回を要求して一揆は山中一帯に広まっていくなのである。

このような中で、享保11年(1726年)11月11日、津山藩主松平浅五郎は逝去し、松平知清の三男、亦三郎が5万石を相続することになつた。が残り5万石については、江戸表より、仰渡しが無いがままに領民は不安にかきたてられていた。というのは、大庭郡、真嶋郡は津山からは程遠い地で、種々の風説が伝えられていたからである。例えば、旧封内の何郡何村が幕府に返納という命もきていない中から、勝山以北の地は、幕有になるのであらうとのうわさまで流れていたのである。

こうした動揺の中の11月20日、美作山中において、上河内村(現真庭郡落合町上河内)の大庄屋近藤忠左衛門と下村中庄屋三郎兵衛の兩人が密かに西原(現真庭郡落合町西原)郷蔵納めの田地の作徳米84俵を持ち出し、隣家西原善助の所へ預け置くという事件がおこつたのである。そして、これが山中一揆の着け火となつた。兩人が同日、暮方船でこの米を積み出そうとしていた際、40ヶ村の百姓がこれに気づき、村々より大勢が罷出て騒ぎが大きくなつていつた。村々の大、中庄屋は、「御中院之砌に候内、鎮申候え」と鎮定に努力したが、農民達はなかなか引きとろうとしない。持ち出された米については「先年より西原村近辺拾ヶ村の百姓中奉願出_二西原に米、大豆共、郷納に仕来候、尤事變有_一之候節者 右之村寄相辨、御勘定御請負申に付、郷蔵納に被仰付」とある様に、いわゆる備荒貯穀用(非常時に備えての村持ちの米

大豆)であつたものを、西^三河^三藏^三主^三嘉^三左^三衛^三門が大庄屋以下に相働いて、去る夏頃までに借米分として、代官へ勘定を済ませたのであつて村人達の米、大豆は、借米払い用となり、兩人が持ち出したのはどうやら彼らの持ち分であつたらしい。ところが、この飢饉の際で、郷蔵入り分は、全て封印になるとのうわさにより、兩人は密かに持ち出すことにしたのである。騒ぎの中を丁度(津山より)久世村へ火番としてやつてきていた役人九太夫が取り鎮め役となり「此方^{まづ}之役目=無之故 吟味ハ致不申候得共……………後、吟味在之間、先^{まづ}鎮可申」と22日、どうやらおさまりを見た。「郷蔵之義とは乍申、御断も不申上、米取出候事、御難悪敷存……………」ということである。早速、26日には、津山代官より忠左衛門と三郎兵衛の所へ、取り調べの為の召状が参り即刻この兩人は宿元を立ち、27日未明津山まで、罷り出したのであるが、「何とやらん、氣遣敷存致方、御咎も可有御座様に致推察」越町宿より欠落してしまつた。

そこで、27日夕方、津山藩の役人、山田文八、山根笹右衛門が上河内村まで、足を運び家財道具を改め置いたが、11月28日から12月3日までに納めるべき年貢も納めてあるし、私類の引込も無いので諸事穩便に取りはからつて津山へ帰つた。上河内村大庄屋役は当分、目木村(現久世町目木)大庄屋、福島善兵衛へ預けられることになつた。

この事情については、文献史料に、まづたく載せられていないことなのであるが、手島義胤氏(久世町中島?)の主張されるところが多いに関係ありと思われるので、ここにあげておきたい。それは、久世から積み出される所の米の大阪での相場と、この事件との関係である。前述べたように津山藩は年貢納めの期限を早め、その上もし、不納の場合は、鋤^きに封印して、次の麦蒔付をさせないようにしていた。

そこで久世を含む津山藩の徴税は、西日本各地でも非常に早い部類で徴税された米は、直ちに大阪へ運び込まれてゆき、大阪の相場は、直接久世に響いていたことがわかる。早く大阪へ運び込まれれば、運び込まれるほど(はざかい期のために)米相場は上がるわけである。このように、津山藩では、米を早くつくることによつて、大米商人を育てあげていつた。例えば、塚谷、大阪屋(今の農協あと)、山口屋(現在三室呉服)という大米商人は久世にいて、又、落合の金田家の繁栄もみられた。

それでは、何故、これほど久世に大米商人が育つたかという、それは旭川という大阪への大動脈が久世を通っているからである。津山周辺は吉井川によるが、その他作州、西半郡はすべて、この旭川を利用して、運び込んでいた筈である。(一河川交通の研究の項を参考にして頂きたい。)このようにして、取引きの中心は、当然久世、落合の地に集まり、ここに商業的農業による利益追求がおこなわれていくわけである。こう見ていくと、大、中庄屋や郷蔵主と農民の間における前述の対立関係の意味が少し、理解できるのではなからうか。……………

しかし、この騒動は山中の村々へ聞こえ、真嶋郡三家^{みつえ}触^{ひじや}牧村(現湯原町牧)の池田徳右衛門見尾村(現勝山町見尾)の樋口弥治郎、小童谷村(現湯原町向立石^{ひなた}辺)字日向の半六らが頭取となり、前日、上納した年貢米を返却されんことを嘆願して、六触の百姓へ、天狗状を廻し、

惣百姓へ直訴の騒起を呼び起こした。天狗状とは「宛も無く、出処も相見申さず」といつた秘密の廻し状であり、この時の内容には「此義・同心、不致村方へ焼打ニいたし申」という強い決意がこめられてあつた。12月4日未明には、西山中の三家、湯本、小童谷の三ヶ触の百姓が久世近辺の堂社に集まり、同暮時には、目木、河内両触の百姓も相集まつてその数凡そ3,000～4,000人ばかりであつた。彼らは、鎌、熊手を携えて、久世の町中に充満して、「願事があるので、津山へ罷出よう」と、声高に騒いでいた。幸い、爰許に九太夫が詰居たので、積み出し役人の旅宿に立ちおおつて、徳右衛門と半六が願いの筋「山中年々及困窮、皆々乃飢候間、当年末納米に四歩加免、御用捨被下候」を申し述べることができた。ところが、その夜五ツ時（午後8時）、又もや蔵米を勝手に舟積みしているところを百姓達は見つけ、これを取り巻いて「盗人」と騒ぎ立て、その結果百姓達は、これらの米を町へ持ち上げ、番をつけ、5日には蔵元である山口屋太郎右エ門、塚谷屋太郎右エ門、草津屋庄左エ門、丸龜利右エ門の所の米を改め置いて管理し、夜には、目木村大庄屋福島善兵衛、同中庄屋忠次郎宅へ押し寄せ、戸窓を打ち破り、諸道具を踏み散らし、これまでの憤懣を爆発させたのであつた。このことは津山表へ注進され、山中代官三木甚左衛門、目木河内代官山田文八が仰出されて、久世村鍋屋境において徳右エ門、弥治郎と談判、交渉の段に至つた、訴訟の趣は、諸々の史料から整理してみると、次の如きものである。

- 一、当午歳の御年貢米、国米、糠藁代、諸給米、本途八歩六厘先達而遂上納候。相残ル^四老^四歩^四四厘未納御免可被下候事。
- 一、四歩の御加免へ御免可被下候。大庄屋加判借米返済へ御赦免可被下候事。
- 一、大豆納並御年貢惣而諸運上銀、御指免可被下候事。
- 一、大庄屋、中庄屋、村庄屋役儀御取上、村々江状差相立御用辨し可申事。
- 一、大庄屋、中庄屋、村庄屋方江、有之候御下ケ札、諸帳面、其外書類不殘村之百姓へ御渡し可被下候事

（点，筆者）

午 12月 三家、小童谷、湯本、目木、河内、富
西六触村百姓共

これに対し「非法之願事候へとも、御時節柄何分此度は穩便に取はかり……」と相続問題でごたごたしている藩は、次の如き返事を以て、これらの要求を入れて大体おさまりをみた。

御代官所より御書之事

- 一、此度惣百姓中より願之通り致承知候 我等も安堵申候 以上。

享保11年 午12月 各触惣百姓中

しかし、いつたん火のついた騒動は、西六触の天狗状や扇動者達によつて津山藩全土に組織だつて起こされ、同12日には、外代官支配にある、小中原触の百姓が残らず、一の宮迄罷り出、川辺、野介代、一の宮、綾部触の百姓と一緒になつて2,000人ばかりの集団が東山中で結成され、「西筋の様子と違、不礼成林は、普而 不致候得共」三木、山田の両役人に、次の如き願書を出したのである。

奉 願 事

- 一、富午御成祿国米糠藁諸給米請に立、本途に而八歩六厘西山中も上納仕、残る米は御赦免被遣候由。富触々も右之通被仰付 被下候は、難有可奉存候。
 - 一、御加免之義 当年は悪年に而迷惑仕候間、御免可被下候事。
 - 一、山御年貢銀新銀に而 十割増被仰付、当過銀御返可被下候事。
 - 一、鉄砲御運上銀近年被仰付、獵師共少身に而迷惑仕候。今年より御免可被下候事。
 - 一、御蔵上納米之義、年により大豆、米、芗石に付式三斗に而、買調、代米六斗に大豆被下候ニ付、相米大分御座候而迷惑仕候。此以後其年之相場に而、損米無御座候様御勘辨奉願候事。
 - 一、御裏判、年府米其外大庄屋判以上、借米諸借米利分取立候得共、絶人出来迷惑仕候。困窮之百姓其上御代替りに而茂御座候間、西山中並に被仰付可被下、何分下方潰れ不申様に奉願候。
 - 一、大庄屋本諸入用打欠割賦帳之四年分、触々大庄屋元より今明日之内御取寄被成御渡可被下候。私共歎きの筋御座候は、大庄屋中庄屋役も召上可被下候。 村庄屋は、正路え役人を用申度奉存候。
 - 一、在中諸役人減申候は諸給米も御吟味之上、御割直可被下候事。
 - 一、右の通被仰付、過米御座候村は御吟味之上御立用なし正米御返可被下候。 尤御未進米は其村々より御取立可被遊候事。
- 右之願之通被仰付被為下、御書付被下置候は、安堵之上、双方早速引取可申候。為其乍恐願書差上申候以上

小 中 原

綾 部

午十二月十三日

野 介 代

触 百 姓

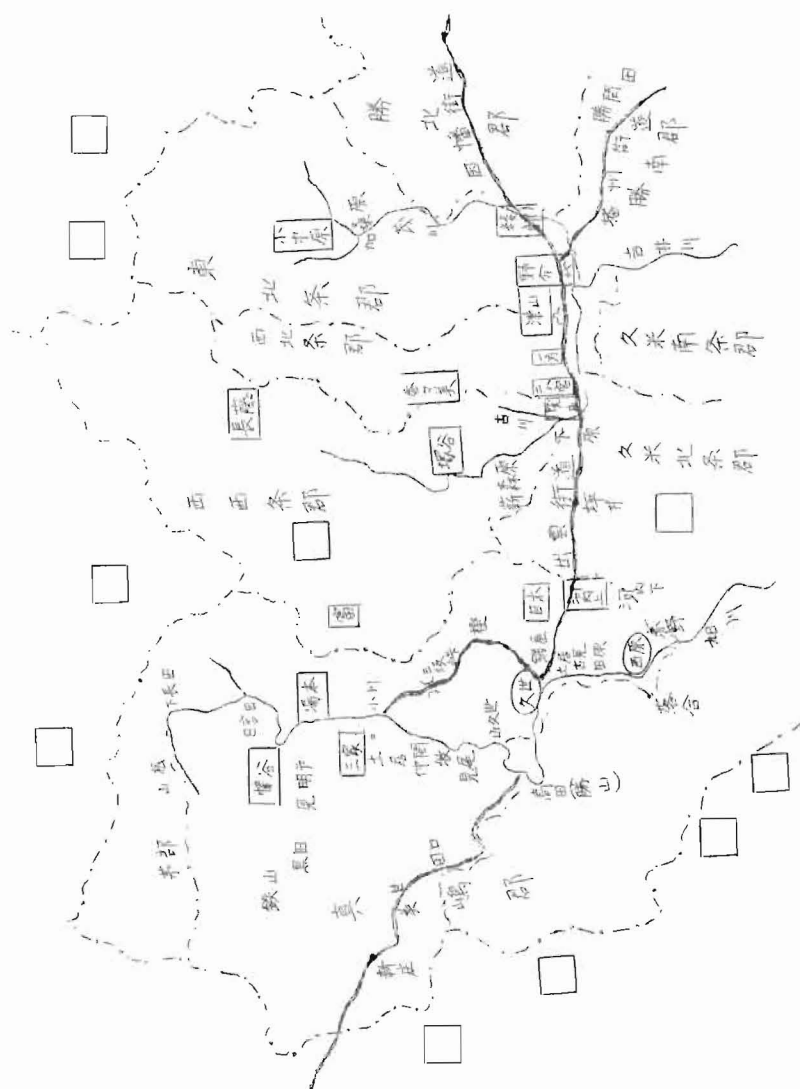
一ノ官

川 辺

このように願いの趣は、大意、西筋の願いと同様であつたが、結局、西在よりは願いのケ条多く、碎細のことにまで及んでいた。が「諸事難決之事とも即座に事難決」と13日の昼中詮議し、「願之筋西並に申渡其外碎細之願事も夫々取計……………」ということ、こうして夜中より15日朝までに願いの筋は取り立てられ、引き取つていつた。

然る所 12月16日には、東南山中の二ノ宮、院之庄、塚谷、田辺などの触村々が蜂起し翌日三木、山田の両役人が取り鎮めにゆき、同じような条件で妥協して引き取つた。

＜ 山 中 一 揆 要 図 ＞



備考：「山中一揆史料」より写す。

これらの闘争の結果、藩は、惣四歩加免11,048俵余、芟割四歩未納分22,000俵、都合33,048俵の損失をこうむつた。逆にいえば、農民が架空の33,048俵分を關い戻したのである。山中一体では、それからも闘争はねばり強く繰り返され、12月26日には、三家大庄屋進五左エ門宅へ入り込み、正米60俵を奪つたり、27日には、小童谷大庄屋矢戸喜右エ門方へ入り、50俵奪うなど米の奪取行為と共に、諸記載帳の引渡しや諸役義につくものの不正を摘発していつた。これに対し、藩当局は「救済用の米切手200俵分を与えて、農民の慰撫をはかつた。ところがこれが逆効果を生み、農民は米切手を直ちに現米に引き換えようとして、大庄屋や富商の宅などへ押しかけて、米のひき渡しを求め、応じなければ打ちこわしをわかつた」(『岡山県の歴史』より)のである。

こうした略奪行為の応酬により、大庄屋達は藩に救いを求めたので、藩も翌年正月六日、三木山田の役人と目付の山田兵内の3人に足軽60人ばかり、そして飛道具の品々を持たせ、まず久世村へ強硬弾圧に向かわしめた。9日には新庄にまで進んでいた。そして3役人は徳右エ門、弥治郎などと呼び出そうとするが、三家、小童谷の百姓達500~600人は鉄砲300挺、竹槍300本を揃えて黒田山(写真1)

写真1 黒田構えから美甘をみる

へ籠り、意気盛んな所を見せた。

そこで藩も「此上は以武備被相成可然存候」と同9日、津山より北郷門左エ門、小口権四郎、沖重右エ門、山田兵内の4役人に足軽140人(鉄砲持ち)、拘筒13匁、玉110挺、種ヶ島50挺、大筒8挺、其外飛道具、寄捧100本斗りの本格的装備をさせて入り込ませ、続いて10日には、岡政右エ門、岡政吉両役人に足軽500人、拘筒13匁、玉110挺、唐筒50挺、大筒5挺、法らく火矢



3挺、其外飛道具という重装備をさせて、本格的な弾圧にのり出したのである。一方、黒田山に立て籠っていた百姓達は、相談の結果、10日夕方、湯本村大庄屋宅へ押し寄せ、夜討ちにしようと決めた。ところがこの事を内通した者があつた為、はたさず12日徳右エ門らが土居村の徳右エ門宅(写真2)に集まつて、追々、他のものも揃おうとしていたところを役人に捕れられてしまつた。45人いた中で30人まで召捕われ、翌13日には、徳右エ門ら頭取たる趣の5人は津山へ送られ、残り25人が土井村中川原で打ち首にされた。こうして一揆は徳右エ門が捕えられることによつて瓦解され、最後のとりでたる弥治郎も高さ15丈ばかりの岳に竹槍と鉄砲を隠してたてこもつたのであるが、「妻子を捕えて殺す」との役人の策略により、あつてなく捕えられてしまった。この岳を「弥治郎岳」(写真3)と呼んでいる。

写真2 徳右エ門廻場



こうして12月4日から40日間にわたる山中農民の闘争も死罪50余人(史料によつてまちまち)という多大なる犠牲をもつて終結していつたのである。現在大林寺に57人墓として祭られてある(写真4)

写真4 大林寺 57人墓



写真3 弥治郎嶽



山中一揆の犠牲者については、村名、死罪者名など、史料によつてまちまちなので、あるが、『美作国山中一揆史料』に載せられてある「山中一揆犠牲者法名(及び名前)」を一つの手掛かりにして、村と人数の関係を表してみたい。

他に、死罪とまでいなくて、預け人となつた者が47人いる。この内訳は

- ・山中大庄屋願=付村方御預け 37人
(久世:土居2人含まれる)
- ・大庄屋福島善兵衛願=付御預け 10人
(久世:久世山方4人, 檜村2人
(治郎兵衛ら)
計。人が含まれる)

備考

「享保11年 山中騒動書」より抜萃

表 3) 山中一揆犠牲者（斬罪、磔などの死罪者のみ）の数と村

現在町村名	江戸代村名	人 数
川 上 村	西 茅 部	2 0 人
	東 茅 部	2
	笠 木 分	1
湯 原 町	種	5
	茅 森	1
	牧	1
美 甘 村 み かも	田 口	2
	鉄 山	1
	美 甘	1
新 庄 村	新 庄	4 } 4
落 合 町	赤 野	1
	西 原	1
	田 原	1
	小 川	1
久 世 町	檜	2
	山 久 世	1 } 3
八 束 村	下 見	1
	中 福 田	1 } 2
富 村	河 内	1
	富 東 谷	1 } 2
勝 山 町	見 尾	1 } 1
総 人 数		5 0 人

備 考：「山中一揆犠牲者法名」より作成

尚、久世における山中一揆関係者についてはまだ不明な点が多いのであるが、ここにわかつて
いる限りを上げておきたい。(菊池鷹太郎氏の御尽力による)

・久世 小谷屋喜兵衛

享保12年閏正月2日に捕えられ斬罪に処せられた。

この家は恐らく、今の久世町大字久世字小谷、若しくは久世町の山方分の尾谷から町(原
方)に出て宿屋でも営んでいたものか、或いは、この小谷家は牧村の池田徳右エ門と親
籍か又は知人であつたかと思われる。

喜兵衛は『津山御領分百姓騒動由来』の文中に出てくる小谷屋平兵衛の子供であることが
わかつた。

現在の小谷屋について知る人もなく、小谷屋がいつ頃まで久世に居住していたかは不明で
ある。

・久世山方 治郎兵衛

享保12年2月10日御免となる。

治郎兵衛について、知る人もなく、又過去帳においてもわからない。

・久世榎西字行当 竹藤平助
ちくどう

竹藤一家の後裔は、平助が享保11年の一揆に関係したといっている。

或いは、そうであつたかも知れぬし、又、平助でなく、父の方の平助であつたかも知
れぬ。書物が現存しない為に、その所は不明である。

竹藤儀一家の北裏に『宝篋印塔』が建立されていて、昔から搭神といい伝えられている。

そして、毎年竹藤姓に依つて一族が盆、彼岸に祭祀しているとのことである。

つけ加えておくと、この結果、当主は隠岐に流罪となり、家来の中には切腹又は、家柄お
いとま、閉門で役は召し上げられたり又足輕に仰付けられたものがあつた。

又、妻子眷族までも追放になつたりした。このように山中一揆は農民、領主ともに悲壮な結末と
なっている。そして大庭、真嶋の両郡は天領となつたのである。

◎ ま と め

美作山中一揆の原因は、経済的には相次ぐ洪水や凶年で食糧の欠乏と物価の騰貴により支配者
被支配者とも困窮していた事、財政的には凶年のうちつづくにもかかわらず、負担が重かつたこ
と。行政的には村役人が半官半民の年俸をとり乍ら、百姓には同情せず、反面武士に対してのみ
忠誠をつくし(利害関係によるもの)行状に非違が多かつたことによるものである。

この一揆は封建領主への封建搾取に対するただの抵抗ではなくて、それは、新たに登場してき
た自営本百姓に対する一般百姓の人格的独立擁護への闘争であつたともいえそうだ。

それは四歩加免条項の主張、非違の庄屋役取り上げに伴う民主的百姓惣代の設置の主張、書類の

接収、点検の要求など、いまだかつて作州においてなかつたほどの主張と行為がおこなわれたことからわかる。ところで山中一揆における大庄屋層と藩との結合は商業的利益関係をもつた農業の発展と自営本百姓の成長による結果であろう。そして藩が目付役経営の政策をとつたのも、この自営本百姓の反抗をおさえる為であつたようだ。それだけに農民の藩や村役人に対する抵抗意識もすさまじく、発端から結末までこの闘争は完全に農民の手によつて押し進められている。それだけにこの犠牲者も多大ではあつた。しかし今日に至るまで一揆の英雄として徳右エ門や弥治郎らのことが語り伝えられているということは、この山中一揆の性格をよく表しているといえないだろうか。

ホ 文 政 強 訴

享保の山中一揆（1726年）以後、大庭、真嶋両郡は天領となつた。名代官といわれる早川八郎左エ門が在任するのもこの時のことである。しかし、旭川東の地域は文化14年10月に至つて再び享保強訴に縁の深い津山城主松平氏の領有するところとなり、領有後9年目の文政8年（1825年）にこの文政強訴がおこつたのである。久世の村は、この強訴で表面的に姿を表わしてはいないが山中の村々は揚げてこの強訴に参加している。例えば、湯原町の湯本触の村々である次樽村、釘貫村、小川村、社村、下湯原村、湯本村、田羽根村、三世七原村そして現代の八束、中和、川上の三村などである。そして事件後10数年でこの地は再び、松平領から天領となり津山預りの地となつている。

この文政強訴の原因は、凶作と役人の非違によるといえる。強訴のおこる去々申年、美作一帯はひどい冷害に見舞われ、麦は腐り、夏には夏で、又数日の北風により、稲の出来が悪く、その実入りの最中に両度の風雨にあつて、農民の飢餓は相当なものとなり、村々の百姓は庄屋方へこのことを申し出たが、これによく応えようとしなかつたとある。そこで農民は庄屋に強く敵対して、ある者は質物で余命をつなぎ、又ある者は来酉年の毛当て食至しようとしていた。ところがその酉年は植付けまでよかつたのであるが、夏方には稲虫がついて根が腐り、その上8月14日より15日の暮方迄、風雨が激しく田畑作はいうまでもなく、山林、神木などに至るまで悉く、吹きとばされ、去申年一倍の饑饉となつたのである。そこで村方の百姓は検見を請うのであるが、大庄屋以下、これを取り立てようとせず、かえつて年貢を厳しく取り立てるなどにより、この強訴勃発に至つたわけである。

この強訴の中で、注目すべきことは、要求の中で「早川八郎左エ門様、御免定表の通、仰つけられ候様」という言葉があることである。20数年前執政していた早川代官の徳治を追慕しているのは一重に彼の徳行の為でありこれより当農民が理解ある執政者の出現を望んでいたことがよくわかる。

この強訴の結果としては、下長田村孫右エ門、田羽根村定右エ門ら6人が捕えられ、津山

表へ引き取られ、入籠の咎を受けることになつたのであるが、城主松平越後守がこの時、江戸元にいた為、直ちにこの次第が江戸へ言上され、越後守は「百姓一人も殺す事不相成、兎角百姓憐れし」との判断を下し、「御救として切手 6000 俵、帋石の値段は、札 75 匁宛にて惣御下え下し置れ」百姓一同安堵したのであつた。

(「文政強訴記」参考)

へ 慶 応 強 訴 (改正一揆)

この慶応2年の強訴の前に、久世が直接関係していないのであるが、「元治強訴」(1864年)というものがあつた。これは真嶋郡東茅部村、西茅部村及び笠木分等の勝山藩領民が長州征伐における人足とか、軍夫としての出役に強い不満をもち、この地方に類例のない大人数の逃散一揆を企てた事件である。(強訴といえないかも知れぬが、一応「元治強訴」といつておく。)これは、湯本村から小川村を通つて津山城下に出ようとする時に、真嶋領の村々役人勝山藩吏、湯本触の村役人によつて説得され、事無きを得た事件であるが、江戸末期の世相をよく反映した一揆として考えるべきものがあると思われるので補足的に上げておいた。

さて、その翌々年の慶応2年(1866)12月には、明治維新を目前に控えて、この慶応強訴(若しくは「改正一揆」)が山中地方にほつ発している。

その起因を考えると、まず第1が慶応2年当丙寅年は3年続きの大凶作であつたこと、そして第2が庄屋の非違、第3が(この当時の世相をありのまま物語っているのであるが)長州征伐における軍夫、人足を強制的に徴用されたということ、しかし、その反面に不渡りがあつたりしたことと又、この戦争によつて過大な増税となつたこと。………こういうことを考え合わせると強訴をひきおこすことに余りある契機があることがわかう。

この強訴に及んだのは、主に富尾(久世)、草加部(久世)栗原(湯原)、中村(美甘)の四ヶ村で、久世農民の奮闘ぶりがわかる。頭取となつたのは、富尾が姓尾長平、藤本勘二郎、草加部が国吉、中村が築沢利助、正木浅太郎、行重村が猶吉(若しくは「直吉」)らである。

この経過は慶応2年11月24日、東北条郡行重村(現苫田郡加茂町行重)の猶吉、美代蔵らが発起人となつて蜂起し、小中原村の酒屋を襲い加茂川を下りながら諸邑を扇動していたことに始まる。各村々は一時に、この一揆に響應し、同25日未明、勝北郡河面村に集まつた農民は2~3千人に及んでいたという。一揆勢は二派に分かれて英田郡倉敷村(現美作町林野)へも押し寄せている。一揆勢は、津山城下に乱入し声天地を震動させて大門に攻め寄せ、其の先鋒は、藩の銃卒を詬罵して『須く此を撃つべし』と我が胸を露はして進んだ」と伝えられている。これに対して藩は鞍馬重二郎ら改革派の意見を取り入れて、救い米として1万3千俵を下附しているが、一揆勢は、藩兵が不注意に暴発させた銃声で、又々わき立ち騒然として徹底的に打ちこわしを始めたのである。ついに、藩は武力で鎮圧するに至つたが、一揆勢の総代た

る猶吉が藩へ出した歎願の内容は、「今年の年貢を下げ、困窮人に対しては献金の延納を認めること。又、近年始まつた新規の運上廃止」などであつた。

一方、この東部の響きに応ずる、大庭郡古見村付近（現落合町古見）の農民も27日頃より蜂起し、まず、久世の商家を襲つている。そして、久米北条郡中北村（現久米町中北）を通つて、津山城下へ出ようとしていた時、この中北村の地で同村の中庄屋久山直助の「百万盡力」の説得に会い解散するに至つたとある。

（この功により、久山直助は大庄屋にあげられている）とはいえ、この時の一揆総勢も三千余人といわれており、事件後、主謀者である猶吉ら6人は終身の獄に投ぜられたのであつた。

ト　ま　と　め

以上、久世周辺農村における農民一揆の発生とその経過及び成果を見てきてこれよりわかつたことを簡単にまとめておきたい。

1) 一揆における久世の役割と久世の階層

- ・久世における山久世、樫、草加部、富尾などの村々は一揆の主謀者を出したことなどもあつたように、積極的態度で封建領主及びその附随階級に対抗しており、一揆においてかなりの役割を果たしているといえる。反面、久世の大庄屋、中庄屋などの村役人層は封建領主側の立場をとり、米商人高利貸しなどと共に、一揆の攻撃の対象となつてゐる。その意味で久世が一揆の舞台となることがあつた。

- ・前項より、久世においては、階層が実質的には二分していたことがわかる。

普通、村役人層は、封建領主と農民との中間的立場を占めるべきものであるが、村役人の時代的性格の変遷と共に、久世が作州西域の米積み出しの根拠地であつたことにより久世、落合（特に久世）には大米商人が生まれ、ここに商業的農業を基盤にした、新たな自営本百姓の階層が出現して、これら村役人（特に大庄屋）と自営本百姓階層は、当然利害を中心にして領主側につき、久世においては、領主、村役人、米商人などと、一般零細百姓が二分して、絶えず何かの折には攻撃を続けていたといえそうだ。

2) 百姓一揆と封建社会

ただ、久世を中心にした作州一帯の農民一揆と一揆の概括を見てきただけなのであるが百姓一揆の頻発は封建社会をその根底から動揺させるものではあつたけれども、要するにそれは封建社会崩壊の過程に表れた末期的現象にすぎないものであつたといえそうだ。それは、百姓一揆が封建社会を打ち倒すエネルギーと最後までなりえなかつたからであり倒幕の指導勢力が究極において下級武士の中から結成されて維新が断行されていつてゐるからである。

〔参考文献及び資料〕

「百姓一揆の研究」 黒 正 巖 著

「百姓一揆の研究続編」 黒 正 巖 著

「(美作国)山中一揆史料」より 吉備地方史研究会編

一、作州津山御領分百姓騒動之由来

一、美作国百姓騒動記

一、享保11年在中騒動書

一、享保11年覚書山中騒動一件など

「岡山県の歴史」

「久世町誌」

「湯原町誌前編」 谷 口 澄 夫 監修
森 本 清 著

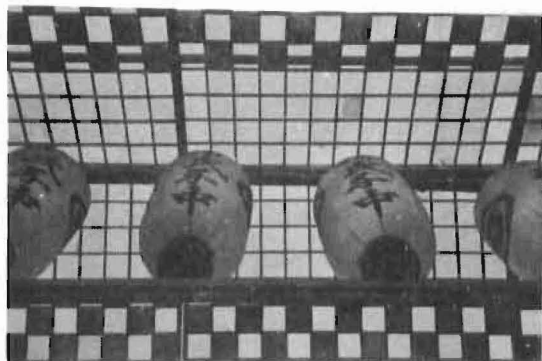
「真庭郡誌」

「新庄村誌」

菊地鷹太郎氏提供による一揆関係多数資料







第 7 章 近代化への胎動

1. 封建制度の崩壊と近代化

イ. 封建的諸制限の解体

明治維新の変革課程を通して封建的諸制限が解体し、経済の近代化のための諸条件が促進整備された。まず第一に、徳川幕藩制下の士農工商の身分原則とそれに伴う諸制限の解体が促進され、明治3年9月平民に苗字を称することを許し、翌年8月には華士族平民相互間の通婚養子等を許した。また同月穢多非人の称を廃して一般民籍に編入し、身分職業とともに平民と同様であることを令している。一方、同年7月の廃藩置県とともに居住移転の自由を認め、同年12月には、華士族在官者のほかは職業を自由に営むことを許可した。明治4年9月田畑勝手作を許し、従来とってきた商品作物等の栽培を禁ずる主穀中心の封建的制限から農業を解放した。翌明治5年2月には地所永代売買の禁を解除し、土地は自由な商品であることを保証した。そして同時に土地の売買・譲渡ある毎に地券を渡し、地券の発行をもって土地の移動の実態を把握すると共に土地所有＝移転の公証とした。これが更に7月に至り売買譲渡にかかわらず全国一般に地券を発行するという所謂「壬申地券」の発行となる。これによって旧来の諸制限解体の上に立って新たに地租を課し、土地把握を試みたのである。『岡山市史稿本(上)』の明治5年8月14日の項をみるとこの地租改正に関し次のごとく記されている。「去月25日付封書ヲ以御達相成候旧来ノ租税法御改正(中略)旧来之貢租ヲ廃シ地価ヲ定ムルコト、不廃シテ定ムルコトニ依テ半倍ノ差違ヲ生シ、只從來ノ薄租ヲ厚クシ、厚租ヲ薄クスル迄ニテ、結局平均ニハ至兼候様愚考致候」こうして明治9年7月ほぼ地租改正を完了するわけであるが、壬申地券と地租改正時との新旧税額等を比較すれば次の表の如きである。

	壬 申 地 券	地 租 改 正	増 減
坪 数	608,688坪	629,072坪	20,383坪増
地 価	19,6427円	40,7533円	21,115円増
百坪平均地価	32円270	64円780	32円510 増
地 租	3,919円	12,226円	8,307円増

注 『岡山市史産業経済編』頁316による。

壬申地券に比しても8,307円の地租が増加している。徳川時代、市街地の地子税は殆んど免除されていただけに、地租改正によって1万2千円の新しい負担が市民にかけられたわけである。

ロ. 録制解体

戊辰戦争が終了し、版籍奉還を行なった明治2年の6月18日、津山藩では士族卒族の祿制を改革し、祿制の消滅を図った。そのことを『岡山県史稿本上』によってみると次のごとくである。

津山藩知事祿制ヲ改正ス。從來藩祿ノ制高取ハ千五十石ヲ高頭トシ、以下五拾石迄トシ、扶持取ハ拾五人口ヨリ四石三人迄トシ、足輕ハ三石五斗二人口ヲ給シ、別ニ浮組ニ限り屯人口ヲ給セシガ、至是世襲ノ旧染ヲ一洗シ、家格門資ヲ論セス、専ラ人材ヲ求メテ任用スルト同時ニ、藩臣ノ階級ヲ定メ、一級ヨリ十級ニ至ルヲ士族トシ、十一級ヨリ十四級ニ至ルヲ卒族トシ、左ノ通祿位ヲ定ム。

一級 現米 百五拾俵

一級 次席々 百貳拾俵

二級 々々 百拾俵

三級 々々 八拾俵

四級 々々 七拾俵

五級 々々 々々々

五級 々々 々々々

七級 々々 六拾俵

八級 々々 五拾俵

九級 々々 五拾俵

十級 々々 四拾五俵

十一級 々々 四拾俵

十二級 々々 々々々

十三級 々々 々々々

十四級 々々 三拾俵

譜代足輕 現米 四石二人口

並足輕 々々 三石五斗二人口

浮組 々々 屯人口

以上の表より家祿改革は下級者程削減率は少なく所謂上薄下厚を原則とした。こうした祿制削減による余剰分が軍制改革、藩債の処理に使用されたのである。

明治政府は明治元年古今金銀銭の価位を定めてそれらの流通の活発化をはかり、つづいて大政官札（金札）を発行して新政権の財政上の必要を充そうとした。正貨については明治四年新貨条例を發布し、円を起票とすることにきめ、金本位制とした。藩札については廃藩置県の断行と同時に一さいの藩札の通用は禁止せられ、その発令の日である明治四年七月十四日の相場によって政府発行の新紙幣との交換が命ぜられた。北条県においても明治五年六月に次のごとく通達されている。「北条県旧藩紙幣相場ニ付、左ノ通布達ス。旧藩々製造ノ紙

幣、当末七月十四日ノ相場ヲ以、追テ御引替可相成旨仰出候処、今般日銅貨ノ品位新貨ニ比較被相定候ニ付テハ、各種紙幣ノ儀モ同様新貨相当ノ定位被相定候ニ付、大蔵省ヨリ可相達候条、此旨兼テ可相心得事」（『岡山県史稿本上』頁 112）

ハ、農民の動向

前に封建的諸制限が解体され近代的諸制度に改められたことを述べたが、その諸改革に対する農民の動き、その反応はいかなるものであろうか。明治四年八月穢多非人の称が廃され一般民籍に編入されたわけであるが、それに対する農民の動きを示す資料を久世町での実地調査の際にみたので次にその文を掲げよう。

—— 明治の初年（五年）に竹鎗騒動というのがある ——

明治の何年であったか明瞭に記憶する人がすくないので其儘記録しておく。当時竹鎗騒動といって手作りの竹鎗を携へて農戸商戸を問わず、庄屋の勧誘に応じて数百人宛、隊をなし国内を横行して無暗に暴動し建物等に損傷を加えて交互に移行し聚落に出ては大声にわめき立て、炊き出しを為さしめて全員食を得、又市街地にてはハケ釜数口々に罵り立てゝ暴威を示し酒食の提供をなさしめた。元来此暴動は作東加茂地方より起り漸次伝播して作西に入りたるものであって最初は穢多非人を平民の列に加えられ、日本国民として平等の扱いを受け其間に何等の階級をも許さざることを知り、これに不平を懐ける一部の人々の策動におこりて之を穢多征伐と称え彼等の部落を襲撃する目的で出発したものであったが刻々参加する者の増加につれて主能者の意図せぬ有産者へ対する無産者の反攻と化し遂には国内有数の資産家であった当時の伸頭は不意討をくらって思いも設けぬ被害をこうむったものであった。古老について当時の模様を聞くに、当時庄屋の勧誘に応じない者は罰金が入るということで我先にと身仕度を調べ列に加わったと言うことである。（後略）

備考—久世町、吉松達海氏吉田屋所蔵、久世町郷土史家菊池鷹太郎氏転記より取材、

以上の資料よりみると、当時の農民・商人は騒擾を起す際明確な目的意識をもたず、指導者の意のままに容易にそのほと先を変えていることが認められる。

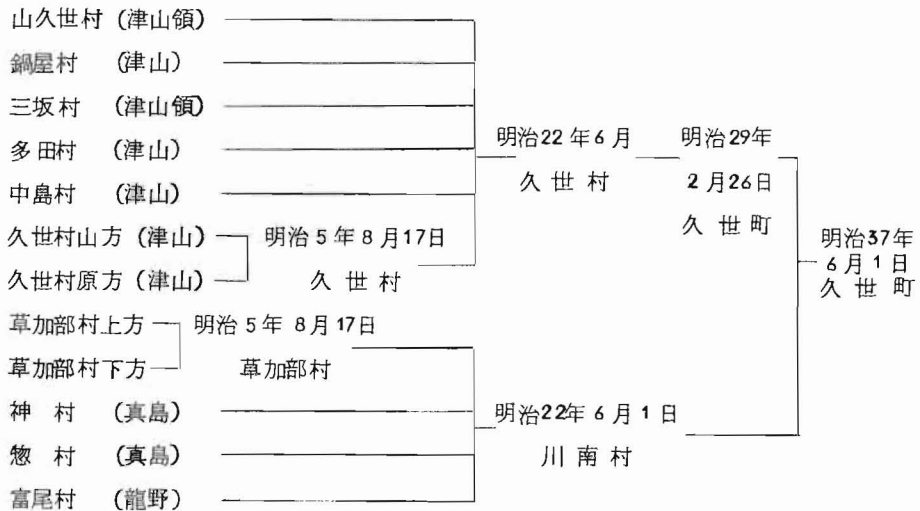
明治の新政につき色々なデマが飛び全国的に各地で不穏の気配が見えていた。その中の一として農民の騒動として全国各地に起ったものに、徴兵令を誤解して生血をしぼられるといつて騒いだ事件——血税一撥と通称されている——がある。これは廃藩置県や藩兵廃止等によって政府統一の常備軍が必要になったので、兵制の改革を断行し、明治三年十一月、徴兵規制を定め五年十二月、徴兵令を布達したことに始まる一連の騒動である。『岡山県史稿本（上）』によるとこのことについて次の如く記されている。明治四年五月の達しとして。

北条県下ノ暴動ニ関シ、小田県ヨリ其管内へ左ノ告諭ヲ発ス。近日北条県下騒擾ノ儀ニ付追々事情探索致候処、徴兵令御布告中ニ血税生血ヲ以テ国ニ報スル等ノ文言アルヲ以テ前後ノ文意ヲモ考ヘス、直チニ少年ノ生キ血ヲ絞り取ラルハ杯ト申触シ、愚昧ノ耳目ヲ驚カシムルヨリ、容易ナラサル動乱ニ立至リ候趣（中略）然ルニ大切ノ人命ヲ絶チ、生血ヲ

絞り取ル等夢ニモ無之、不仁暴虐ノ事ヲ以テ上ヲ量ルノ心底、如何ニ文盲愚昧ノ輩トハ乍
申、余リ甚シキ疑惑ニテ恐多キ事共ニアラスヤ。（後略）

二. 明治維新後の地方自治制度

明治以後の地方行政は、急速な近代化を不可避の使命とした明治政府の極端な中央集権化
過程に対応して、地方自治団体の自治的な側面を制限し、これを官治的なものたらしめるこ
とにあったといえよう。すなわち府県市町村という地方団体は、一方では国の行政区制とし
て、他方では地方自治団体として二重の性格を持っていたといえよう。さて北条県における
地方制度の整理・統合をみると、明治五年三月九日には美作全国十二郡を三十九区に分
割、各郡に郡長一人毎区に戸長一人各村に里正兼副戸長を置き、さらに同年四月二十七日に
は郡長里正を廃止し戸長を専務として執務せしめている。明治六年八月二十八日管内の三十
九区を十九に区分し十九会議所を設置す。正副戸長を廃し各会所に戸長、副戸長を置き同年
九月同村に用掛を置く。明治九年四月十八日には北条県を廃し岡山県に合併されている。現
在の久世町の町村廃置分合の歴史をみると次に示した如くである。



ついで明治五年頃の各村の区長を調べたのであるが不明なので明治十一年頃の各村の区長
を列挙する。

草加部村 十一年十一月二十七日申付
十五年三月十七日依頼免職
藤本辰五郎

神村 十五年四月六日申付
十五年八月三十日依頼免職
三浦莊三郎

惣 村	十五年六月二十六日 申付 十六年二月十五日 廃職 三 浦 直太郎
富 尾 村	十一年十一月二十七日 申付 十六年二月十五日 廃職 妹 尾 治 作
久 世 村	十一年十一月二十八日 申付 十六年一月三十日 転大庭郡書記 横 山 俊治郎
鍋 屋 村	十一年十一月二十八日 申付 十三年二月十二日 依願免職 景 山 寛 一
三 坂 村	十一年十一月二十八日 申付 十六年一月三十日 転大庭郡書記 福 井 貞一郎
多 田 村	十一年十一月二十八日 申付 十六年二月十五日 廃職 村 田 谷 造
中 島 村	十一年十一月二十八日 申付 十六年二月十五日 廃職 国 米 秀 賢
山久世村	十一年十一月二十八日 申付 十六年二月十五日 廃職 二 司 代 作

ホ. 教育制度の近代化

「邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメンコト」を目的とした明治五年の学制頒布以来、明治政府は教育の全国的普及に努めるとともに、学制頒布の時にはフランスの教育制度とアメリカの教育内容を採用して、近代日本の政治に則応した教育方針を強力に推進して行った。明治維新より明治十二年の比較的自由的な教育を行なわんとした自由教育令までの間に外人教師の招待、海外留学生の派遣等による先進国の文物制度の輸入と、国民の啓蒙的教育運動によって西洋列強に追いつかんと教育に力を入れた。

『岡山县史稿本(上)』によれば久世町域にも関係ある真島藩においては早くも平民をも収容する明善館が設立され、学制実施以前に平民教育が熱心に進められていたことが知られる。則ち、明治二年十月の条に次のごとく記されている。

真島藩学制ヲ改革シ、明善館ヲ興シ、偏ク士民ヲ本藩従来学校ヲ置カス、教師ノ宅ニ就キ文武ノ業ヲ受ケシメ、又毎月四ノ日ヲ以テ四書ヲ政府ニ講シ、藩士及其子弟ヲシテ聴聞セシム。於是此制ヲ改メ、文武ノ教場ヲ真島城外ニ創立シ、其文学ヲ講スル処ヲ明善館ト名付ケ、漢学・数学・習字ノ三科ヲ教ヘ、教授・助教ノ二級ヲ置キ、藩主ノ家族及藩士八歳ヨリ入校セシメ、平民ノ入学スルヲ許ス。

とある。当時、漢学・習字・読書等はどこにても教えていたが算術を教えていた所はまれであった。また平民の入学も許されていたことも注目してよい。さらに『岡山県史稿本(上)』によると明治四年十一月十五日の条に学制実施前に岡山県告諭所の告諭において学校に入学することを奨励した文が次のごとく載っている。恐らく久世町においても、新しい時代の到来とともに同様就学のことがいかに大切であるかが論じられていたであろうと思われるが、資料としてはそのようなものが入手できなかった。

此際ニ当リ、無智文盲ニシテ一世ヲ過スハ実ニ天地ニ対シテ恥ヘク、万物ノ靈タル人間ノ道ニ非ルナリ(中略)今人間ノ父母トシテ、其子ニ教ヘスシテ無智頑鈍ノ者トナラシムルハ老牛ノ愛ニ異ラス。直ニ其子ヲ愛スルナラハ学校ニ入レ、人間ノ道ヲ学ハシメ、刻苦勉強シテ開花安楽ノ境ニ至ラシム可シ。是天地ニ報ヒ、朝旨ニ答フル所以ナリ。

この文を読んでいると教育の目的は人をして「開花安楽ノ境ニ至ラシメ」「天地ニ報ヒ朝旨ニ答フル」為であった。

当時、政府は教育の必要を切々と説きその興隆をしきりにうながしたが、教育関係諸費用は地方自治体にかたがわりさせたので、人々の教育費負担もかなりなものであった。それは一般に子弟が就学している家庭と就学、不就学にかかわらず戸数割として年間にかなりの資金を負担せしめていた。戸数割の負担は「管内八万余戸、其人口三拾三万余、一戸毎ニ学資金一ヶ年式拾五銭ヲ課シ、之ヲ諸校ニ配当シテ、教員給料、備品購入等ノ消費ニ充テ、猶不足ノ時ハ寄付金集金等ヲ以テ之ヲ償ハシム」(岡山県史稿本(上) 明治五年七月の条による)とあることによって知られ、それによれば教員給料等も一般市民の負担金で支払われたのであるから、現代と比較して、父兄も力がいったものと思われる。

さて最後に久世町近辺における教育機関の諸施設を列記してみる。

一、藩 学 校

○ 修 道 館 (初名学問所)

西北条郡津山山下に在り、明和二年開館、明治初年通学生三百人、寄宿生六十人。

○ 明 善 館 (初名学問所)

真島郡高田村に在り、明治元年の開館、学制頒布当時の生徒百三十人。

二、私 塾

○ 明 善 館 (勝山藩立)

真庭郡高田村、明治元年、漢学・筆道詩文、男十四人。

○ 明親館 大月主一

大庭郡陀金屋村，明治三年→明治五年，漢学・筆道，男三十人。

○ 風気塾 南条歆一郎

大庭郡久世村，文久元年→明治五年，読書・算術・習字，男八十五人・女三十三人。

○ 今井敬蔵

大庭郡久世村，文久元年→明治元年，書道・読書，男十九・女十三人。

○ 島崎栄助

大庭郡上河内村，文久元年→明治元年，筆道・読書，男十五人・女五人。

○ 安住快寛

大庭郡上河内村，慶応元年→明治五年，筆道・読書，男二十五人，女八人。

○ 谷口九郎

大庭郡中河内村，嘉永三年→明治五年，筆道読書，男二十人・女五人。

○ 妹尾晋治郎

大庭郡中河内村，慶応元年→明治五年，筆道・読書，男十八人・女十人。

○ 輔仁館林竹造

大庭郡久世村，安政四年→萬延元年，男六十六人・女二人。

三、寺小屋

○ 真島郡 三浦直太郎

真島郡草加部村，慶応三年→明治四年，習字，男十四名・女六名。

○ 大庭郡

景山敬行

大庭郡久世村，慶応三年→明治四年，習字，男十五名・女二十名。

山野定喜

大庭郡久世村，文久元年→明治五年，習字，男二十名・女七名。

香穂塾 平田勤

久世村，明治五年習字，男二十八名・女十九名。

有元耕斉

日木村，嘉永元年→明治五年，習字，男四十五名・女五名。

矢谷道市

三崎村，弘化四年→明治五年，習字，男二十二名・女三名。

(※備考 岡山県郡治誌(下巻)による。)

へ、久世町に於ける主な産業

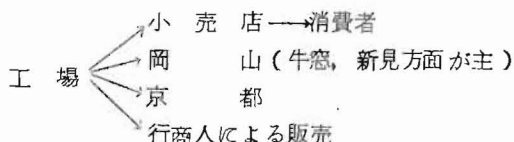
この章に関しては、主として久世町郷土史家菊池鷹太郎氏からの聞き取り調査である。

1. 製 糸 業

明治二十年以後、岡野孫太郎氏・菱川熊一氏・菱川谷蔵氏等が座繰式の十台前後で、家内手工業的規模で経営していたらしい。その規模（機械数、工員数、工場数）や技術の導入が、だれによって、どこから取り入れたものかという点は明らかでない。

2. きざみたばこ工場

久世町に於いては江戸期より家内工業的に行なわれていた様であるが、その頃の資料はさだかでない。明治期に入って十五、六軒が十人前後の工員を使役して創業に入ったという。葉たばこの栽培は山中が有名であり、その栽培は主に農家がやり、工場主は彼らから葉を購入していたという。また、きざみたばこの生産過程において水車を用いたらしいがその使用が何の為に、どの生産過程で用いられたかは不明確であった。明治中期以後になると、小規模工場が六、七軒結集してイ号（工場の名）とかロ号が設立されて生産能率の向上を計ったという。久世町において生産されたタバコの販売経路は下図の如くであった。



工場主としては明治期を通じて、その盛衰はあるが以下の人々が確認されている。菊池嘉治郎、長尾氏、津井七五郎氏、庄氏、薬師寺彌氏、曾根馬吉氏、中川氏らが主なる工場主であったという。煙草製造が専売物となった時には政府より工場主に奉還金を授与されたという。以上産業関係は聞きとりのみにより執筆したので多々誤りもあり、不明確なものにもなっていると思われる。

2 政治と教育の近代化

1. 政治の近代化

政治的な面といっても非常に範囲が広いので、ここでは特に現在の久世町になるまでの政治権力の変遷について述べようと思います。

- 。 明治4年11月15日、藩政の制度である大庄屋を廃して戸長を置き、庄屋を廃して副戸長をおいた。従来久世付近は旭川以北を大庭郡、以南を真島郡といていた。明治維新当時、庄屋が廃止された当時の庄屋は次の通りである。

大庭郡に付属するもの

大庄屋

目木村 福島家（構）

多田村 今井与六右衛門？（久世和田屋）

鍋屋村 国米圭助（中島国米家歯科医）

三坂村 岡田九兵衛（宿の岡田家）
原方村 美見守助（鍋屋美見家）
山方村 福井又兵衛（田下福井家）
中島村 国米丈右衛門？（中島国米本家）
山久世村 不祥

真島郡に属するもの

取締庄屋

草加部下村福島垂左衛門養子与三郎

富屋村 庄屋預り 与三郎

惣村 近藤富五郎（惣近藤家）

草加部村福島与三郎（草加部下分福島家）

草加部上村恵三郎

神村 草加部上分庄屋の兼掌

廃庄当時の戸長は不明

- 。 明治5年3月9日、北条県（当時久世町は北条県に属していた）においては、前の藩県設置の各区域を廃止し、更に美作全国12郡を39区に分割し、各郡に1人、毎区に戸長1人、各村に里正兼副戸長を置いた。
- 。 明治5年、初めて各区の戸長が集って、水利物産等、総ての管内一般の興利更張を図るための会議を開き、その後毎月2回の開会を行った。
- 。 明治6年8月28日管内の39区を19区に区分し19会所を設置して、従来の正副戸長を廃止し、各会所に戸長、副戸長を置き、同年9月、同村に用掛をおいた。この時、久世村には第17番会所がおかれた。
- 。 明治7年5月25日、従前の正副戸長を廃止し、郷中に戸長（準等外4等出仕）26名、副戸長（準等外6等出仕）360名、市中に戸長1名、副戸長5名を置いた。
- 。 明治8年1月先に各区に主筆を置いて写字をとらせたが、事務がたいへん多くなったので筆耕を雇ってもよいが、その費用は下の様に規定され、割金は国費に下付された。

各 区 長

其引受区高改正定規に超過候会所は自然事務繁劇により筆者雇人等多分有之趣相聞候に付自今高宅萬石を超過候千石毎に1カ年金八円之割金国費を以て下付候緩急見計雇料に支給致候此段為心得相達候事。

北条 県 参 事

小 野 立 誠

- 。 明治8年7月25日、戸長数名を抜擢して正副区長を置き、30日にこれを内務省に上申した。当県管下の事務を正副戸長の取り扱いをやめさせ、区長あるいは副区長を設けて

区内の事務に当らせるため、正副戸長と協議して、等級と俸給を下の様に定めた。

等級

区 長 但し当時 7 名 14 等准席

副区長 但し当時 13 名 15 等准席

但し等級の儀は 12 等迄勤情によって進級する。

給料

区 長 1 カ年金百貳拾円

副区長 1 カ年金百拾円

- 。 明治 9 年 2 月 20 日、正副区戸長の人員は、各会所でもとの高に照準して定員をきめたが、今後の詮議によって、反別、人数などの広狹を平均して、一会所につき、4 人より多く、10 人より少くした。

但し明治 8 年 1 月には伝達した区高超過の筆者雇入については廃止された。

- 。 明治 9 年 4 月 18 日北条県を廃し、岡山県に合併したので、5 月 19 日東西大区の呼称をやめて、これよりのち備前、備中又は美作何大区と改称した。
- 。 明治 9 年 5 月 25 日元北条県 19 会使を改称して会議所とし、区長、副区長を 30 日新に任命し、ついで同年 6 月 24 日会議所位置や所轄区分を改正し、13 会議所に併合した。同年 7 月 17 日各村の用掛を改めて保長とした。会議所には区長、副区長、戸長、副戸長を置いて会議所の事務を取扱わせることになった。

第 13 番会議所 久世村、34 区、35 区

副区長 美見孝治

- 。 明治 9 年 6 月 26 日、詮議の結果、勤農掛戸長の外は正副戸長は総て解職した。
- 。 明治 10 年 11 月 8 日県内各会議所、および小区事務所、ならびに区戸長、保甲長共のことごとく廃し、更に区務所ならびに戸長役場を設置した。但し区務所に区長 1 人、戸長役場に戸長 2 人、各町村へ副戸長を置き、人民の諸願は総て副戸長においてとりしめ差出すものとなった。

(区務所職制)

区 長 準 14 等 月給貳拾円

副区長 準 16 等、17 等 月給拾五円

1 区務所に区長 1 人を置き、区長があれば副区長を置かない。式典例規を遵奉宣布し、上旨を下達し、下情を上通し、区務を総括し、人民の安寧や風俗矯正の任を行う。人口を明らかにして、租税のことや勤学の管理を行い、区内の事務の責任を果し、人民に町村諸費をむだに使っていないことを知らせる。又正副戸長の勤情を監視し、見状することができる。

戸長一員 準等外 同上 (1 等 月給 8 円、2 等 月給 7 円)

常に区務所において区長を補佐し、区務を整理する。もし区長が不在の時は代理を行うことができる。

書役（月給4円より多からず、式円より少なからず）

1 役場内750戸以下のところは1員を置き、751戸以上1,500戸までは2員をおき、1,500戸以上のところは500戸毎に1員を増加することができる。又500戸に満たない時も半数にたれば1員を増加することができる。もっとも適宜減少していくのはよい。いつも役場に出動して、戸長、副戸長の指揮を受け、筆算に従事し、諸簿冊を整理し、規則条例等は分類編纂して参照するとき便利のよいようにしておくこと。

副戸長 準等外 3等、4等 月給4円より多からず、1円50銭より少なからず一村一員を置くことにする。50戸以下の小村は2カ村以上を合せて一員をおいてよい。150戸以下は一員、151戸以上500戸までは2員、501戸以上は3員とする。市街は数町を合せ、500戸以下400戸以上に一員を置く。ただし、市村とも適宜減少するのはよい。常に町村において実地の諸務を担当し、戸長役場へ往来して協議したり、人民の諸申たてを審案連署したりする。

（戸長役場設置当時、役についていた人は次の通りである。）

富屋村 明治10年11月9日申付、明治11年11月27日廃職

副戸長 妹尾治作

惣村 明治10年11月9日申付、明治11年11月27日廃職

副戸長 三浦直太郎

神村 明治10年11月9日申付

草加部村 明治11年11月27日廃職

副戸長 藤本辰五郎

久世村 明治10年11月8日申付、明治11年9月20日廃職

戸長 福井豊一郎

明治10年11月8日申付、明治11年9月20日廃職

戸長 景山敬行

余野上村 明治11年11月9日申付、明治11年11月28日廃職

副戸長 新見彦助

余野下村 明治10年11月9日申付、明治11年11月28日廃職

副戸長 赤木寿平

目木村 明治10年11月9日申付、明治11年11月28日廃職

副戸長 福島九平次

三峠村 明治10年11月9日申付、明治11年11月28日廃職

副戸長 金田弘重

中島村 明治10年11月9日申付

台金屋村	明治11年11月28日廃職	副戸長	国米秀賢
多田村	明治11年11月28日廃職	副戸長	国米秀賢
鍋屋村	明治11年5月9日依願免職	副戸長	国米作次郎
鍋屋村	明治10年11月9日申付、明治11年11月28日廃職	副戸長	景山寛一
多田村	明治10年11月9日申付、明治11年11月28日廃職	副戸長	村田隼造
三坂村	明治10年11月9日申付、明治11年5月9日免職	副戸長	横山俊治郎
	明治11年5月9日申付、明治11年9月19日依願免職	副戸長	岡田九平
	明治11年9月19日兼務申付、明治11年11月28日廃職	副戸長	福井貞一郎
山久世村	明治10年11月9日申付、明治11年11月28日廃職	副戸長	二司代作
久世村	明治10年11月9日申付、明治11年1月26日依願免職	副戸長	横山圭蔵

3人

明治11年5月9日申付、明治11年9月19日三坂村兼務申付、明治11年9月20日廃職
副戸長 福井貞一郎

久世村 明治10年11月8日申付、明治11年9月20日廃職
戸長 近藤正登

- 。 明治12年9月に郡区町村編制が行なわれ、郡区役所が定まり、郡区に郡長、区長がおかれ、町村に戸長がおかれた。
- 。 明治16年2月15日、戸長役場区域や戸長以下の配置方法が改定され、前の戸長一同は解職し、町村の大小に応じて適宜数カ村町長に戸長1名（戸長は県令の知事が選任し、準10等で月俸が20円から準17等で月俸が10円までであった。）を置き、戸長役場毎に用掛1名（郡区長の許可をえて戸長が任命する）をおいて戸長の補佐をさせた。
- 。 明治17年7月1日、戸長役場区域の変更があり次のようになった。
 - 。 鍋屋村、多田村、三坂村、山久世村、台金屋村をもって1戸長役場をおく。役場は鍋屋村にあり、戸長は明治16年より美見房治、19年より20年まで福井貞一郎で後は不明である。役場詰用掛は明治19年岡本安治郎であった。

- 久世村、中島村をもって1戸長役場をおく。役場は久世村にあり、戸長は明治16年より19年まで景山敬行であったが後は不明である。
- 草加部村、神村、惣村、富尾村をもって1戸長役場をおいた。役場は草加部にあり、戸長は明治16年より三浦直太郎、明治17年より明治19年まで若田治郎衛、明治19年より20年まで八木近平、明治20年より明治22年まで田中元であった。
- 明治22年6月1日、町村制実施が行なわれ、中島村、多田村、鍋屋村、三坂村、山久世村、久世村をもって久世村と置き、草加部村、惣村、富尾村、神村を以て川南村とした。
- 明治29年2月25日、久世村町制を施行して、久世町となった。
- 明治34年4月1日、山久世は久世町より分離した。
- 明治37年6月1日、久世町と川南村が合併してあらたに久世町となり現在に至った。

ロ. 教育の近代化

(i) 公教育の面から

① 学制発布

日本の近代教育の展開は明治5年「学制」が発布されてからといえ、「学制」は日本の教育史上画期的な事柄である。当然久世町においても「学制」発布の影響をうけ、これ以後久世町の教育も次第に普及していったといえる。こゝで「学制」についての意味を調べることは同時に当時の久世町教育をみる上で大切なことなので、以下簡単に「学制」についての内容を述べよう。

- ・ 「学制」の内容は新しく全国に学校を設立する主旨を説いたものであり、そこに示されている学問観は従前の儒教思想に基づく学問観ではなく、欧米の近代思想によるものであり、個人主義、実学主義の学問観に立っている。
- ・ 「学制」の特色は学区制に基づく近代学校制度を企画したところにある。それは江戸時代の武家学校(藩校)と庶民学校(寺小屋)に見られるような二重系統の学校体系を基本としたものではなく(いわゆる階級的複線型ではなく)民主的単線型の学校体系を目指すものであった。しかし学制の規定を詳細にみれば複線の要素が多分に含まれており、決して完全な単線型とはいえない。このことは「学制」の性格に関連して注目すべきことの一つである。
- ・ 授業料については、大学校は1月7円50銭を原則とし、ほかに6円、4円を認め、中学校は1月5円50銭を原則とし、ほかに3円50銭、2円を認め、小学校については1円50銭を原則として、ほかに25銭を認めている。このように高額であるのは、太政官布告(学制序文)の趣旨により、受益者負担の原則に基づいて「授業料」によって学校経費の主要部分をまかなう方針によるものといえる。しかし実状をも考慮して、授業料の額は適宜斟酌してよいと定められている。実状は上のような高額を徴収することは到底不可能であり、小学校では2銭あるいは1銭程度のものが多く、

又授業料を全く納めない者も多かった。

「学制」は以上のような特色をもっているが、では久世町の明治初期の公立学校にはどんな学校があり、どんな状態であり、どの様な変遷を行ったか見てみよう。

② 久世町における明治初期の学校

「学制」発布の後、久世町に建てられた学校は次のものである。

1. 遷喬小学校……明治7年の創立で、明治38年7月久世町大字久世字鍋屋に新築をはじめ、40年7月20日落成と同時にここに移った。当時教室に余裕があったので旭陽高等小学校、旭陽農業補習学校、および久世女学校を本校内に収容した。明治41年、実務教育年限の延長の結果、2学級を増加し、10学級とした。43年3月旭陽高等小学校を分離し、同年4月より高等科を併置して、3学級を増した。44年4月には更に1学級を増加して14学級とした。大正4年3月本町大字草加部にある川南尋常小学校を合併し、9月より藩校舎に分教場を設置して、尋常3学年までを収容した。大正9年4月には高等科に1学級を増し11学級とした。
2. 究温小学校……明治8年創立。草加部浜にあり、民家を校舎にあてた。後川南村が設置せられて、草沢に校舎が建てられた。後又草加部の民家に移ったが、終りに新校舎を建てた。在浜に分教場がそれであり、川南尋常小学校といった。
3. 育英小学校……明治7年10月、惣と富尾が合併して開いた。
4. 育家小学校……明治13年4月5日富尾1村で山の田に開いた。同18年7月廃校して、日名村立身校に合併した。
5. 山久世分教場……遷喬小学校の分教場であった。
6. 米来尋常高等小学校……明治7年8月大庭郡目木村大字宿に開校し、明新小学校と称し目木村、三崎河原村、台金屋村の子弟を就学させた。同23年4月尋常米来小学校と改称した。同26年9月再び米来尋常小学校と改め、2学級に編成した。23年10月校舎が新築され、35年4月3学級に増加したが、37年再び旧に復し、2学級編成とした。38年9月村が合併し、美和村が置かれたので、39年4月より美和村立米来尋常小学校と改称した。41年4月には学制改正によって1学級を増して3学級となった。そして明治43年3月に校舎が増築され、同時に従来組合立であった久世町所在の旭陽高等小学校を分離して本校に2ヶ年程度の高等科を併置し、4学級に編成した。44年5月3ヶ年程度の実業補習学校を附設し、大正7年9月高等科を2学級とし、大正8年4月附設実業補習学校を附設し、農業補習学校と改めた。
7. 余野尋常小学校……明治7年隆盛小学校を余野下村に設立し、余野上村、余野下村を通学区とした。同9年校舎を余野下村に移した。そして明治24年に榎野村尋常榎野小学校の支校となり、更に27年独立し、旧名によって隆盛尋常小学校と称し、41年美和村立米来尋常小学校の分教場となり、余野下分教場と称した。明治42年

独立して現名称に改め、2学級編成とした。明治43年には校舎が増築した。

8. 檜邑尋常小学校……明治8年2月大庭郡檜村東谷及び西谷を通学区域とし、檜東村善住寺本殿を仮校舎として開校した陽善小学校の後である。それ以後幾多の変遷があったが明治31年に檜西に移転し、41年4月に至って米来尋常小学校の分教場となった。明治43年4月に独立し、檜邑尋常小学校と改める学級編成となった。

以上の様に、明治初期に建てられた小学校の変遷をみると通合区域が合併され、学級の数も増し、学校も次第に大きくなり、就学する児童がだんだん増えていき、内容もだんだん高度なものを教える学校もできはじめている。それでは児童の就学率をあげるためにどの様な法令のもとに、どんなことがなされたのか、もっと具体的に調べてみよう。

③ 就学状況の変化

北条県においては明治7年7月「公立学校の儀は家塾私塾之比ニ無之ハ不俟論、然ルニ学校資本トシテ寄附金等モ有之、旁人民私有ノモノト誤認シ、私情ヲ以テ派出之訓導ヲ好嫌シ、或ハ無謂苦情申立、或ハ會計ヲ錯乱シ、規則ヲ等閑スル等ノ類問々有之趣、右ハ公立学校之名義ニ悖ルノミナラズ一般人心ノ向背目学校ノ盛衰ニ関シ、甚以不都合ノ事ニ候」と論達し、翌9年1月31日に学令児童の就学を促す一面、その4月1日には明治6年12月以前の設立に係る家塾の閉鎖を命じた。明治10年現在の公立学校の就学状態は次の様である。

岡山県学事統計一覧（美作）

種 別	中 学 校	小 学 校	小学師範学校	中 学 教 員
数	-	167	支校1	-
小学師範学校教員	中 学 生 徒	小 学 生 徒		
男のみ13	男のみ38	男 9,555 女 4,284		
小学師範学校生徒	学 令 人 員	就 学 人 員		
男のみ69	男16,957 女16,296	男 9,223 女 4,216		
不 就 学 人 員				
男 7,734, 女 12,080				

このように就学が奨励されたとはいえ、男子では学令児童の約半分、女子では8割が不就学人数であった。

今まで見たように「学制」は規模において整っているが、余りに画一的で、その理想とするとところが当時の人民に対して高度にすぎ、従って実施が容易でなかったため、明治12年9月29日太政官布告を以て「教育令」の公布を見るに至った。「教育令」は条項47ヶ条で、しかも小学校に関するものが大部分をしめている。「学制」においては学校の監督は学区取締で行われていたが、「教育令」においては町村人民の選挙によ

る学務委員で学校の設置監督を行うこととなった。義務教育の年限についても従来は13歳までに小学校を終ることを原則としていたが、「教育令」においては、「凡児童6年ヨリ14年ニ至ル8カ年ヲ以テ学期トス」而も「凡児童学令期間少クトモ16カ月ハ普通教育ヲ受クベシ」又は「公立小学校ニ於テハ8ケ年ヲ以テ学期トス、土地ノ便宜ニヨリテハ比学期ヲ縮ムルコト得ベシト雖モ、4ケ年ヨリ短クスルベカラズ。比4ケ年間ニ毎年授業スルコト必ズ4ヶ月以上タルベシ」とか、あるいは「学校ニ入ラズト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就学ト看做スベシ」と定められており、その他教員の資格は原則としては師範学校卒業者であるが、年令18才以上で、教員に相応する学力のあるものは男女共教員になり得ることになった。そして文部省は翌13年12月28日「教育令」公布後の実状に鑑み「改正教育令」を公布した。改正教育令の要旨は、公立学校、幼稚員、書籍館等の設置廃止等に関して、その府県に係るものは文部省の認可を経べく、町村に係るものは府知事、県令の認可を要することとなった。

就学については、「父母後見人等ハ其ノ学令児童ノ小学科3ケ年ノ課程ヲ卒リタルト雖モ、相当ノ理由アラザレバ毎年就学セシメザルベカラズ」と規定した。

「学制」が廃止され、「教育令」が公布されてからの明治13年と明治18年の教育に関する状態は次の通りである。

明治13年

種 別	人 口	学令人員	学令就学	学令不就学
数 男	118,264	17,598	10,938	6,660
女	108,663	15,940	5,387	10,553
種 別	6歳以下就学生徒	14歳以上就学生徒		
数 男	169	713		
女	99	66		

明治18年

岡山県学事統計一覧 (美作国)

種 別	小 学 教 員	小 学 補 助 員	中 学 教 員
数 男	4 1 2	1 1 8	8
女	—	—	—

種 別	小 学 生 徒	中 学 生 徒	小 学 校	中 学 校
数 男	1 1,4 9 2	7 7	1 7 7	—
女	5,5 4 8	4		

岡山県学事統計一覧(美作国)を参考にして明治10年と明治18年の就学状況を比べると、18年は10年に比べて、小学校は10校もふえ、教員の数も小学校は倍程度に増え、生徒も小学校では男子が2,000名程度、女子が1,000名程度多くなってお

り、だんだん就学がよくなっていることがわかる。

④ 授業料の変化

明治9年、美作国においては学資の件について、「学資ハ旧校或ハ毎戸ニ賦課ス。其ノ方法タルヤ土地ノ広狭、人口ノ疎密ニヨリ、小差アリト雖モ、概略旧高一石ニ付一ケ年、金五銭乃至拾四銭、戸課モ亦人民の貧富ニ従ヒ、三等或ハ四等ニ分チ、1ケ年金式拾四銭乃至壹円貳拾四銭ヲ収入シ、各校定額ノ六ケ月分或ハ1ケ年分ノ金額ヲ前一時ニ蒐集ス。但シ1ケ月地価百円ニ付壹銭三厘四毛、1戸ニ付貳銭貳厘貳毛、一口ニ付四厘ニ当ル」と記録されているように、土地により方法や高のちがいは多少あったが就学児童には授業料の負担を負わされていた。しかし明治19年の義務教育制とともに授業料の負担は廃止され、就学する義務を負わされたので、就学は一段とすゝんだ。

(ii) 私教育の面から

① 明治以前の教育

久世町における明治以前の教育で特に注目されるのは早川代官のたてた典学館である。早川八郎左衛門は久世の代官所に来て任につき、農閑の期を利用して農民を集め、人倫五常の道を説いたり、農桑力行について教えたりして、常に心をその強化にもっていった。そして寛政三年三月に目木村（美和村大字目木）の福島茂作、福島助太夫、久世村（久世町）杉山順庵等の士を集めて久世の某所に教諭所を設け（典学館）、真野某を招いて講師とし、だんだん領民の子弟を集めて教授した。五年春、真野某を講師に命じて藍田呂氏の解約を解釈させ、それを管下の通学に不便な他の人々に送って学ばせたので、これより管下の人々は学問にこころしき、この結果昔の悪い習慣は行われなくなった。八郎左衛門は更に茂作、助太夫、順庵及び有志の人達とはかり郷校を建てて将来発展の基礎を確立しようと思ひ、7年9月解聴附近に郷校建築の工を起したのである。その他、平民の子弟を教育するところとして私塾、寺小屋があった。

② 明治初年の私学校

江戸時代から平民の教育機関としては私塾、寺小屋があったが、明治時代においてもこれらが教育機関として果たした役割は重要であった。明治初年久世町にあった私塾、寺小屋は次の通りである。

○ 私塾

- 明親館……台金屋村に明治3年開業され、明治5年廃業になった。学科は漢学、筆道で生徒は男子30人、教師は平民の大月圭一であった。
- 正誼塾……久世町吉祥寺本殿に明治13年1月開催され、明治15年12月閉帷され、明治15年12月閉帷となった。組織は地方有志の子弟で組織され、生徒は34人であった。そして生徒1人当たり、月謝を定めて事務は幹事が行った。教師は後藤竹軒で幹事は榎原愛

造，下村義一であった。

○ 寺 小 屋

寺 小 屋 一 覧 表

名 称	学科	旧官轄	所在地	開 業	閉 業	生 徒	身 分	教 師 名
萬年堂	習字	津山領	檜西村	明治元年	明治5年	男 8人 女 2人	農民	中江信蔵
風気塾	習字	〃	久世村	文久2年	明治5年	男 85人 女 33人	平民	南条 欽
	習字	〃	〃	文久3年	明治元年	男 19人 女 13人	商	今井敬蔵
	〃	〃	〃	慶応3年	明治4年	男 15人 女 20人	〃	景山敬行
	〃	〃	〃	文久元年	明治5年	男 20人 女 7人	神官	小野定喜
	〃	〃	〃	明治元年	明治5年	男 28人 女 19人	商	平田 勤
	〃	〃	目木村	嘉永元年	〃	男 49人 女 15人	医	有元耕斉
	〃	〃	三崎村	弘化4年	〃	男 22人 女 3人	医	天谷道市

この様に私学が教育機関として重きをなしていたが、明治5年に閉業が多いのは「学制」発布によって公立の小学校が建てられたためであろう。しかし公立の小学校が建てられたとはいえ、全体的にはまだまだ私学校が重要な役割を果たしたことは明治10年以後も同様であった。私学校の取扱いについて、「学制」には単に報告にとどめているが、「教育令」には「町村人民ノ公益タルベキ私立学校ノアル場合ハ、別ニ公立学校ヲ設置セザルモ妨無シ」と定め、「改定教育令」でも、公立小学校に代るべき私立小学校のある場合は、公立と代用し得ることになっている。そして私立学校は再び年とともに盛んになり、岡山県における中等教育の多くは私学によって生れているほどである。しかし、私塾の増加は小学校の設置に支障をきたす傾向にあったので、普通学科を教授しない私塾には学令児童の入学を禁じたりした。

③ 明治中期および後期の私学校

この期にはクリスチャンの小松鉄一郎が久世町や勝山町で私学を熱心にやったので、小松鉄一郎が作ったり、関係したりした学校をみることにする。

1. 秀英学舎……勝山町に明治28年建てられた。教師は神崎竹代、小松鉄一郎であった。
2. 長谷川学校……勝山町三田に明治29年建てられた。教師は小松鉄一郎、高田

集蔵などであった。

3. 葉王子学校……久世町に明治31年建てられた。教師は岡本茲航、小松鉄一郎など。
4. 国米女学校……久世町栄町に明治34年建てられた。
5. 作西学舎……久世町西町に明治36年建てられた。教師は福井要助、美見恒一、奥村幸衛、菱川虎蔵、繁森貞一郎、井原小一郎等であり、定員は80名であった。
6. 作西学舎女学校……久世町興善寺庫裏に明治37年建てられた。久世女学校として久世町を中心に、美和村、川東村、河内村の4ヶ村立であり、師範学校をてた美見恒一を校長にして、福井要助も小松鉄一郎の感化を受けて働き、裏願寺を学生寮として、川上村、八束村、美甘村、新庄村、中和村、富原村や更に水田、上水田、皆部村を越えて有漢村からも入学者があって、久世には多くの学生が集った。
7. 前田女学校……落合町垂水に明治39年設けられた。河内の人、前田治平は熱心なクリスチャンであり、小松鉄一郎とは深交があり、又小松が勝山、久世でやっている学校のようなことを自分でもやってみたくなり、落合町垂水にかっこうの家を見つけて開校した。校長は青木正親で教師は若き岸本正乃など、講師としてクリスチャンの葉師寺富雄、武鈴江などを得て多くの生徒が集まり、閑谷を出た河本善一も姉のあさのもこれを助けた。しかし、この前田女学校も前田氏の私産に落合町有志の協力だけではむづかしくなり、せっかく有為な教師を多く集めながら、2年ばかりで経営することがむづかしくなり、組織が大きいだけ、早く手をあげる日がきたのである。

このように久世町では作西学舎女学校に多くの学生が集り、その上に作西学舎に教員養成所が並設されて、小学校の尋常科の正教員になろうとする者が集まるなど、久世町は郡内の1大学府町の観を呈した。この久世町の教育事業をみて、勝山町でも明治44年5月にはじめて小学校内に女学校を並設し、小学校長太田繁が女学校長を兼務した。落合町では前田女学校が中止されたのち、教会が信仰よりも政治運動の中心となり、井

手毛三、小出浦助、福井三郎の各代議士の運動に転換し、これを悲しんだ佐藤医師（杉山鉄太郎医師の弟）の中田重治を迎えるホーネス教会の運動は、落合教会を更に河内教会に分裂し、小松鉄一郎に協力して信仰と教育に熱情をもって行うのは久世町だけになった。日露戦争の時にも、クリスチャンの間には相当の批判もでたのだが、久世キリスト教会、並びに小松鉄一郎にとっては信仰復興後直ぐであったため、教会をつくることや学校のことが急でその方へは手がのびなかった。これほどまで小松鉄一郎がキリスト教信仰を中心にして、精神復興と、教育の重要性を叫び、久世を中心にして女学校、青年学校を起したのに、政治的、経済的理由で久世には残らず、中学校は勝山に、女学校は落合にとられてしまった。久世町には教会堂があるのみで淋しい限りである。

第8章 交通の発達と変遷

1 河川交通

久世を流れている旭川の河川交通について、高瀬舟を中心に近世の頃から高瀬舟の姿が見えなくなってしまう大正末頃までを考えていきたい。

本調査は久世町についてであるはずだが、現在久世には河川交通に関する資料が乏しい為、久世から旭川に沿って少し下った所にあるかつての船頭集落「向津矢」を調査すれば、それと関連して久世の河川交通も多少知ることができるのではないと思われる。この調査は主として向津矢在住元高瀬舟船頭西田文治郎氏（78才）からの聞き取りに、久世の福井家文書、菊地鷹太郎氏所蔵文書、「美作勝山藩志稿」（佐野篤太郎編）、「山中一揆資料」等を参考としてまとめたものである。

1 船 数

且土より上流にどれ位の高瀬舟があったかを調べて表示すると次のようである。

年 代		元禄二年（1689）	享保十年（1725）	大 正 の 頃
村 名	勝 山	1		7
	久 世		4	3
	赤 野		2	
	垂 水	19		
	向 寺 矢	12		1
	法 界 寺		22	30以上
	野 原	6		3
	舞 高	1		
	下 見		10	2～3
	且 土	5		

資料【「美作勝山藩志稿」】【「山中一揆資料」】【西田文治郎氏より聞き取り】

この表に聞き取りを加えて考察すると、法界寺は船数が他村と較べて江戸の頃も大正の頃も相対的に多かったようである。久世の高瀬舟は大正年代では飛船といって久世から福渡あたりまで客を積んで荷物は少しだけ積む舟であったが、享保の頃は荷を積む高瀬舟が四艘あった。向津矢は大正の頃には、船頭は多かったが船持は余りいなかったと云うことであるが、元禄の頃には12艘も舟があり、しかもその当時、村の戸数は33戸、従って3戸に一艘強の割になる。元禄を下って寛延四年の向津矢明細帳（菊地鷹太郎氏所蔵）には、

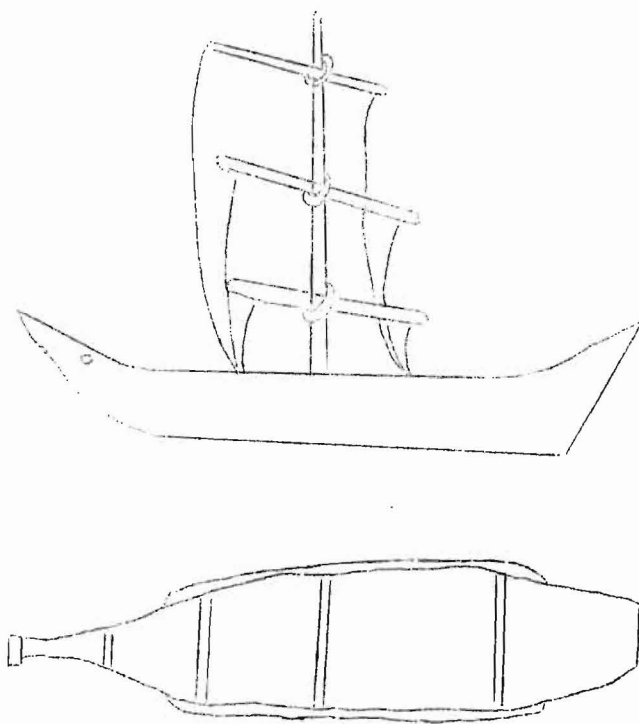
高瀬舟当村之者共四艘所持仕，秋御米積請，其外備前岡山江往返之荷物積候而渡世仕候とあり四艘に減じている。又「美作勝山藩志稿」所収の弘化四年の文書には，

御用之高瀬舟，此度新規出来，古船之分壹艘百匁づつにて向津矢村之者共頂戴仕度旨，御代官申出候。

とあるところなどから近世には多い時は12艘，少ない時は4艘位の船持がいたことがわかる。

なお聞き取りによると旭川上流から下流までの間に大正年代には320～330艘位あったそうである。

ロ 高瀬舟の構造



〔藤沢晋著「高瀬舟」（吉田徳太郎編『岡山風土記』所収）

高瀬舟には普通船頭（親方，又は大将とも言う）一人と小船頭二人と三人が乗り，「先乗り」は舟を進めるのに一番役目が重大で上達者がなり，その次は「跡乗り」で，「中乗り」は初

心者向きの役であった。

聞き取りによると高瀬舟の大きさは長さ八間(14.48m)、幅八尺(2.42m)で、材質として敷き(船の底板)は厚み一寸二分(3.3cm)程の松、横は一寸(3.30cm)程の杉からできていて、新造船は明治末から大正初年頃三十五円で主に岡山、下見、福渡で作られた。西田氏が20代の頃、旧船を二十円で売ったことがあると言う。

津山より少し北の吉井川沿いの入村(現在の苫田郡鏡野村入)と下原村(現在の苫田郡奥津町下原)の享保十年頃の高瀬舟は入村のが二艘で長さ七ヒロ三尺(13.58m)、幅六尺三寸(1.90m)、下原村が一艘で長さ七ヒロ一尺(12.97m)、幅六尺二寸(1.87m)(「山中一揆資料」所収矢吹家文書より)とあるから聞き取りによる船はこれよりは長さ、幅共に多少大きいことになる。

ハ 旭川往還に要する時間と積荷量、及び積

イ) 荷 類

久世一岡山間は水路20～21里程あり、これを高瀬舟で下りは一日で、上りは久世迄が五日、勝山迄が六日かかる。従って久世、向津矢あたりから岡山往復一通船に大体一週間要したと考えればよい。上りの際の宿泊地は、まず岡山を出発して四里程上った大鹿又は田土で一泊目、福渡の辺で二泊目、このあたりから川が急になって三里程上った栃原で三泊目、西川、又は且土が五泊目で六日目で久世に帰ってくる。舟の帆は下りは福渡のあたりから、上りは出発点岡山からあげて航行することが多かった。

積荷は大正年代は勝山、久世、落合ともに木炭、木材が多く、特に木炭がほとんどであり「岡山市史」産業経済編にも——旭川と吉井川の高瀬舟で岡山町に運ばれた品は、米、大豆、薪炭、木材、茶等が主で岡山町から高瀬舟で積み登った品は塩、酒類が主であった。とある。そして、その積載量は下りは多い時で2,000～2,500貫を積み(但し、冬の間は1,700～1,800貫)、上りは普通600～700貫(但し、冬の間は300貫)位であった。

上りの舟は久世・落合等へのもどり舟だけではなく、岡山から上へ四～五里の湯すや中牧の船が久世、落合に上っていくのが別に十艘程あった。

近世の頃は久世原方の庄屋福井家の文書「厩々御触書写」によると幕府の天領だった久世及び付近の村々が津山藩の新預所にされた際、藩から久世以外の村からの舟積商いは禁じられ統制を受けている。即ち、

文政元寅八月

- 一 御新預村々商之義、久世村原方町並諸商 綿場湯泉場小商ひ之義者仕来之通産免し、其外村々之義者俵物反物古手腰物之類取扱之商ひ、酒請売、炭薪其外諸品買集船積之商ひ、出買商之類其他所々之商ひ可致堂免御領内出職以為し 等一切差留、縦令自身仕出し品たり共舟積、陸荷物=不限、津山、久世両所之外江売捌之義、不相成間申渡・・・・・・

これによると、久世では従来通りの商いが許されているが、近辺の村々は諸商売とも差止められ、薪炭を買集めて舟積みして下ることも差止められている。それ以前にはこれら村々も炭、薪、その他諸品を買集めて舟積みの商いをしていた様である。そして、それらは今後津山、久世以外では売捌けなくなったことが知られる。ところが、次の文書によるとこの差止めは一部の村では解禁となっている。即ち、

文政元寅十月承届、同二卯十二月大庭郡村々江触達

- 一 大庭郡河川谷筋村々久世村江持出候義、所々難渋=付、赤野村 川端=而、諸荷物舟積川下いたし、備前岡山=而、売捌度願出承届候事。

とあって、赤野村 からは諸荷物を舟積川下して岡山で売捌くことが許されている。

又、文政三辰年十月には、今まで舟積商いをしてきた松村を御定法により差留めたが、村人が難渋するといので、今後十年間を限り舟積商いを差免じている。又、同年久世村原方については、津山城下以外は禁止されていた縁綿商 舟積みが右村方町並に限り許されている。但し、右村方と赤野村 は是迄も実綿舟積は許されていた。ここで縁綿も許されたのである。その他よりは他へ売払うことは禁止されているのに間々抜荷をするものがあるので見つけ次第訴えるように示している。又、同年十二月には平松、西原西村について、天領の頃とはちがってこれからは竹木に限り舟積川下を許す。尤も右両所の外でも久世原方へ積登ることは勝手次第とされている。

このように舟積商ひ品、売捌き場所を規制して新預の村々を天領の頃のように容易には諸品を舟積川下して岡山、その他他領へ売捌かせないように、そして津山、久世へは物資を集荷した上で積出させる等の規制の中に生産者、在郷商人のになう農民的商品生産の成果を藩の掌握する流通機構に吸収しようとする津山藩の領国内における経済政策の一端がうかがえる。

この他積荷で大切なのは年貢米であった。封建時代においては高瀬舟は年貢米を運ぶことが一番重要な役目であった。大庭郡、真嶋郡の近辺の村々は年貢米を久世河岸に集めて、そこから備前福嶋湊迄高瀬舟で運んでいったのである。久世から川下するにあたり、寛政十一年六月久世代官早川八郎左衛門が出した廻米八箇条（永山卯三郎著「早川代官」）には、

- 一 高瀬舟之義、当年ハ式拾艘之内ハ川下致間敷、総代庄屋屯人づつ上乘いたし、湊に於て水揚げ廻し念入取計送状至、若欠減有之候ハバ先格之通船吟味之上、俵毎込米為致蔵元太夫へ相預

ケ手形取之、庄屋は直ニ可罷帰事。

とある様に二十艘以上の舟に総代庄屋が一人づつ乗り込んで、舟を連らねて川下し、福岡湊に年貢米を運んだのである。

その他の積荷類を知るものとしては「久米郡誌」(P 817)に時代は江戸時代の初期になるが、貞享四年(1687年)の福渡村の覚から雑穀、竹、材木、熊の皮、熊のゐ、鹿の皮、うるし、うるしのみ、紙、かうそ、牛らり、真綿、あさのを、木わた、えご、ごま、こぬか、けやきの皮、目木村砥石の此品々諸色を船積下を差留めているのに抜荷をするものがあると述べているところ等からも知ることができる。

ニ 賃 銭

貞享四(1687)の垂水村の定(「美作勝山藩志稿」所収)には「当村より備前の国岡山迄川船一艘に付、銀子二十二匁に相定め・・・」とあり、久世一岡山間は二十四匁とある。又宝暦十四年(1764)の美作国真嶋郡玉田村明細帳(谷口澄夫著「湯原町史」P 417所収)によると「・・・但、久世河岸より備前福岡湊迄川路廿里に付、出し積賃米被下置候。米宅石に付、四升貳合宛」とある。

大正年代では、西田氏の話によると運賃積みの際乗組員の賃金は、一通船で先乗り3円50銭、跡乗り2円、中乗り1円50銭で、当時米一俵が2円50銭程だったという。従って、勝山あたりから岡山まで行ってもどると米一俵になったことになる。次に荷が親方(先乗り)のものの場合には、既に商談の決っている荷を荷主のもとへ運ぶというのではなく、親方が炭を久世勝山等で買い、高瀬舟に積み岡山の炭問屋まで運んで行って売るのである。当時岡山の炭問屋は御旅所の辺と京橋が一番多く、他に出石、二日市にも多かった。この場合のもうけは荷の二〜三割ということであり、当時炭一貫目20銭〜30銭であるから、前述の積載量と考え合わせば相当割の良い仕事と言うことになる。

ホ 労働状態

旭川は傾斜度が高い為、激しい流れの瀬が何カ所もあり、下りはともかくとして高瀬舟が上るのには苦勞することになる。中でも一番の難所は田鶴の上のおおまたの瀬で、ここは今ではダムになっているあたりのことである。このような難所では一艘をひっぱりあげるのに五艘分の船頭小船頭が協力して瀬持ちをする。その際に船頭達は「一番じゃー。」とか「半分乗り上った。」とか言い合ってはっぱをかけるのである。

又、その他川の整備として、舟が川底をすらないように川堀りの仕事がある。これは昔船に乗っていた船頭が役場から請けて大体冬の間にやっていた。

へ 結 び

このようにして、大正末迄旭川を航行していた高瀬舟も大正13年に敷設された姫新線の影響でその後まったく姿を消してしまった。「岡山県統計書」から真庭郡の小舟（動力を有せんものに限る）の表を例にとってみると、そのことがよくわかる。

年	代	数
大 正	9 年	1 1 2
	1 0	1 0 6
	1 1	9 7
	1 3	1 1 4
	1 3	4 5
	1 4	4 7
	1 5	4 1
昭 和	2	

昔ながらの軽便な高瀬舟も汽車という近代的交通機関によりここに簡単にその地位を取って変わられたことになる。

2 七 里 飛 脚

七里飛脚とは七里毎に小屋を置き、脚夫を配して状箱を運送させた為、そのように呼び、これは藩によっては幕府の継飛脚の制に倣って江戸と領国間とを往復するため特別に設置した大名飛脚の一種である。その代表は尾張家、紀伊家、丹羽若狭守それにこの久世駅を飛脚受所として御状箱を継立させた雲州松江松平家等があった。以下この松江松平家の七里飛脚特に久世駅における状態を中心に考察しよう。

イ 飛脚便の種類と所要時間

飛脚便には、一ツ判・二ツ判・三ツ判の三種があり、一ツ判は夜通しではなかったが、二ツ判と三ツ判の御状箱は駅に着くと昼夜に限らず刻付けをしてすぐ次の駅へ継送った。

その際、久世から東の勝間田迄は、三ツ判で四刻（八時間）、二ツ判で五刻（十時間）、西の新庄迄は三ツ判で三刻（六時間）、二ツ判で四刻（八時間）の所要時間であった。このように判が多く押してあるもの程速達便となっており、同じ様な形式が姫路藩においてもとられていたことが、「又、本文中五日切とあるのは、其飛脚の触出し帳に、此の印判三個を押捺しあるものは、五日間にて江戸より姫路に運送すべきもの、二つは七日間、一つは八日間にて運送すべき票証となしたるものなり」（植畑雪湖「姫路藩七里飛脚印鑑」交通文化第九号所収、昭和15年1月）とあることによって判る。

姫路七里飛脚印鑑							
従武州江戸播州姫路迄七里継飛脚 出役人							
本 鑑							
	<table> <tr> <td>五日切り</td> <td>三つ</td> </tr> <tr> <td>七日切り</td> <td>二つ</td> </tr> <tr> <td>八日切り</td> <td>一つ</td> </tr> </table>	五日切り	三つ	七日切り	二つ	八日切り	一つ
五日切り	三つ						
七日切り	二つ						
八日切り	一つ						
享保十四 酉 九月							

その票証は上の如きものであった。

次に久世駅が取扱った御状箱度数は年代によって差があるものと思われるが、嘉永七寅年正月の「雲州様御用留」によると、前年扱った御状箱が貳百四拾五荷内九十三度が三ツ判となっている。外国関係で度数もこの頃が多くなったと思われるが、一応の幕末期久世駅継送り七里飛脚の度数を知ることができる。明治三年の御用留によれば、同年九月より十二月迄の五カ月間（旧暦で十月が閏月）の継送り度数は次の如くで、年間にして五十回前後と推定される。嘉永の頃に比すれば約五分の一であるが、これは明治維新となり、明治二年には藩籍も奉還して、藩としても江戸—— 松江間の重要な連絡は少なくなったことを示すものである。

三ツ判	十四 度	四 度	西 行	合 計 二 十 九 度
		十二 度	東 行	
二ツ判	十四 度	十一度	西 行	
		三 度	東 行	
壱ツ判	一 度	一 度	東 行	

ロ 継送り状態

御状箱を久世駅から西へ継送りした場合は、新庄詰役人へ御状箱に次に掲げる如き様式の送り状をつけて慥かに渡し、受取書を取って帰り、勝間田詰役人が久世へ来た時にそれを渡した。東へ継送りの場合も同様で勝間田詰役人へ送り状をつけて御状箱を慥に渡し、受取書を取って帰り、新庄詰役人が久世へ来た時にそれを渡すようになっていた。

景山又八郎殿	久世	十一月廿一日	右之通相送り申候	メ	桐油貳荷	送り箱壱つ	一、油紙包三つ	覚
		新庄	以上					
		佐藤六右エ門						

受取書

一、油 紙 包

壺 つ

送 箱

壺 つ

桐 油

壺 荷

右之通體受取申上候

十一月十九日

新 庄

佐 御 本 陣
藤 六

右工門

久 世 御 本 陣

景 山 又 八 郎 殿

覚

一、御 書 状

壺 通

大久保庄左工門 様行

右之通體受取申上候

壬 五 月 十 三 日

津 山

問 屋

津 山
入馬会所

久 世 駅

御 役 所

様

もし又、新庄・勝間田へ持送った節に、詰役人が留守の場合は、出合う所迄出むいていかねばならず、途中において出会わなかったならば西は伯耆国溝口、東は播州佐用のあたりまでもいって詰役人に慥かに渡して、その受取書を取って帰るようにして、飛脚人及び各駅の御状箱に対する責任を明らかにした。右によって判明する如く、松江藩の七里飛脚は、伯耆溝口——新庄——久世——勝間田——佐用と継所が設けられ、久世駅はその一継所として継送りに従事したのである。

継送りの途中には、御状箱の中味を漏らしたり、失ったりした事故も間々起っており、例えば嘉永二年の五月付けの文書には、先達て江戸仕出しの三ッ判の飛脚が角崎より佐用駅へ継送りの節に桐油を失ったとある。又文化十四年には、勝間田——久世駅で、嘉永六年には、久世——新庄間で御状箱を小川に落して漏したという文書も見られる。ここに嘉永六年のものをあげると、

乍恐以書附御継奉申上候事

当月十五日、江戸表御仕出三ッ判片掛御状箱昨昨日二日戌上刻当駅へ參着仕、即刻新庄御継立申上候処、途中勝山橋ニ而持文のものの不計、御状箱道持小川へ落、御封印・御送り状等漏候段、申披も無御座奉恐入候。万一中へ水入候様之儀、御座候而ハ重々奉恐入候ニ付、早速罷出御調可奉申上之処、病氣ニ而延引仕候間、乍恐宜御執成被仰上被為下度奉願上候。右為御継書付を以奉上候。此段宜被仰上可申候。以上

嘉永六 丑年 六月

久世駅御本陣

景 山 又 八 郎

河 野 栄 蔵 様

原 田 定 市 様

と断書きを出しており、そして、御状箱を小川へ落した理由を
六月 廿二日 早々、御状箱持出し、久世町より廿町程隔字黒尾東添石橋之処を通り懸け候所、面躰不存もの〇目ニ牛を追通り候ニ付、声を懸け候処、先方もよケ呉候場合、如何之事哉、大